

韮崎市
第2期子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月
韮崎市福祉課

は じ め に

全国的な少子高齢化の進展に伴う人口構造の変化は、我が国の社会保障制度や経済成長等へ多大な影響を及ぼしております。本市も例外ではなく、総人口に伴う年少人口割合も減少し続け、未来の労働力人口の減少や地域社会の活力低下等が懸念されています。また、子どもと保護者を取り巻く環境も大きく変化し、子育てに関わる行政需要も拡大するなかで、子育て支援に係る施策を質と量の両面から充実させ、本市に住む全ての子どもたちと保護者が、心身ともに健やかに暮らせる地域社会の実現が強く求められております。



こうした状況下、本市では、平成27年3月に「**「**斐崎市子ども・子育て支援事業計画」**」**を策定し、『目指そう 子育てサポーターのまち・斐崎』の基本理念のもと、市民・地域・企業・行政が協働し、市全体で子育てを支え、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを支援する環境づくりに努めてまいりました。

また、『子育てするなら斐崎市』をテーマに少子化対策を推進し、18歳までの医療費助成や、国の施策を大幅に拡大し、幼稚園や保育園を利用される第2子目以降の児童について、年齢を問わず、保育料・給食費を無料にいたしました。なお、第2子目の基準につきましては、小学校3年生までのきょうだいに拡大するなど、多子世帯における負担軽減を図り、子育て世帯にやさしいまちづくりを推進しているところであります。

この度、第1期計画期間の満了に伴い、幼児教育・保育の無償化や子どもの貧困対策を始めとした現在の社会情勢や多様化するニーズ等を踏まえて、子育て支援施策の基本方針を示す「**「**第2期斐崎市子ども・子育て支援事業計画」**」**を策定いたします。

本計画では、『**「**広げよう 子育てサポートの輪 にらさき**」**』を基本理念に新たに掲げ、子育て支援施策のより一層の推進を図ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたって、貴重なご意見をいただきました斐崎市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました市民の皆様にご心より感謝申し上げます。

令和2年3月

斐崎市長 **内藤 久夫**

— 目 次 —

第 1 章	計画の策定にあたって	1
第 1 節	計画策定の背景と趣旨.....	1
第 2 節	計画の位置づけ.....	2
第 3 節	計画の期間.....	2
第 2 章	韮崎市の現状	3
第 1 節	人口等の現状.....	3
第 2 節	子育て支援サービスの現状.....	12
第 3 節	子ども・子育てニーズ調査からみる現状.....	21
第 4 節	子どもの生活アンケートからみる現状.....	38
第 5 節	子ども・子育てに関する課題.....	47
第 3 章	計画の基本理念及び基本目標	48
第 1 節	基本理念.....	48
第 2 節	基本目標.....	49
第 3 節	計画の体系.....	50
第 4 章	子ども・子育て支援事業計画	51
第 1 節	前提となる事項.....	51
第 2 節	教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期.....	54
第 3 節	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期.....	56
第 4 節	教育・保育の一体的提供と提供体制の確保.....	65
第 5 節	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	65
第 5 章	子育て施策の展開	66
基本方針 1	多様な子育て家庭への支援の推進.....	66
基本方針 2	母子の健康維持.....	71
基本方針 3	親の子育て環境の充実.....	74
基本方針 4	子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備.....	78
基本方針 5	安全対策の推進.....	83
基本方針 6	男女がともに仕事と子育てを両立できる社会の実現.....	86
基本方針 7	子どもの貧困対策の推進（韮崎市子どもの貧困対策推進計画）.....	88
第 6 章	計画の推進体制	96
第 1 節	推進体制.....	96
第 2 節	評価・検証.....	96
資料編	97
①	韮崎市子ども・子育て会議条例.....	97
②	子ども・子育て会議委員名簿.....	99
③	計画策定までの経過.....	100
④	用語集.....	101

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 節 計画策定の背景と趣旨

我が国では近年、結婚や子どもを産み育てることに対する価値観の変化や就労形態の多様化、社会経済情勢等の変化などに伴い、急速な少子高齢化が進行しています。また、地域のつながりの希薄化や子育て世帯への負担の増加等により、子育てに対して不安感や孤立感を抱く子育て世帯も少なくなく、子育てに関連する多くの課題に対応することが必要となっています。

こうした状況を受けて、国では、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の見直し・改善などについて盛り込んだ「子ども・子育て関連 3 法」（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）を平成 24 年に制定しました。この 3 法に基づいた新たな子育て支援の仕組みとして、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供や、地域の子ども・子育て支援の充実化を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度より施行されています。

そして、平成 29 年には待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」を公表するとともに、幼児期の教育・保育の重要性を考慮し、令和元年 10 月 1 日より、認可・認可外を問わず幼児教育・保育の無償化が実施されるなど、子育て世帯を取り巻く社会情勢は大きく転換しています。

本市では、子ども・子育て支援新制度に基づいて、教育・保育・子育て支援の充実を図る「韮崎市子ども・子育て支援事業計画」を平成 27 年 3 月に策定し、市民・地域・企業・行政の協働のもとで、市全体で子育てを支えるまちづくりに努めてきました。この度、令和元年度をもって計画期間が満了すること、支援を必要とする子どもの増加や貧困問題等をはじめとする新たな行政需要へに対応すること、そしてこれまで本市が展開してきた子育て支援施策をより一層推進することを目的として、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間の計画期間とする「第 2 期韮崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

第2節 計画の位置づけ

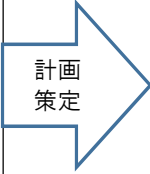
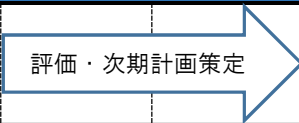
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定されている「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に規定されている「市町村行動計画」として位置づけられるものです。また、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の「自立促進計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第10条～第14条における地方公共団体が行う支援等の内容に対応する本市の施策についても盛り込んでいます。

本計画は「第7次韮崎市総合計画」及び「韮崎市地域福祉計画」を上位計画として位置づけるとともに、その他の各種関連計画との整合性を図りながら、市のあらゆる分野で子育て支援施策を展開し、子どもを産み育てやすいまちづくりを推進していくための指針として定められるものです。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。計画最終年度である令和6年度に、本計画の達成状況の確認と見直しを行います。

なお、国や山梨県の施策の動向、社会経済情勢の変化等を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
 計画策定	第2期韮崎市子ども・子育て支援事業計画 (本計画)						
					 評価・次期計画策定	次期計画 (令和7年度～ 令和11年度)	

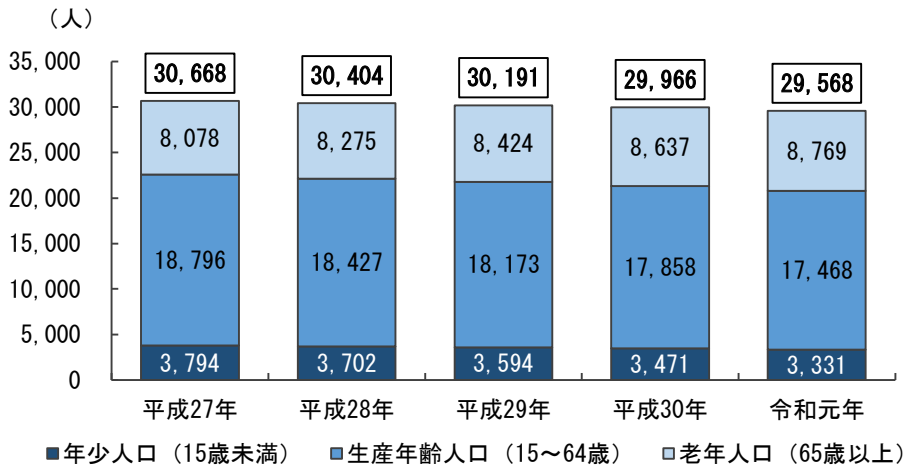
第2章 韮崎市の現状

第1節 人口等の現状

(1) 総人口と年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、平成16年に33,240人を記録して以降、これまで減少が続いています。年齢3区分別人口の推移をみると、平成27年から令和元年の5年間で1,100人減少しています。また、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向にあるのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しています。

【年齢3区分別人口の推移】

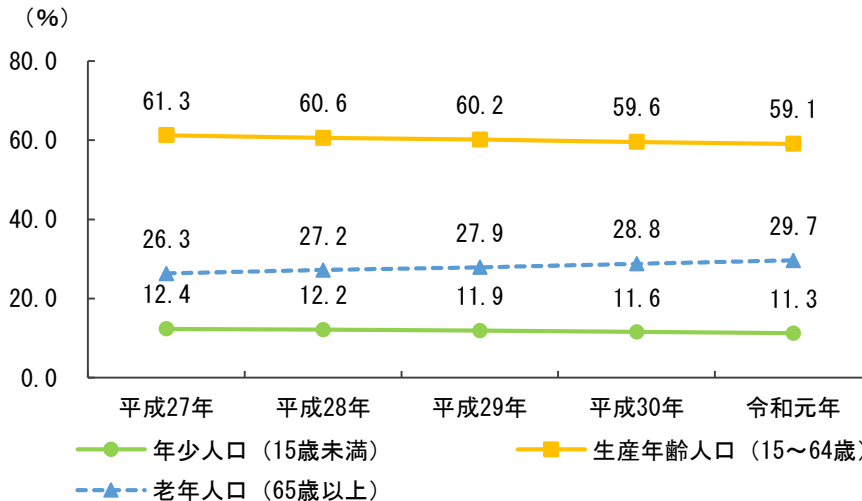


出典：「住民基本台帳」（各年4月1日現在）

(2) 年齢3区分別人口の比率の推移

年齢3区分別人口の比率をみると、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）は年々ゆるやかに減少していますが、老年人口（65歳以上）は年々ゆるやかに増加しており、令和元年には29.7%となっています。

【年齢3区分別人口の比率の推移】

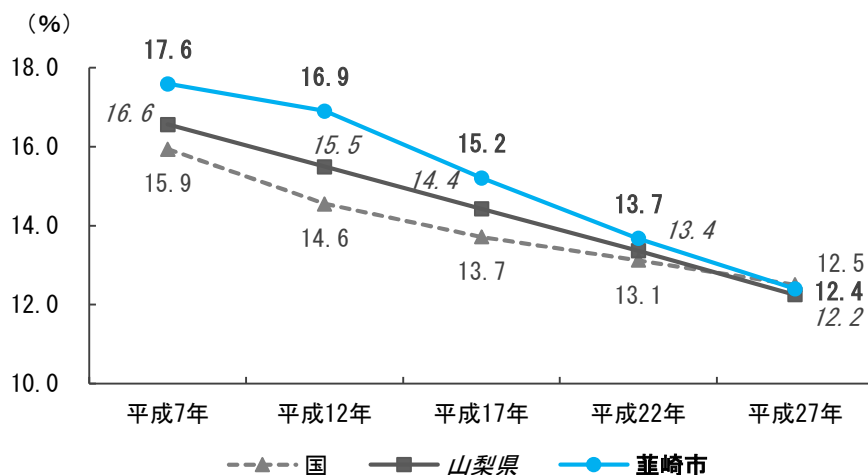


出典：「住民基本台帳」（各年4月1日現在）

(3) 年少（15歳未満）人口割合の比較

年少人口割合を国・山梨県と比べると、本市は国・山梨県よりも高くなっていますが、平成27年には国との差が0.1ポイントまで縮まっています。平成7年と平成27年を比べると、国は3.4ポイント、山梨県は4.4ポイント、本市は5.2ポイント減少しています。

【年少人口割合の比較】



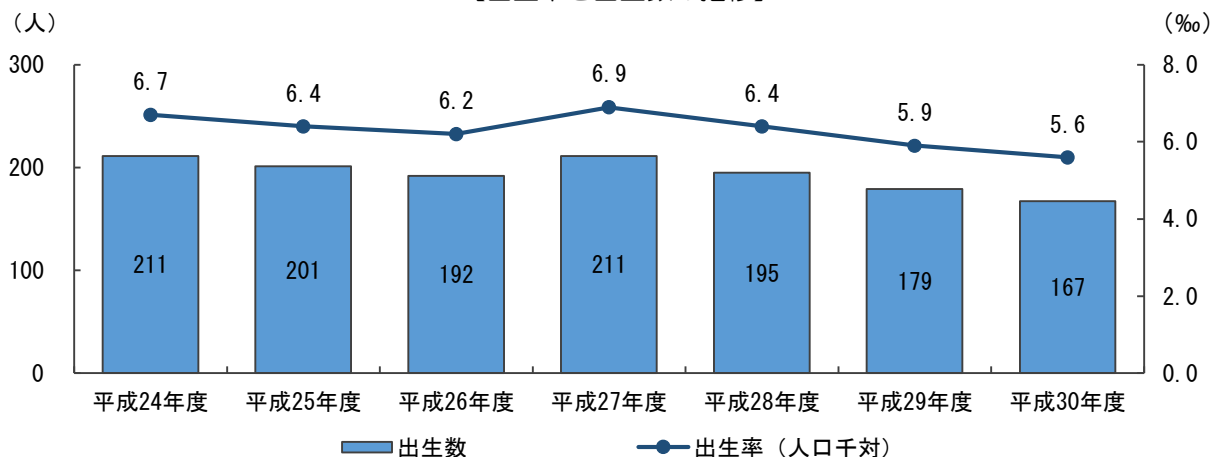
出典：「国勢調査」（各年10月1日現在）

(4) 出生率と出生数の推移

出生率は平成24年度から平成26年度までは減少しており、平成27年度にやや回復したものの、その後はゆるやかに減少しています。

出生数は平成24年度から平成26年度までは減少していますが、平成27年度には211人と、平成24年度のピーク時と同じ人数となっています。平成28年度以降減少傾向が続いています。

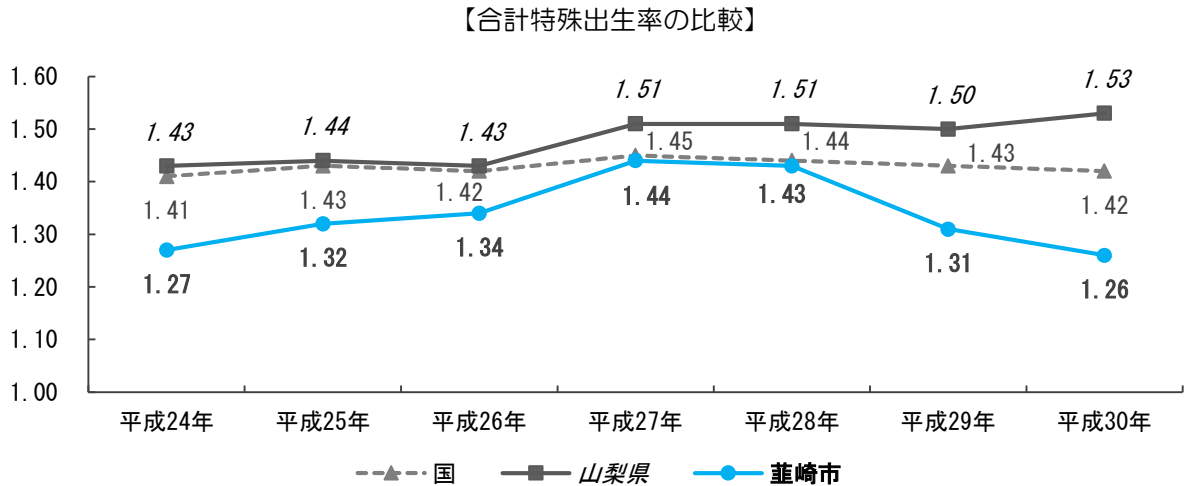
【出生率と出生数の推移】



出典：「韮崎市市勢ダイジェスト（平成30年度版）」、平成30年度のみ「住民異動届年計表」（平成30年度末現在）

(5) 合計特殊出生率の比較

本市の合計特殊出生率※は、平成24年から平成27年にかけてゆるやかに増加しており、その後平成30年には1.26に減少しています。また、国や山梨県よりも低い水準で推移しています。

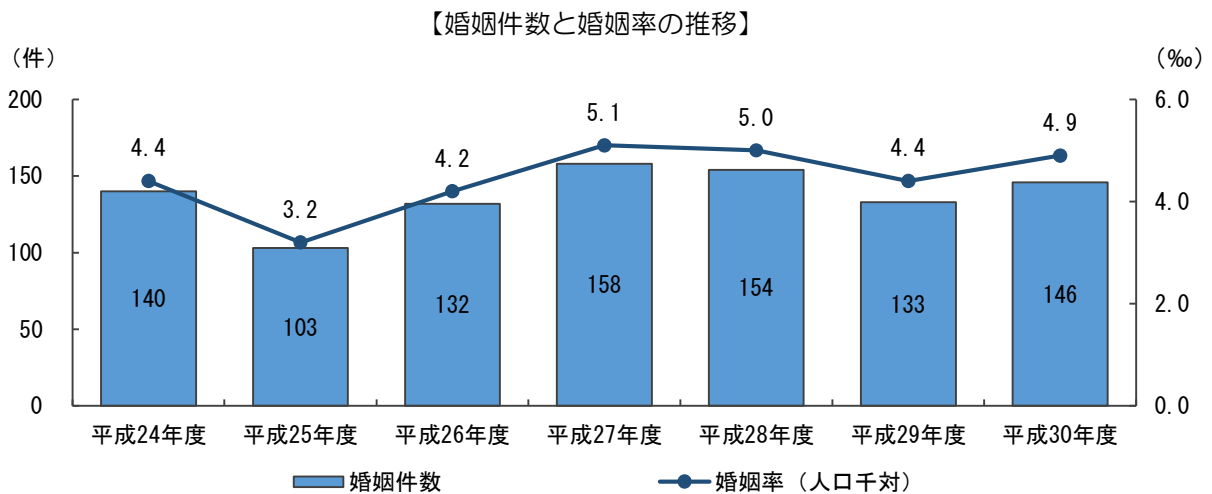


出典：「人口動態調査」、市民生活課

※合計特殊出生率：一人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数を示す指標。年齢ごとに区分された女子人口に対する出生数の比率を年齢別出生率といい、合計特殊出生率は15～49歳の年齢別出生率の合計です。

(6) 婚姻件数と婚姻率の状況

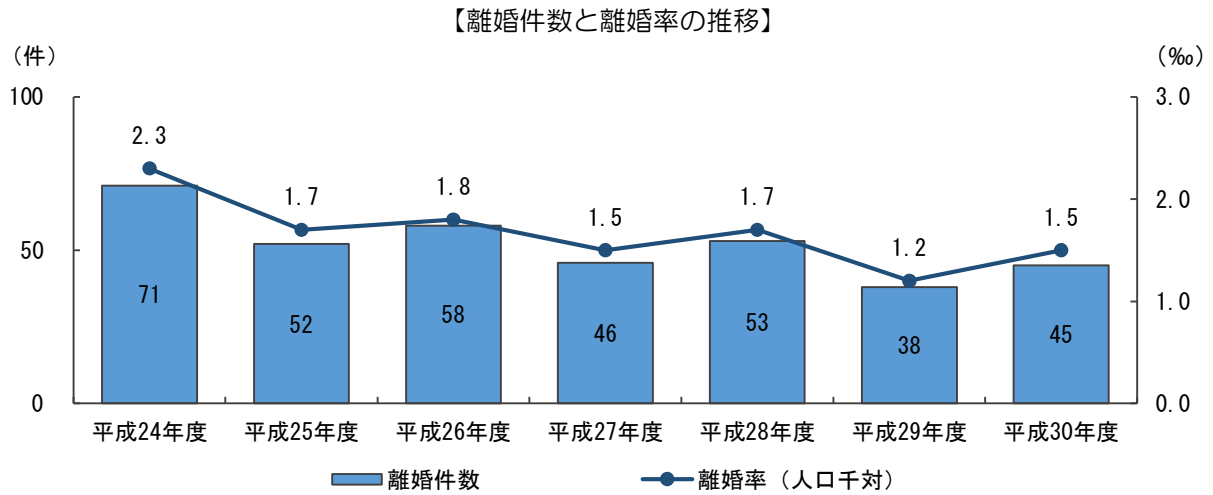
婚姻件数については、平成24年度から平成25年度にかけて37件減少していますが、その後平成27年度にかけては、各年度増加しています。その後は増減を繰り返し、平成30年度には146件となっています。婚姻率は平成25年度に3.2%まで減少していますが、その後平成27年度にかけては5.1%まで増加しています。その後はゆるやかに減少し、平成30年度は4.9%に増加しています。



出典：「韮崎市市勢ダイジェスト（平成30年度版）」、平成30年度のみ「人口動態処理状況」（平成30年度末現在）

(7) 離婚件数と離婚率の状況

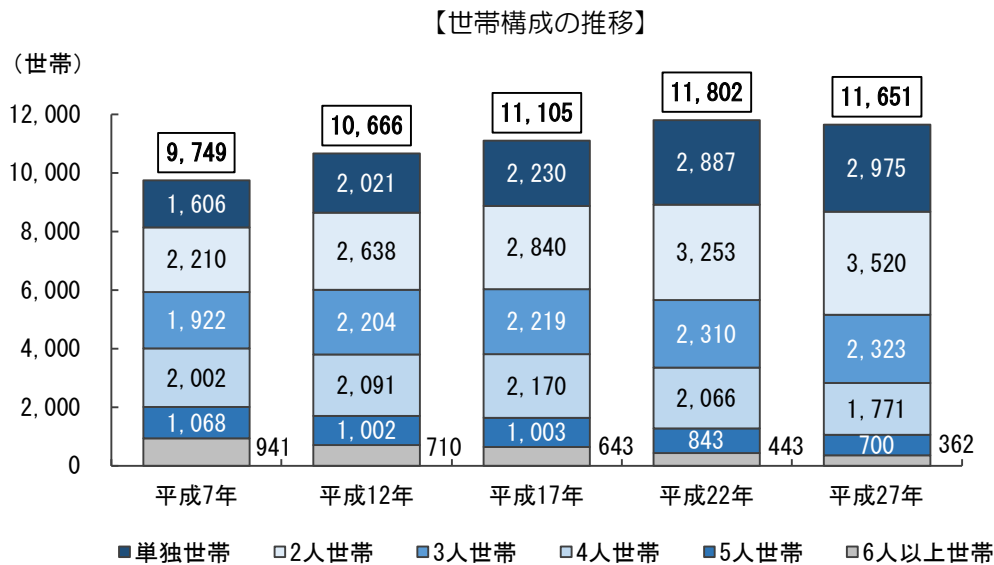
離婚件数、離婚率はともに平成24年度から増減を繰り返しながら推移しており、平成30年度には増加傾向に転じています。



出典：「韮崎市市勢ダイジェスト（平成30年度版）」、平成30年度のみ「人口動態処理状況」（平成30年度末現在）

(8) 世帯構成の推移

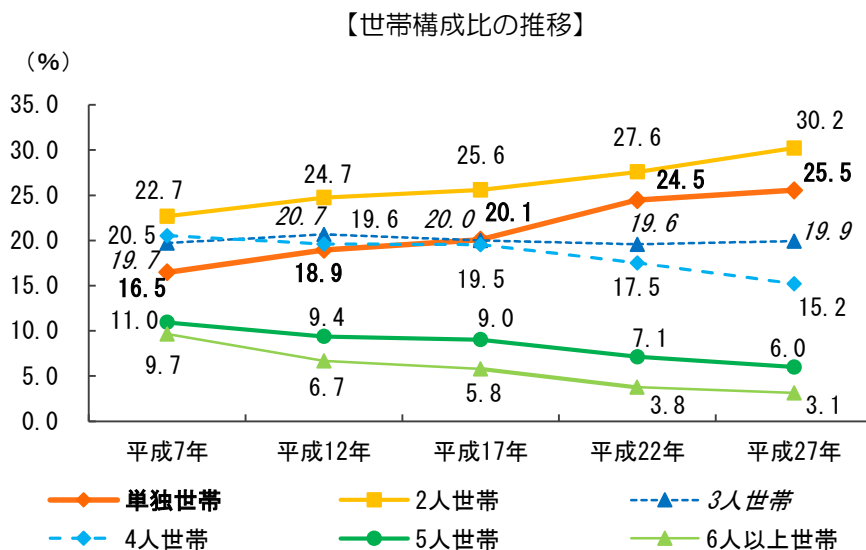
本市の世帯数は平成27年で11,651世帯と、平成7年と比べて約1.2倍に増加しています。特にこの20年では、単独世帯が約1.9倍、2人世帯が約1.6倍に増加しています。一方、5人世帯は約35%減少しています。



出典：「国勢調査」（一般世帯のみ）（各年10月1日現在）

(9) 世帯構成比の推移

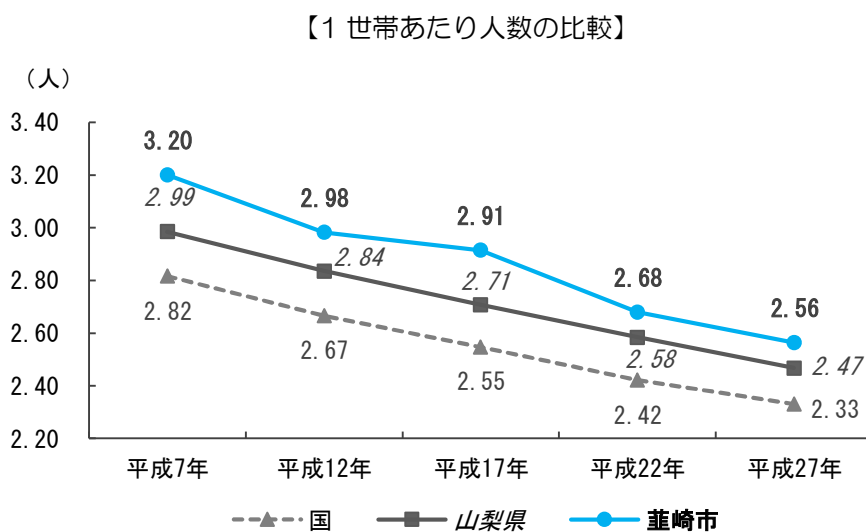
2人世帯はこの20年間増加し続け、平成27年には30.2%となっています。一方、4人以上の世帯は減少傾向にあり、いずれも20年間で5.0ポイント以上減少しています。



出典：「国勢調査」（一般世帯のみ）（各年10月1日現在）

(10) 1世帯あたり人数の比較

本市の1世帯あたりの人数は、国・山梨県よりも高くなっていますが、この20年間で低下し続け、平成7年と平成27年を比べると0.64人減少しています。

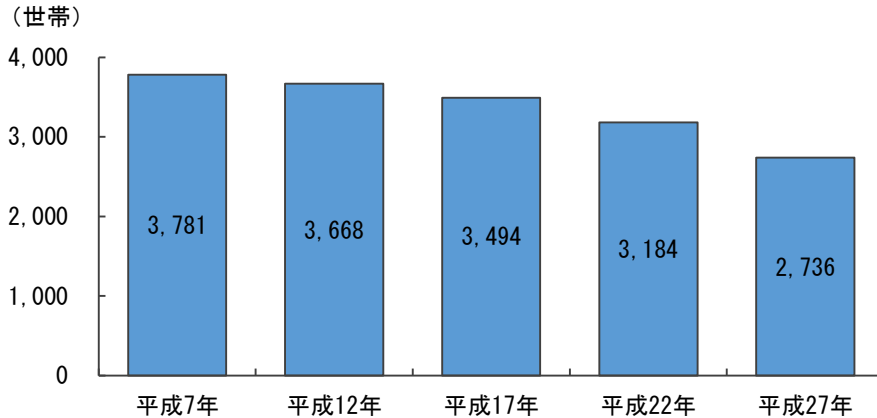


出典：「国勢調査」（一般世帯のみ）（各年10月1日現在）

(11) 18歳未満の子どものいる世帯数の推移

18歳未満の子どものいる世帯は減少し続けており、平成7年と平成27年を比べると1,045世帯減少しています。

【18歳未満の子どものいる世帯数の推移】



出典：「国勢調査」（一般世帯のみ）（各年10月1日現在）

(12) 産業別就業人口の推移

産業別就業人口について平成7年と平成27年を比べると、第一次産業は968人、第二次産業は1,872人減少している一方、第三次産業は444人増加し、8,238人となっています。

【産業別就業人口の推移】

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第一次産業（人）	2,501	2,239	2,059	1,447	1,533
構成比（%）	14.7	12.9	12.3	9.3	10.2
第二次産業（人）	6,647	6,947	6,125	5,398	4,775
構成比（%）	39.2	39.9	36.6	34.7	31.9
第三次産業（人）	7,794	8,206	8,508	8,251	8,238
構成比（%）	45.9	47.1	50.8	53.0	55.0
分類不能（人）	26	27	52	459	428
構成比（%）	0.2	0.2	0.3	3.0	2.9
合計（人）	16,968	17,419	16,744	15,555	14,974

出典：「国勢調査」（各年10月1日現在）

※第一次産業：農業・林業・漁業等

第二次産業：鉱業・採石業・砂利採取業・建設業・製造業等

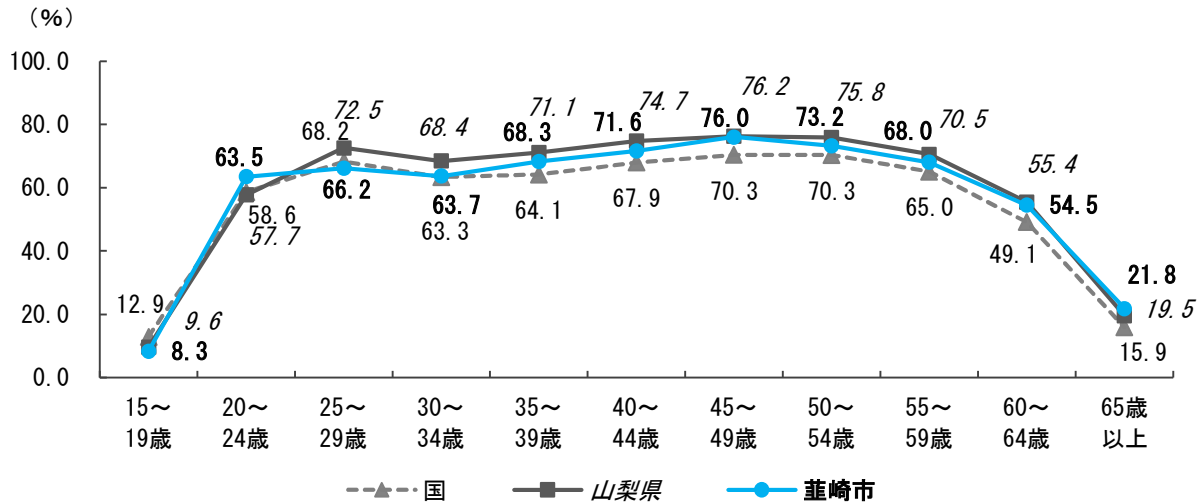
第三次産業：第一次産業・第二次産業を除いたもの

（電気・ガス・運輸・卸売・小売・不動産・宿泊・飲食・医療・福祉業等）

(13) 女性の就労状況

5歳階級別の女性の就業率についてみると、本市では20～24歳と65歳以上を除いて、常に山梨県を下回っています。また、25～34歳はほぼ横ばいで推移し、35～39歳から再び上昇しており、国の数値を上回っています。その後は、45～49歳をピークに下降しています。

【5歳階級別の女性の就業率の比較】



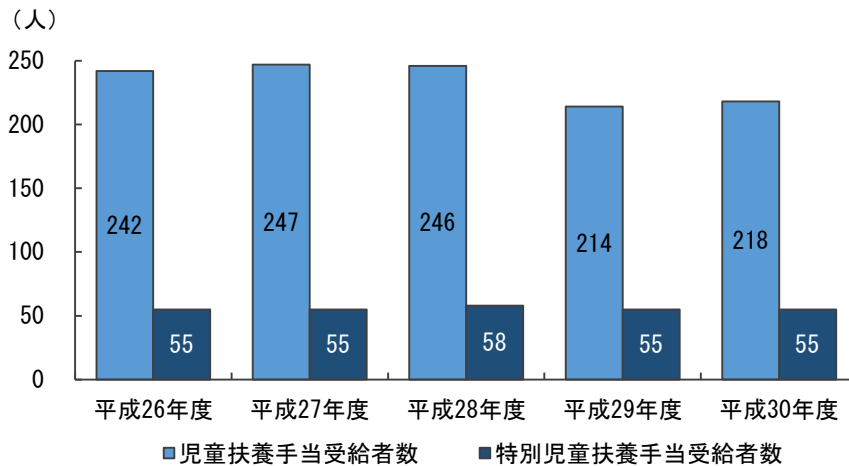
出典：「平成27年国勢調査」(10月1日現在)

(14) 各種扶養手当の状況

各種扶養手当の受給者数についてみると、ひとり親家庭を受給対象とした児童扶養手当受給者数は平成26年度から平成28年度にかけては240人台で推移していますが、平成29年度には214人まで減少し、その後も210人台で推移しています。

また、精神または身体に、重・中程度の障がいのある児童を養育している保護者を受給対象とした、特別児童扶養手当受給者数については、ほぼ横ばいで推移しています。

【児童扶養手当受給者数と特別児童扶養手当受給者数の推移】



出典：福祉課 (各年度末現在)

(15) 生活保護の状況

平成 26 年度以降の本市、生活保護世帯数は、116～125 世帯台で推移しており、令和元年 9 月末現在、生活保護世帯数 119 世帯、人員 140 人、保護率は 4.7‰となっています。また、山梨県（平成 30 年度保護率 8.6‰）、全国（平成 30 年度保護率 16.6‰）に比べると低い保護率となっています。

【生活保護受給世帯数、人員、保護率の推移】

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度 (9 月末現在)
韮崎市	保護世帯数 (人)	118	116	125	121	117	119
	保護世帯人員 (人)	137	139	154	145	136	140
	保護率 (‰)	4.4	4.5	5.1	4.8	4.6	4.7
山梨県	保護率 (‰)	8.0	8.3	8.3	8.6	8.6	
全国	保護率 (‰)	17.0	17.1	16.9	16.7	16.6	

出典：福祉課

(16) 小・中学校の児童・生徒のうち就学援助の認定を受けている割合

学校教育法において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない」とされており、教育委員会が生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準じる程度に困窮していると認める者に対し、必要な支援を行っています。平成 26 年度以降の本市の準要保護児童・生徒数は、年々減少傾向にあります。就学援助の認定を受けている割合は 9～11%で推移しています。

【就学援助の認定を受けている割合の推移】

区 分	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
	児童・ 生徒数 (人)	準要保護 児童数 (人)	割合 (%)	児童・ 生徒数 (人)	準要保護 児童数 (人)	割合 (%)	児童・ 生徒数 (人)	準要保護 児童数 (人)	割合 (%)
小学校	1,617	171	10.58	1,582	166	10.49	1,505	157	10.43
中学校	908	100	11.01	856	96	11.21	831	97	11.67
合 計	2,525	271	10.73	2,438	262	10.75	2,336	254	10.87

区 分	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度		
	児童・ 生徒数 (人)	準要保護 児童数 (人)	割合 (%)	児童・ 生徒数 (人)	準要保護 児童数 (人)	割合 (%)	児童・ 生徒数 (人)	準要保護 児童数 (人)	割合 (%)
小学校	1,475	173	11.73	1,450	142	9.79	1,385	118	8.52
中学校	802	96	11.97	786	95	12.09	758	84	11.08
合 計	2,277	269	11.81	2,236	237	10.60	2,143	202	9.43

出典：教育課

(17) 食糧支援の実施状況

本市では、平成 29 年度から子どもの貧困対策を念頭に「福祉の日まつり」の事業の一環として、地域住民の各世帯に食糧の提供を要請し、自治会を通じて提供された食糧を就学援助世帯に支給する事業を行っています。事業の申請率は、平成 29 年度に 27.0%、平成 29 年度に 29.7%、令和元年度には 30.0%と増加傾向にあります。

【就学援助世帯を対象とした食糧支援実績の推移】

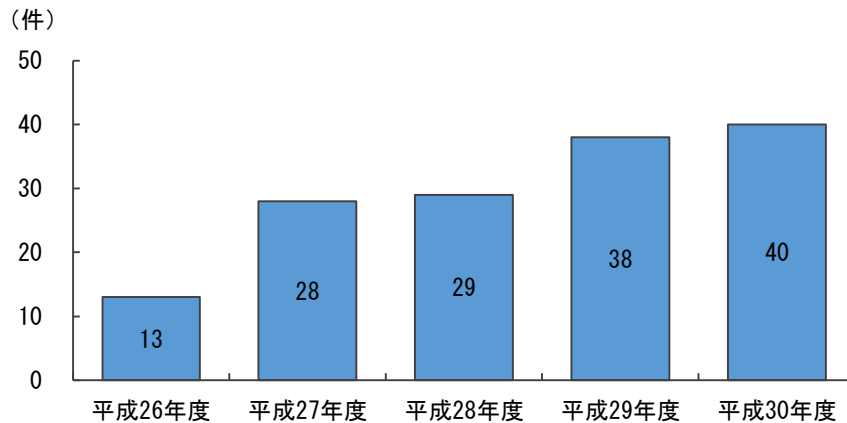
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
対象世帯数（世帯）	192	148	140
支給世帯数（世帯）	52	44	42
申請率（%）	27.0	29.7	30.0

出典：福祉課（「福祉の日まつり」食糧支援事業実績）

(18) 児童虐待相談件数の推移

児童虐待相談件数については、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて 15 件増加し、28 件となっています。その後は増加しており、平成 26 年度と平成 30 年度を比べると 27 件増加しています。

【児童虐待相談件数の推移】



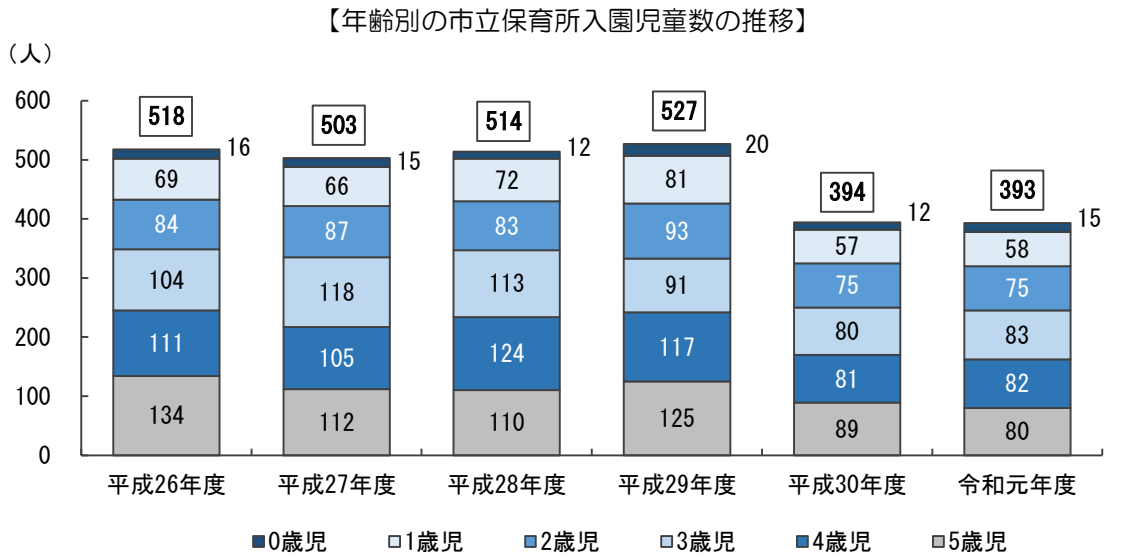
出典：福祉課（各年度末現在）

第2節 子育て支援サービスの現状

(1) 市立保育所の入園児童数

市立保育所の入園児童数については平成26年度以降増減を繰り返しており、平成29年度まではほぼ横ばいで推移していましたが、平成30年4月より、保育所の統廃合や民営化によって定員数が減少したため、令和元年度には393人となっています。

また、定員に対する就園率についても、平成26年度以降ほぼ横ばい状態となっており、令和元年度には81.9%となっています。



【入園児童数と就園率の推移】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
児童数（人）	518	503	514	527	394	393
定員（人）	625	620	620	630	470	480
就園率	82.9%	81.1%	82.9%	83.7%	83.8%	81.9%

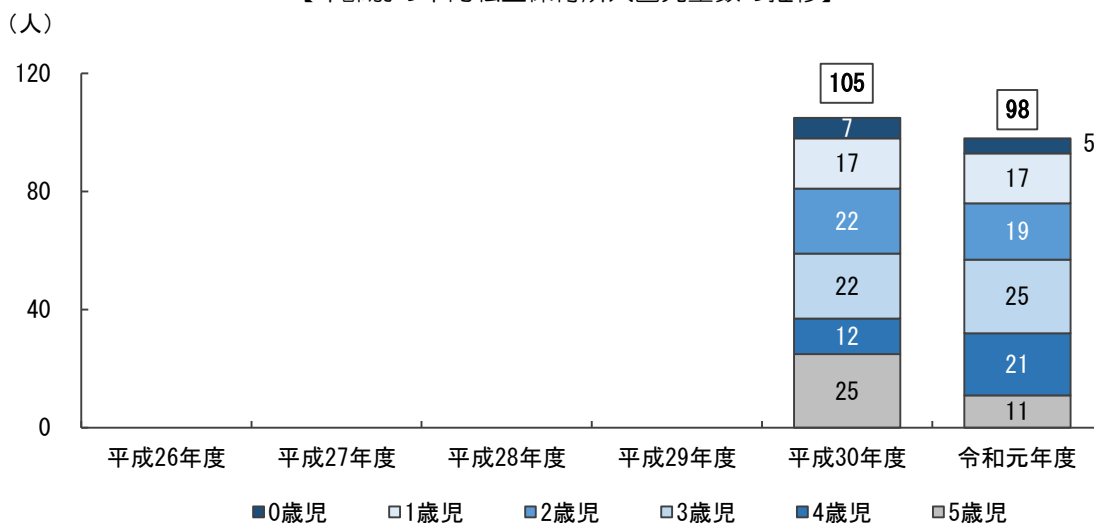
出典：福祉課（各年度5月1日現在）

(2) 市内私立保育所の入園児童数の推移

市内私立保育所の入園児童数については、平成 30 年度には 105 人、令和元年度には 98 人となっています。

また、定員に対する就園率については、平成 30 年度には 87.5%、令和元年度には 81.7%となっています。

【年齢別の市内私立保育所入園児童数の推移】



出典：福祉課（各年度 5 月 1 日現在）

【入園児童数と就園率の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
児童数（人）	—	—	—	—	105	98
定員（人）	—	—	—	—	120	120
就園率	—	—	—	—	87.5%	81.7%

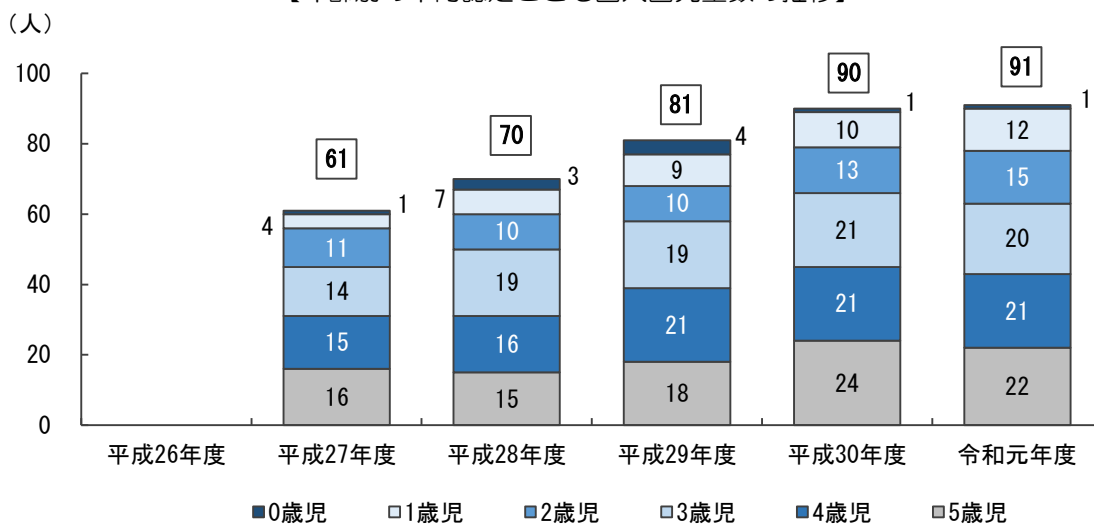
出典：福祉課（各年度 5 月 1 日現在）

(3) 市内認定こども園の入園児童数の推移

市内認定こども園の入園児童数については年々増加傾向にあり、令和元年度には 91 人となっています。

また、定員に対する就園率についても、平成 27 年度以降増加傾向にあり、令和元年度には 91.0%となっています。

【年齢別の市内認定こども園入園児童数の推移】



出典：福祉課（各年度 5 月 1 日現在）

【入園児童数と就園率の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
児童数（人）	—	61	70	81	90	91
定員（人）	—	100	100	100	100	100
就園率	—	61.0%	70.0%	81.0%	90.0%	91.0%

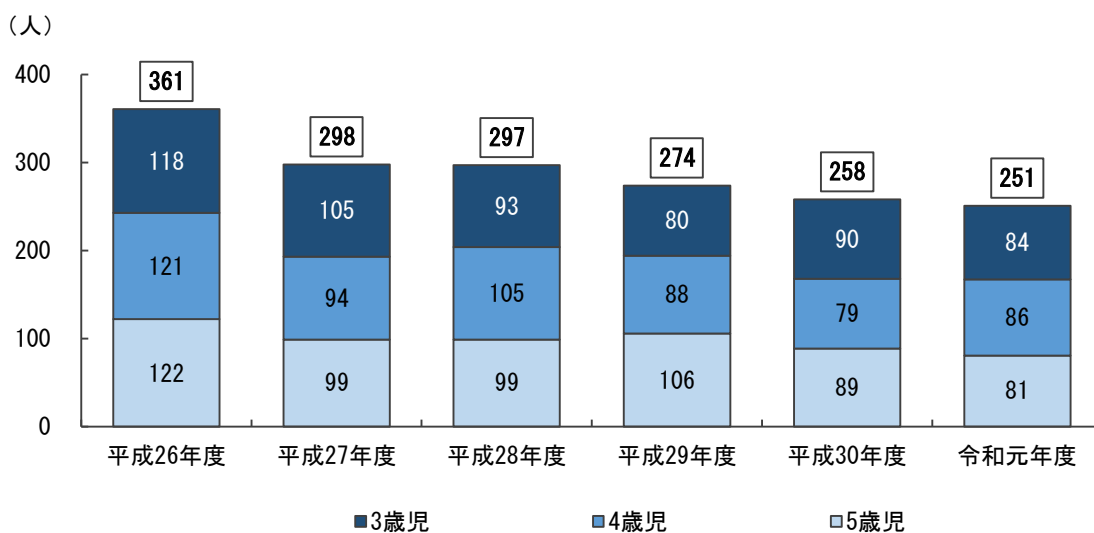
出典：福祉課（各年度 5 月 1 日現在）

(4) 市内私立幼稚園の入園児童数の推移

幼稚園の入園児童数は、平成 26 年度以降減少傾向にあり、令和元年度には 251 人となっています。また、平成 27 年度より、1 園が認定こども園に移行したため、定員数が 100 人減少しています。

また、定員に対する就園率については、平成 27 年度までは増加傾向にありますが、それ以降は減少傾向にあり、令和元年度には 67.8%となっています。

【年齢別の市内私立幼稚園入園児童数の推移】



出典：「学校基本調査」（各年度 5 月 1 日現在）

【入園児童数と就園率の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
児童数（人）	361	298	297	274	258	251
定員（人）	470	370	370	370	370	370
就園率	76.8%	80.5%	80.3%	74.1%	69.7%	67.8%

出典：「学校基本調査」（各年度 5 月 1 日現在）

(5) 市内小学校の状況

児童数は年々減少傾向にあり、平成 26 年度と令和元年度を比べると、男子では 127 人、女子では 105 人減少しています。

【児童数の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
男子（人）	845	813	786	767	759	718
女子（人）	772	769	719	708	691	667
合計（人）	1,617	1,582	1,505	1,475	1,450	1,385

出典：「韮崎市市勢ダイジェスト（平成 30 年度版）」、
令和元年度のみ「学校基本調査」（令和元年 5 月 1 日現在）

(6) 市内中学校の状況

生徒数は年々減少傾向にあり、平成 26 年度と令和元年度を比べると、男子では 58 人、女子では 92 人減少しています。

【生徒数の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
男子（人）	444	428	423	422	402	386
女子（人）	464	428	408	380	384	372
合計（人）	908	856	831	802	786	758

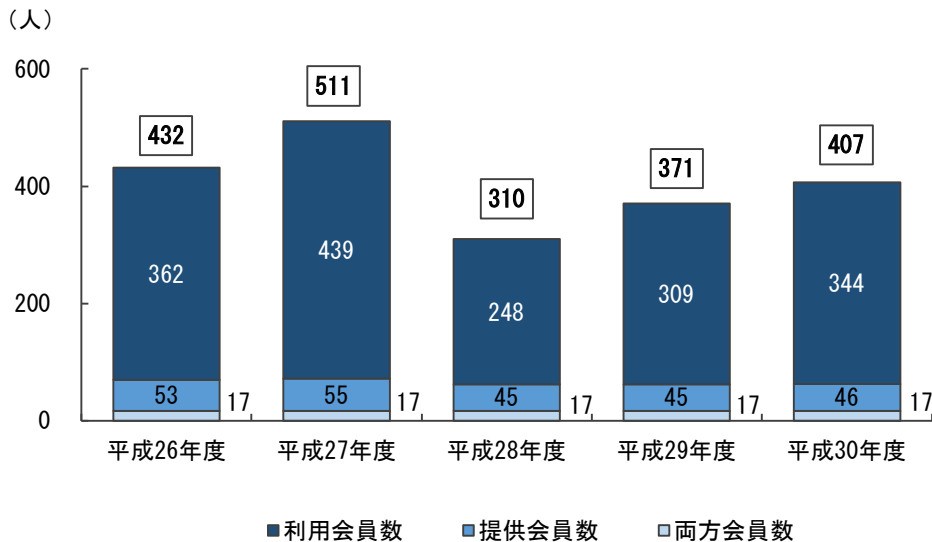
出典：「韮崎市市勢ダイジェスト（平成 30 年度版）」、
令和元年度のみ「学校基本調査」（令和元年 5 月 1 日現在）

(7) ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターの会員は、利用会員数・提供会員数ともに平成 26 年度以降増減を繰り返していますが、それらと比べると、両方会員数については増減がありません。利用会員数は平成 27 年度に 439 人となっており、平成 28 年度に 248 人に減少していますが、その後は増加傾向にあります。

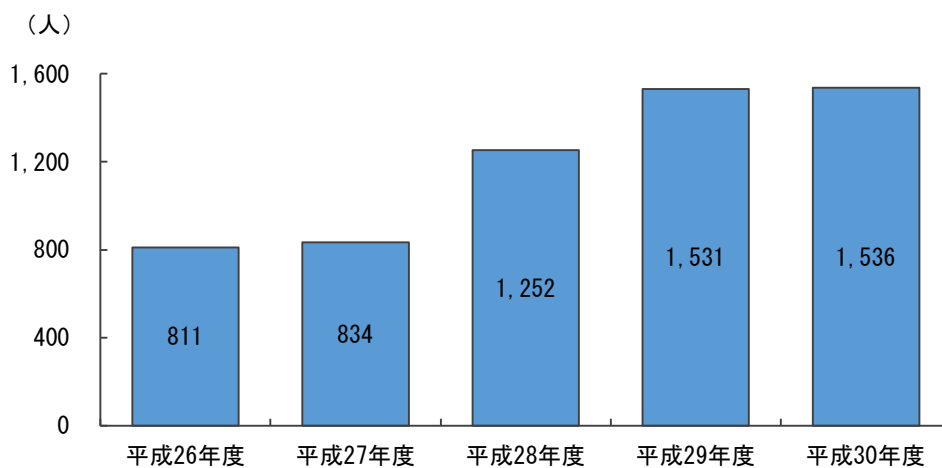
また、延べ利用者数は、平成 26 年度から平成 27 年度は 800 人台で推移しているのに対し、平成 28 年度には 1,252 人、平成 29 年度以降は 1,500 人台と増加しています。

【ファミリー・サポート・センター会員数の推移】



出典：福祉課（各年度末現在）

【ファミリー・サポート・センター延べ利用者数の推移】

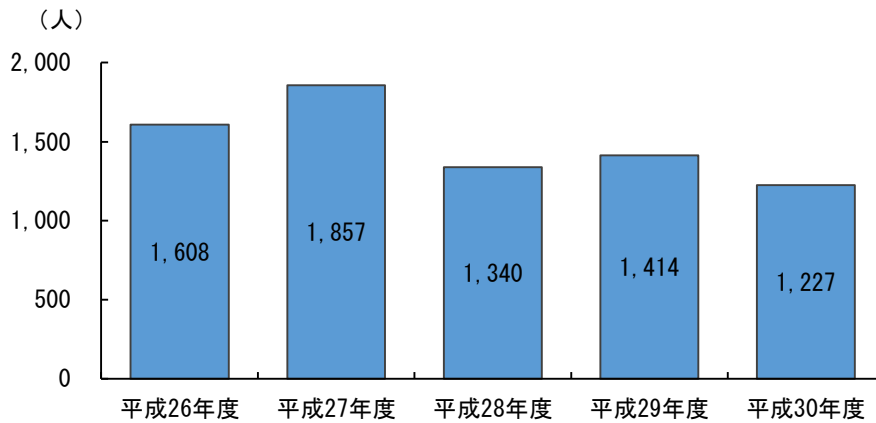


出典：福祉課（各年度末現在）

(8) 児童センター

児童センターの利用者数は、平成 26 年度以降増減を繰り返しています。また、対象を小学校 3 年生から 6 年生までに拡大した平成 27 年度の 1,857 人が最も多く、平成 30 年度は 1,227 人となっています。

【児童センター利用者数の推移】

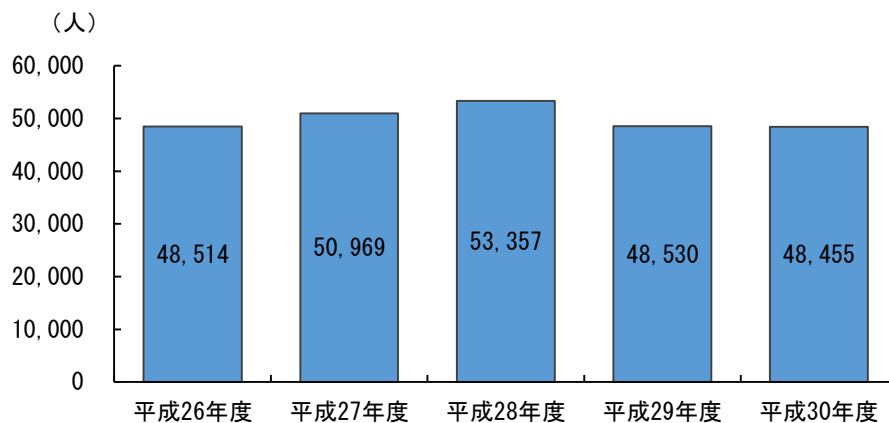


出典：福祉課（各年度末現在）

(9) 子育て支援センター

子育て支援センターの延べ利用者数は、平成 28 年度には 53,357 人と最も多くなっています。それ以外はほぼ横ばいとなっており、平成 30 年度には 48,455 人となっています。

【子育て支援センターの延べ利用者数の推移】



出典：福祉課（各年度末現在）

(10) 母子健康手帳交付（妊婦相談）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
回数（回）	94	91	93	93	99	92
人数（人）	251	236	225	209	201	192

出典：韮崎市市勢ダイジェスト平成 30 年度版、主要施策成果説明書（平成 30 年度のみ）

(11) パパママ学級

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
回数（回）	15	15	15	15	15	15
人数（人）	182	165	166	149	153	117

出典：韮崎市市勢ダイジェスト平成 30 年度版、主要施策成果説明書（平成 30 年度のみ）

(12) 4 か月児健康診査

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
回数（回）	12	12	12	12	12	12
人数（人）	201	205	196	198	180	180

出典：韮崎市市勢ダイジェスト平成 30 年度版、主要施策成果説明書（平成 30 年度のみ）

(13) 1 歳 6 か月児健康診査

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
回数（回）	12	12	12	12	12	12
人数（人）	208	189	198	191	190	179

出典：韮崎市市勢ダイジェスト平成 30 年度版、主要施策成果説明書（平成 30 年度のみ）

(14) 3 歳児健康診査

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
回数（回）	12	12	12	12	12	12
人数（人）	219	234	224	178	194	200

出典：韮崎市市勢ダイジェスト平成 30 年度版、主要施策成果説明書（平成 30 年度のみ）

(15) すくすく教室（7か月）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
回数（回）	12	12	12	12	12	12
人数（人）	186	189	191	195	172	184

出典：韮崎市市勢ダイジェスト平成 30 年度版、主要施策成果説明書（平成 30 年度のみ）

(16) よちよち教室（11か月）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
回数（回）	12	12	12	12	12	12
人数（人）	202	190	180	190	175	164

出典：韮崎市市勢ダイジェスト平成 30 年度版、主要施策成果説明書（平成 30 年度のみ）

(17) のびのび教室（2歳児）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
回数（回）	12	12	12	12	12	12
人数（人）	216	220	181	196	196	192

出典：韮崎市市勢ダイジェスト平成 30 年度版、主要施策成果説明書（平成 30 年度のみ）

(18) にこにこ子育て相談室（育児相談）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
回数（回）	12	12	12	12	24	24
人数（人）	163	180	178	323	389	335

出典：韮崎市市勢ダイジェスト平成 30 年度版、主要施策成果説明書（平成 30 年度のみ）

(19) 予防接種

（単位：人）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
不活性ポリオ	495	175	38	37	19	4
三種混合	211	33	—	—	—	—
四種混合	658	768	787	799	715	726
B C G	178	205	194	198	182	177
麻しん風疹 混合ワクチン	457	442	410	418	405	398

出典：健康づくり課（各年度末現在）

第3節 子ども・子育てニーズ調査からみる現状

(1) 調査の概要

1. 調査の目的

平成27年3月に策定した「韮崎市子ども・子育て支援事業計画」の見直しにあたり、市民の教育・保育・子育て支援に係る事業の“現在の利用状況”や“今後の利用希望”を把握し、本計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の“量の見込み”を算出する基礎資料とすることを目的に実施しました。

2. 調査の設計

- ・調査地域 韮崎市全域
- ・調査対象 ① 就学前児童：市内に在住の就学前の子どものいる全家庭
② 小学生：市内に在住の小学3年生までの子どものいる全家庭
- ・標本数 ① 就学前児童：859人
② 小学生：618人
- ・調査方法 ① 就学前児童：施設配付－施設回収、及び郵送配付－郵送回収
② 小学生：施設配付－施設回収、及び郵送配付－郵送回収
- ・調査期間 令和元年6月21日～令和元年7月8日

3. 回収結果

	配付・発送数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	859人	641人	74.6%
小学生	618人	524人	84.8%

※有効回収数は、回収数のうち白票や無効票を除いた数

4. 注意事項

- ・回答率(%)は、その質問の回答者数を基数として算出し、小数点以下第2位を四捨五入しています。したがって、比率の数値の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・回答の比率は、その設問の回答者数を基数として算出しています。したがって、複数回答可の設問は全ての比率を合計すると100.0%を超える場合があります。
- ・グラフ中の「n (Number of caseの略)」は基数で、その質問に回答すべき人数を表しています。

(2) 調査の結果

■基礎的事項

○調査票回答者

項目		合計	母親	父親	その他	無回答
就学前児童	回答者数 (人)	641	575	62	3	1
	構成比 (%)	100.0	89.7	9.7	0.5	0.2
小学生	回答者数 (人)	524	479	44	0	1
	構成比 (%)	100.0	91.4	8.4	0.0	0.2

○年齢

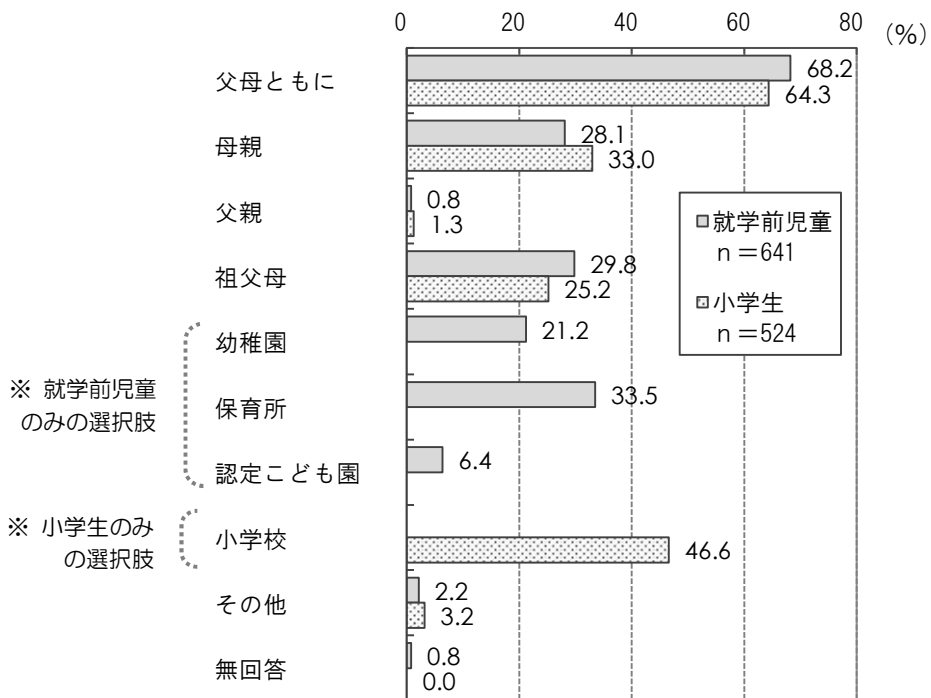
項目		合計	4月以降 生まれ(※)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	無回答
就学前児童	回答者数 (人)	641	1	53	68	92	132	153	142	0
	構成比 (%)	100.0	0.2	8.3	10.6	14.4	20.6	23.9	22.2	0.0

※4月以降生まれ=平成31年4月以降生まれ

項目		合計	1年生	2年生	3年生	無回答
小学生	回答者数 (人)	524	134	188	201	1
	構成比 (%)	100.0	25.6	35.9	38.4	0.2

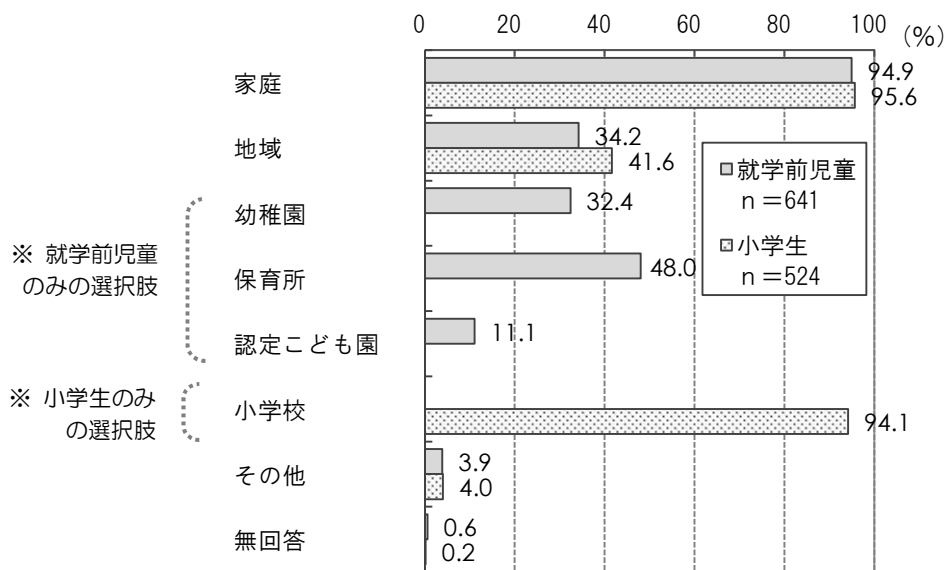
■子どもの育ちをめぐる環境について

子育てに日常的に関わっている方（複数回答可）



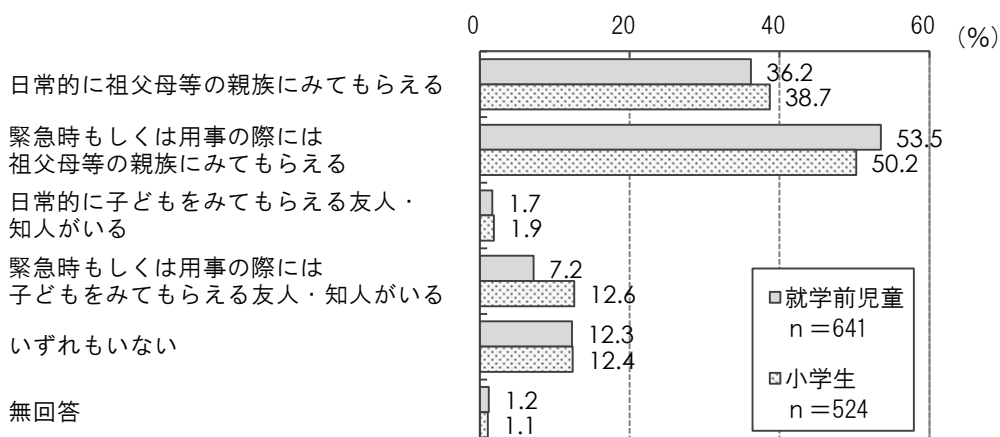
子育てに日常的に関わっている方については、就学前児童において「父母ともに」が68.2%と最も多く、次いで「保育所」が33.5%、「祖父母」が29.8%などとなっています。小学生においては「父母ともに」が64.3%と最も多く、次いで「小学校」が46.6%、「母親」が33.0%などとなっています。

子育てに影響すると思われる環境（複数回答可）



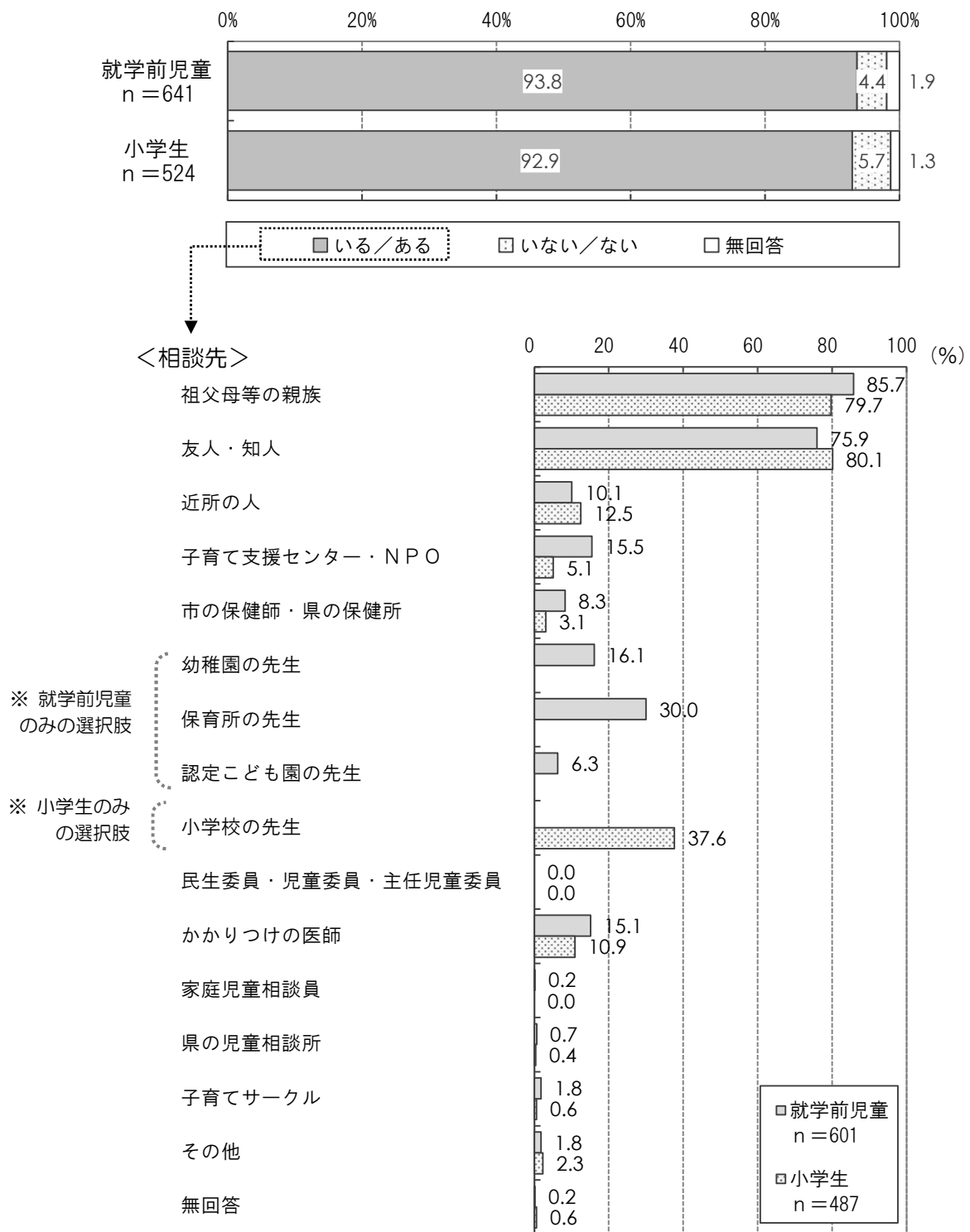
子育てに影響すると思われる環境については、「家庭」（就学前児童：94.9%、小学生：95.6%）が就学前児童、小学生ともに9割を超えて最も多くなっています。また、小学生においては「小学校」が94.1%と多くなっています。

日頃、子どもをみてもらえる人（複数回答可）



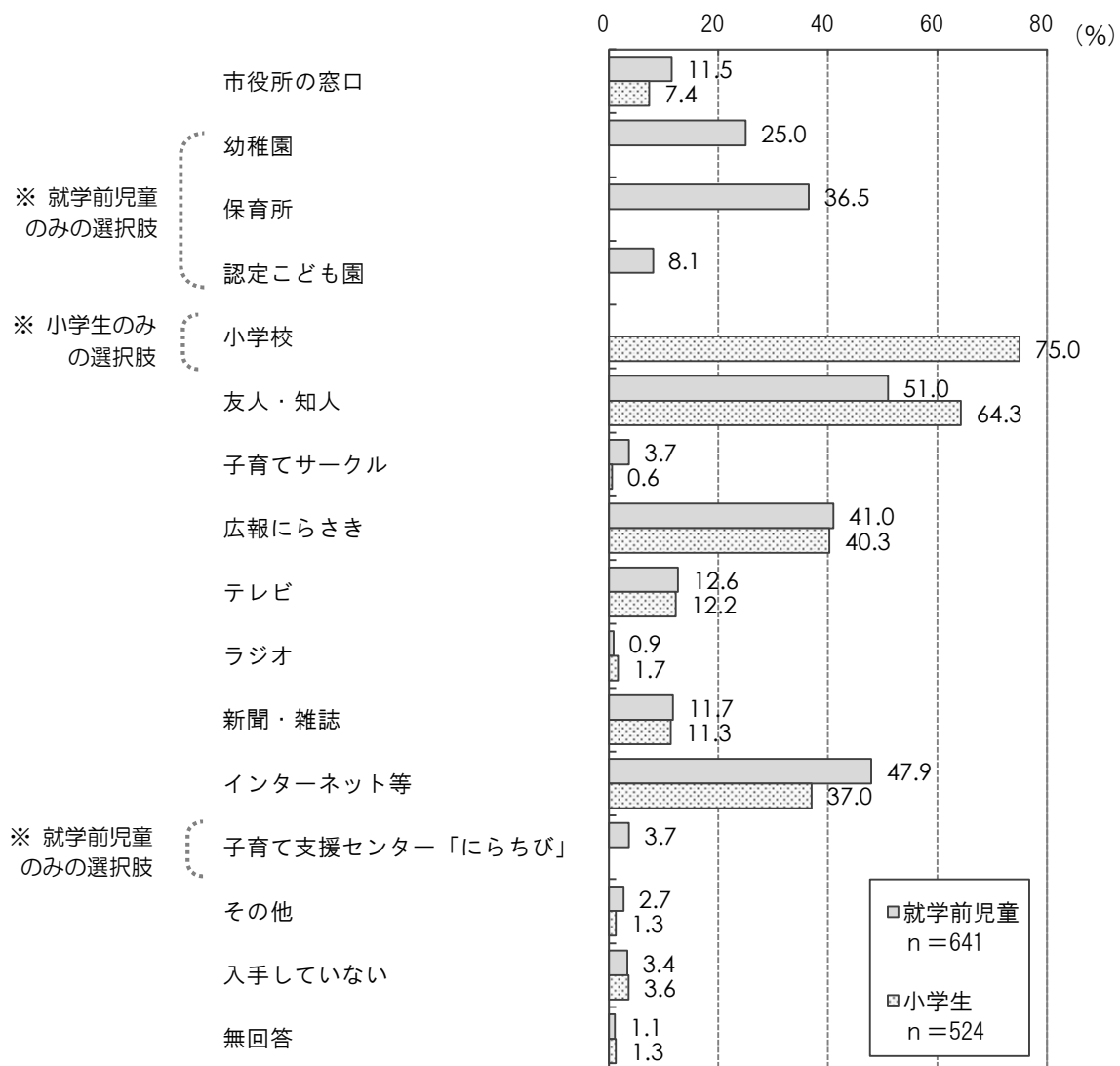
日頃、子どもをみてもらえる人については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」（就学前児童：53.5%、小学生：50.2%）が就学前児童、小学生ともに半数を超えて最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（就学前児童：36.2%、小学生：38.7%）などとなっています。

子育てについて気軽に相談できる人・場所の有無（単数回答）
及びその相談先（複数回答可）



子育てについて気軽に相談できる場所の有無については、「いる／ある」（就学前児童：93.8%、小学生：92.9%）が就学前児童、小学生ともに約9割を占めて最も多くなっています。その相談先については、就学前児童において「祖父母等の親族」が85.7%と最も多く、次いで「友人・知人」が75.9%、「保育所の先生」が30.0%などとなっています。小学生においては「友人・知人」が80.1%と最も多く、次いで「祖父母等の親族」が79.7%、「小学校の先生」が37.6%などとなっています。

子育てに関する支援情報の入手先（複数回答可）

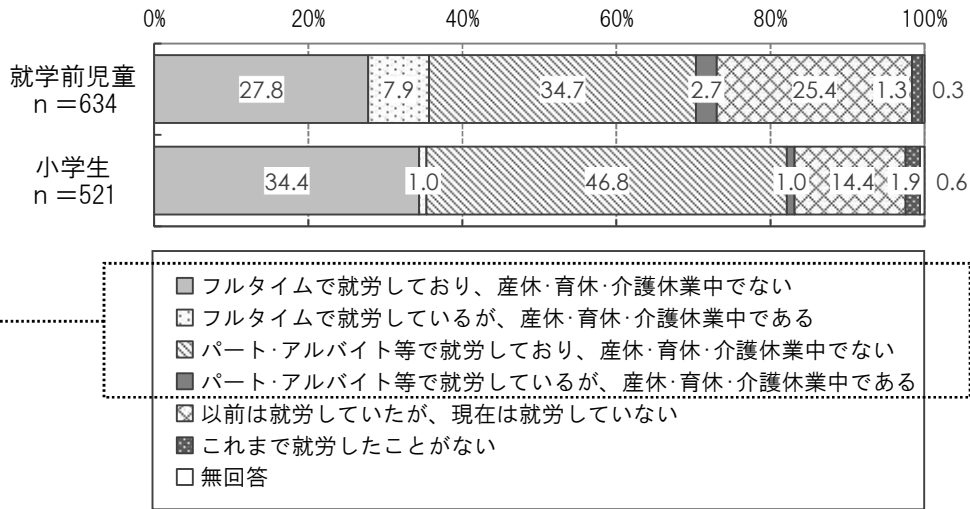


※「子育て支援センター「にらちび」」はその他で回答の多かったもの。

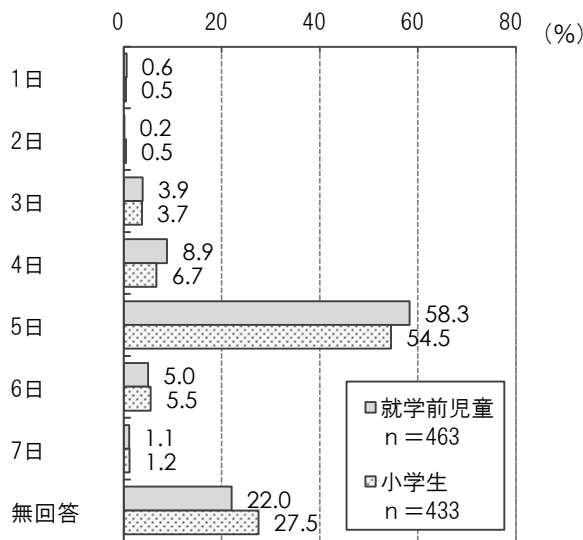
子育てに関する支援情報の入手先については、就学前児童において「友人・知人」が51.0%と最も多く、次いで「インターネット等」が47.9%、「広報にらさき」が41.0%などとなっています。小学生においては「小学校」が75.0%と最も多く、次いで「友人・知人」が64.3%、「広報にらさき」が40.3%などとなっています。

■保護者の就労状況について

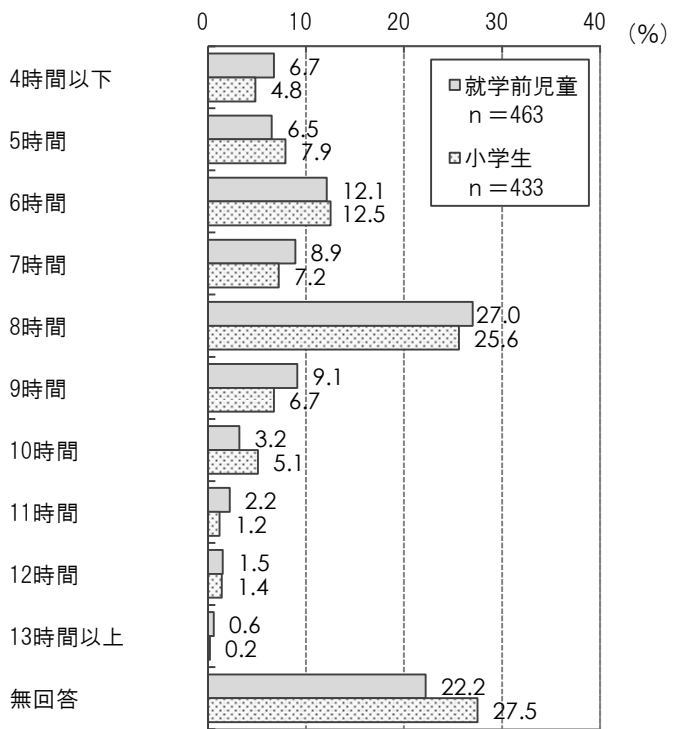
母親の就労状況（単数回答）及び、就労日数、就労時間、家を出る時刻、帰宅時刻



<1週間あたりの就労日数>



<1日あたりの就労時間>

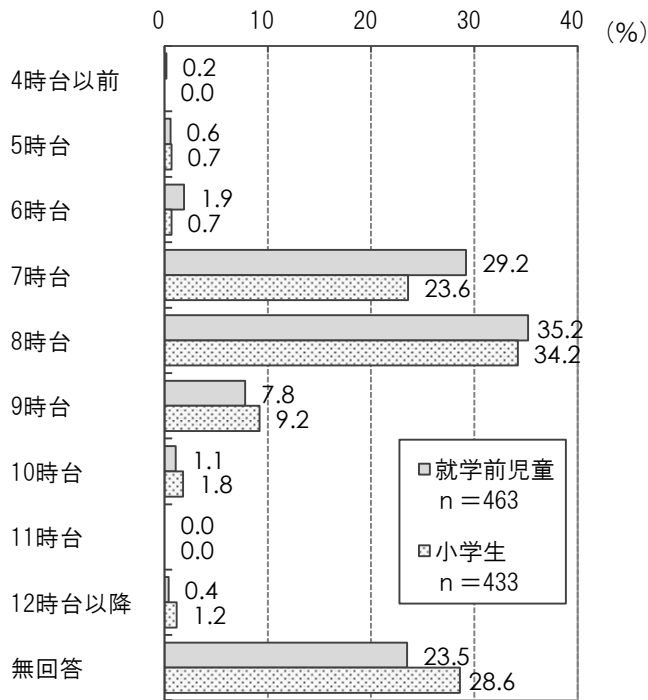


母親の就労状況については、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中でない」（就学前児童：34.7%、小学生：46.8%）が就学前児童、小学生ともに最も多くなっています。

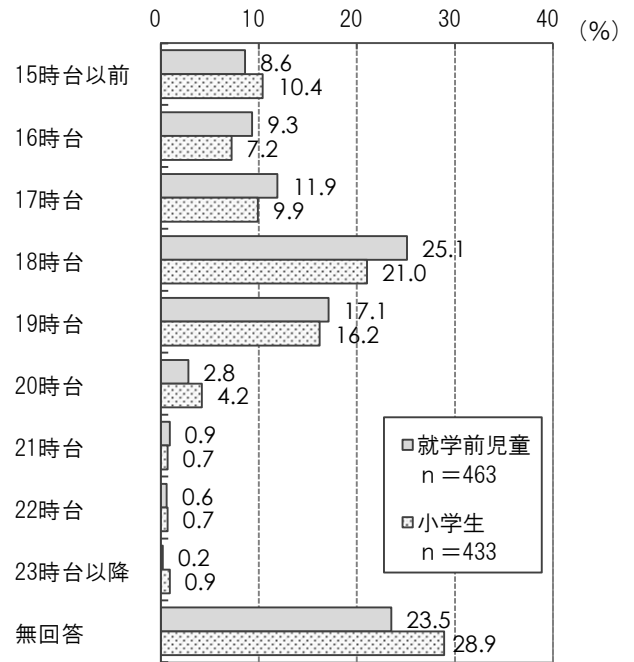
産休・育休・介護休業中を含んだ『就労している人』の割合をみると、就学前児童において73.0%、小学生においては83.1%となっています。

就労している人の1週間あたりの就労日数については「5日」（就学前児童：58.3%、小学生：54.5%）が就学前児童、小学生ともに最も多く、1日あたりの就労時間は「8時間」（就学前児童：27.0%、小学生：25.6%）が就学前児童、小学生ともに最も多くなっています。

<家を出る時刻>

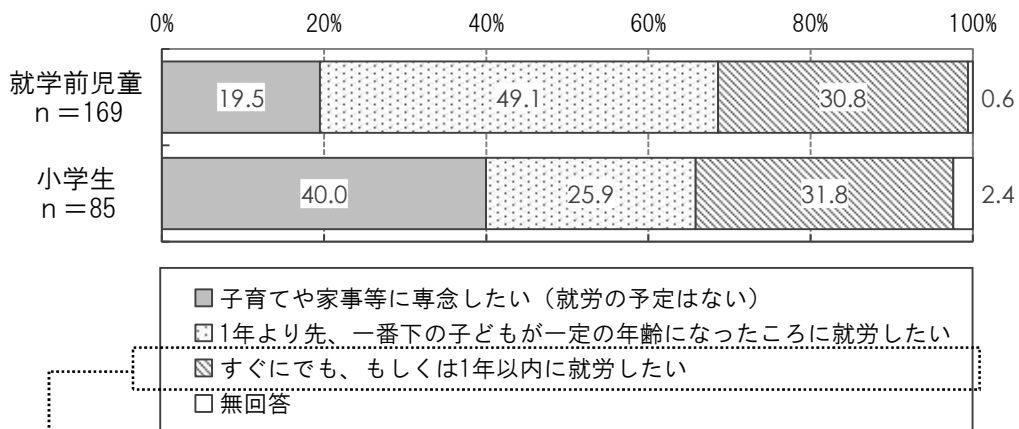


<帰宅時刻>

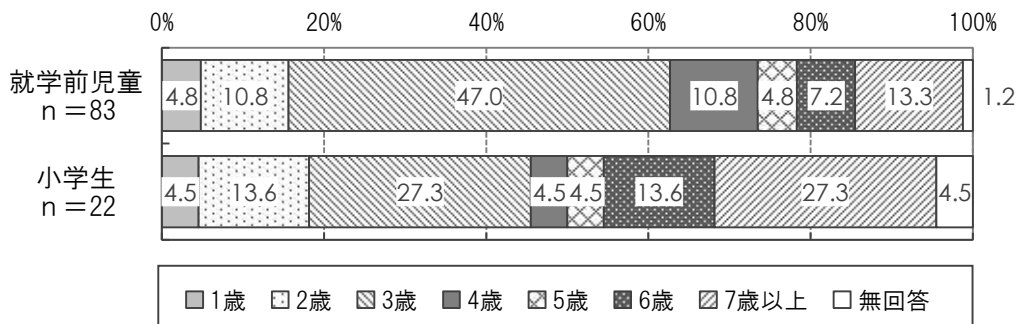


家を出る時刻については「8時台」（就学前児童：35.2%、小学生：34.2%）が就学前児童、小学生ともに最も多く、帰宅時刻は「18時台」（就学前児童：25.1%、小学生：21.0%）が就学前児童、小学生ともに最も多くなっています。

フルタイム・パートタイムで『就労していない』と回答した方のみ
今後の就労意向（単数回答）



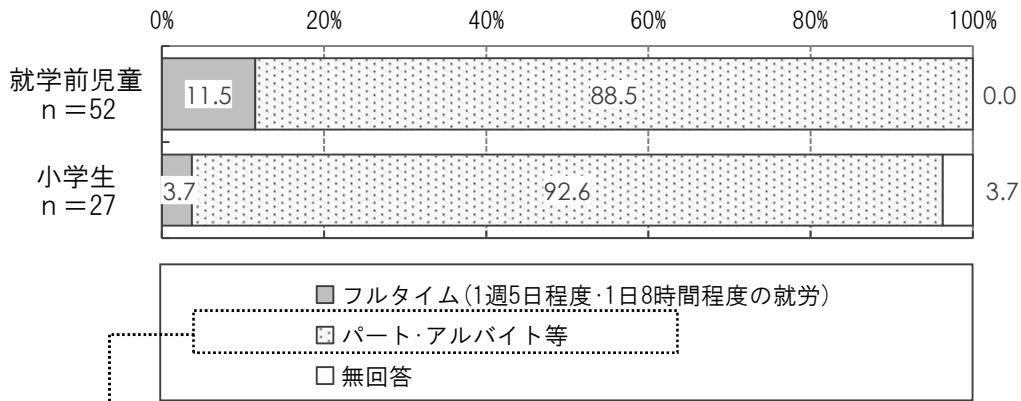
<就労したい時期の末子の年齢>



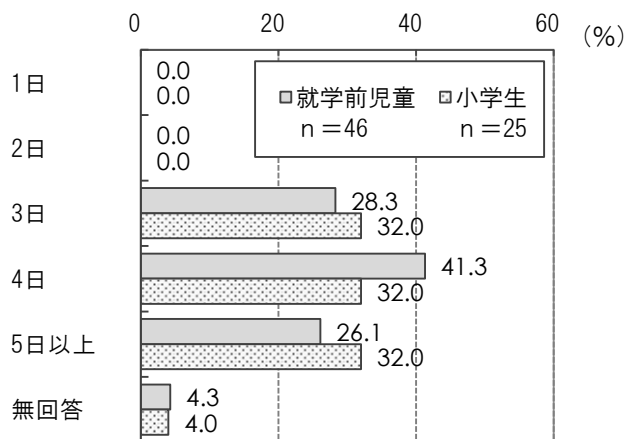
『就労していない』と回答した方の今後の就労意向については、「1年より先、一番下の子どもが一定の年齢になったころに就労したい」と「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を合計した『就労希望がある』の割合は、就学前児童において79.9%、小学生において57.6%となっています。

「子育てや家事等に専念したい（就労の予定はない）」の割合は、就学前児童において19.5%、小学生においては40.0%となっています。

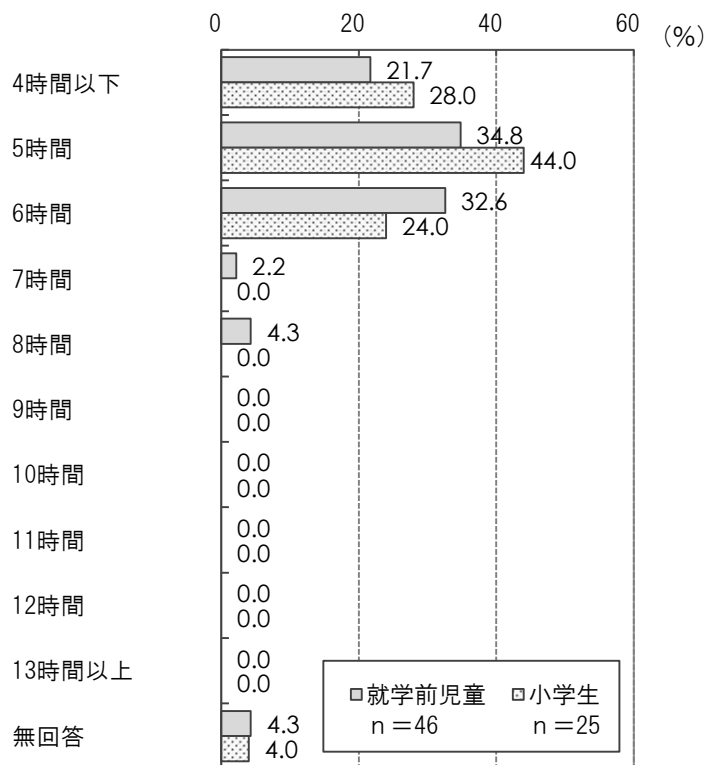
就労したいタイミングで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答した方のみ
希望する就労形態（単数回答）



<1週あたりの希望就労日数>



<1日あたりの希望就労時間>

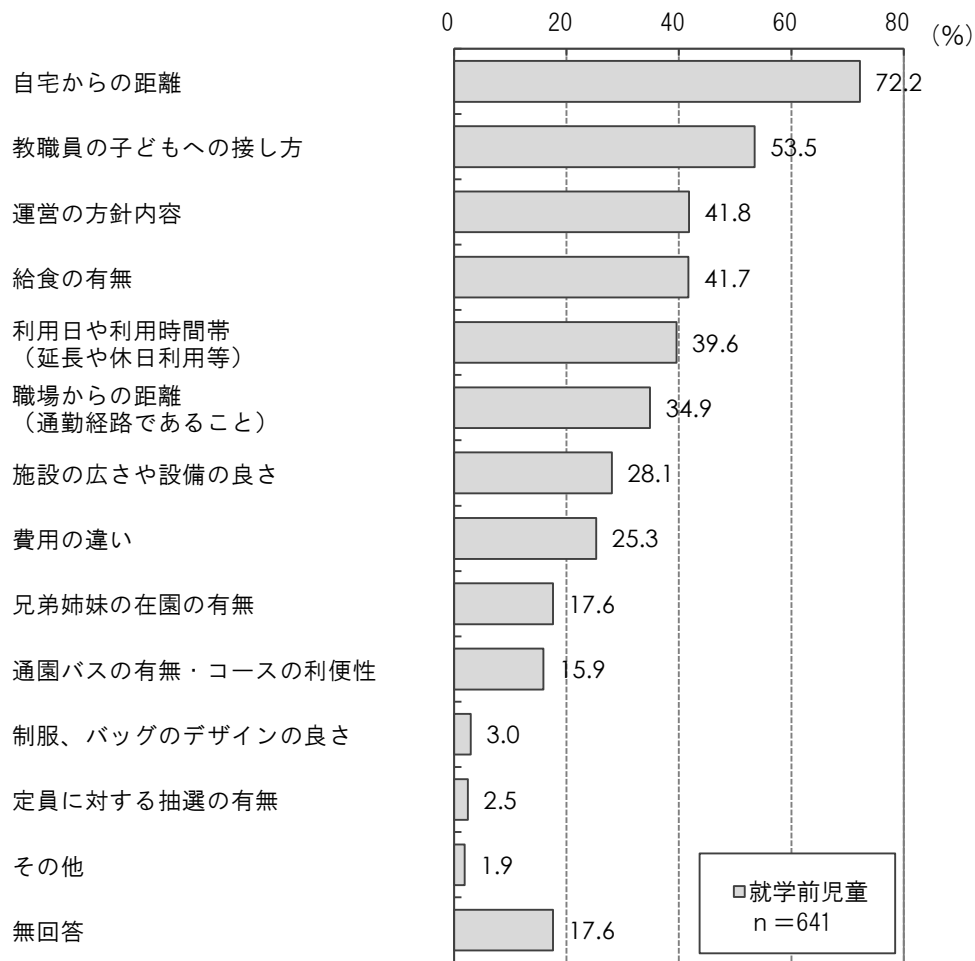


「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答した方の希望する就労形態については、「パート・アルバイト等」（就学前児童：88.5%、小学生：92.6%）が就学前児童、小学生ともに最も多くなっています。

1週間あたりの希望就労日数については、就学前において「4日」が41.3%と最も多く、小学生においては「3日」「4日」「5日以上」が32.0%とそれぞれ最も多くなっています。1日あたりの希望就労時間は「5時間」（就学前児童：34.8%、小学生：44.0%）が就学前児童、小学生ともに最も多くなっています。

■平日の定期的な教育・保育事業について

教育・保育事業の施設を選ぶ際のポイント（複数回答可）



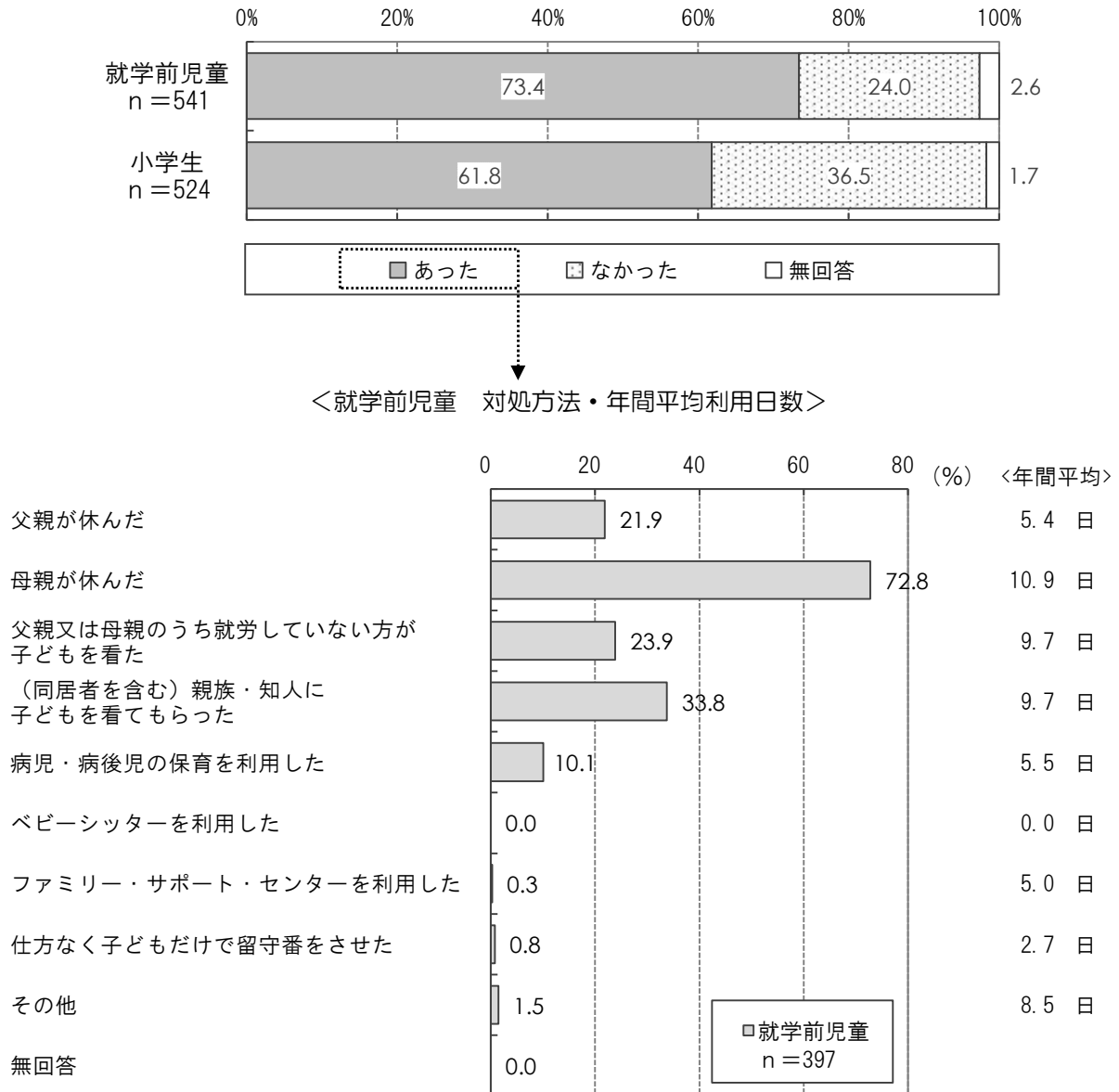
教育・保育事業の施設を選ぶ際のポイントについては、「自宅からの距離」が72.2%と最も多く、次いで「教職員の子どもへの接し方」が53.5%、「運営の方針内容」が41.8%などとなっています。

■病気やケガ等の際の対応について

過去1年間の子どもが病気やケガで

学校を休んだり保育サービスを利用できなかったことの有無（単数回答）

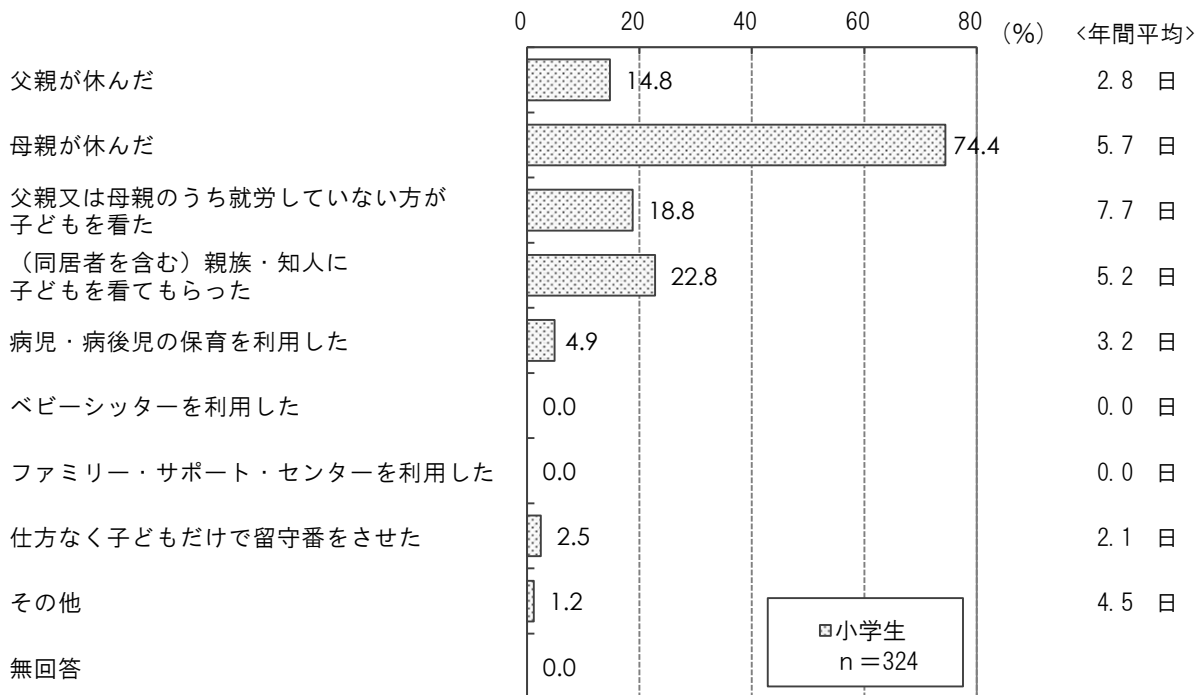
定期的な教育・保育事業を利用できなかった場合の対処方法（複数回答可）



過去1年間に子どもが病気やケガで学校を休んだり保育サービスを利用できなかったことの有無については、就学前児童において「あった」が73.4%、「なかった」が24.0%となっています。小学生においては「あった」が61.8%、「なかった」が36.5%となっています。

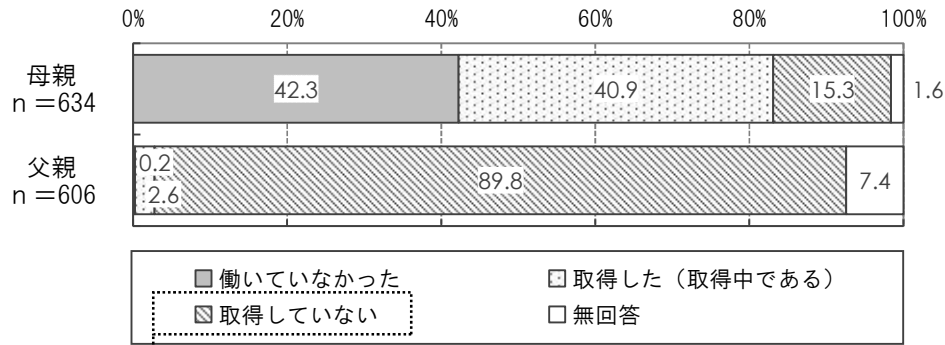
学校を休んだり保育サービスを利用できなかった場合の対処方法については、「母親が休んだ」(就学前児童：72.8%、小学生：74.4%)が就学前児童、小学生ともに7割を超えて最も多くなっています。また、「病児・病後児の保育を利用した」は、就学前児童において10.1%、小学生においては4.9%となっています。

<小学生 対処方法・年間平均利用日数>

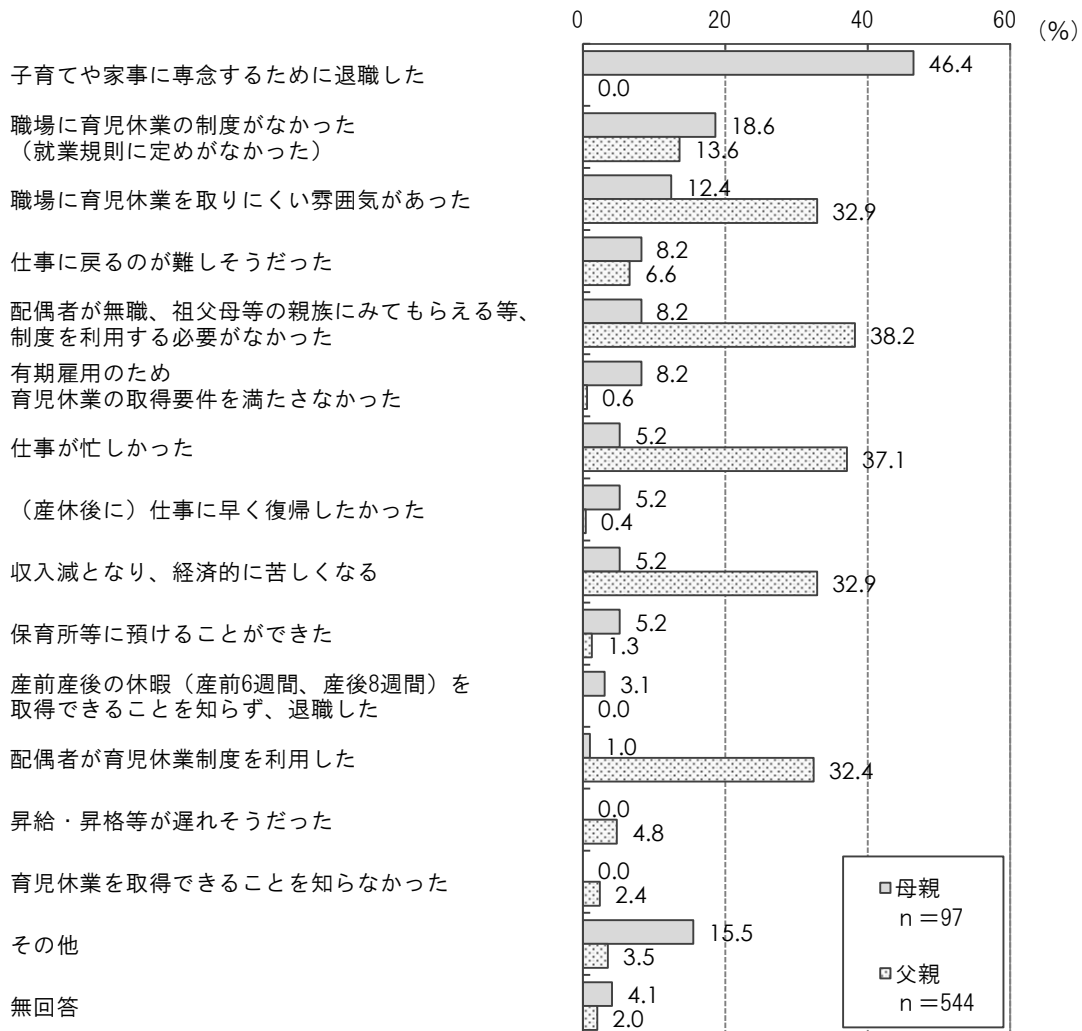


■育児休業や短時間勤務制度等職場の両立支援制度について<就学前児童のみ>

育児休業の取得状況（単数回答）・育児休業を取得していない理由（複数回答可）



<育児休業を取得していない理由>

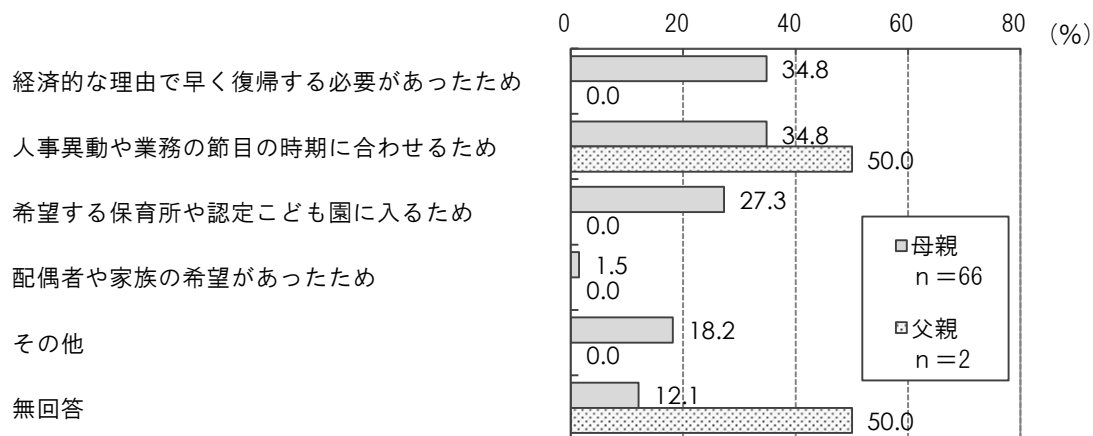


育児休業の取得状況については、「取得した（取得中である）」は母親が 40.9%、父親が 2.6%となっています。

育児休業を取得していない理由については、母親において「子育てや家事に専念するために退職した」が 46.4%と最も多く、父親においては「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえる等、制度を利用する必要がなかった」が 38.2%と最も多くなっています。

育児休業を取得した方で、実際の復帰と希望が異なる方のみ
希望の時期に職場復帰しなかった理由（複数回答可）

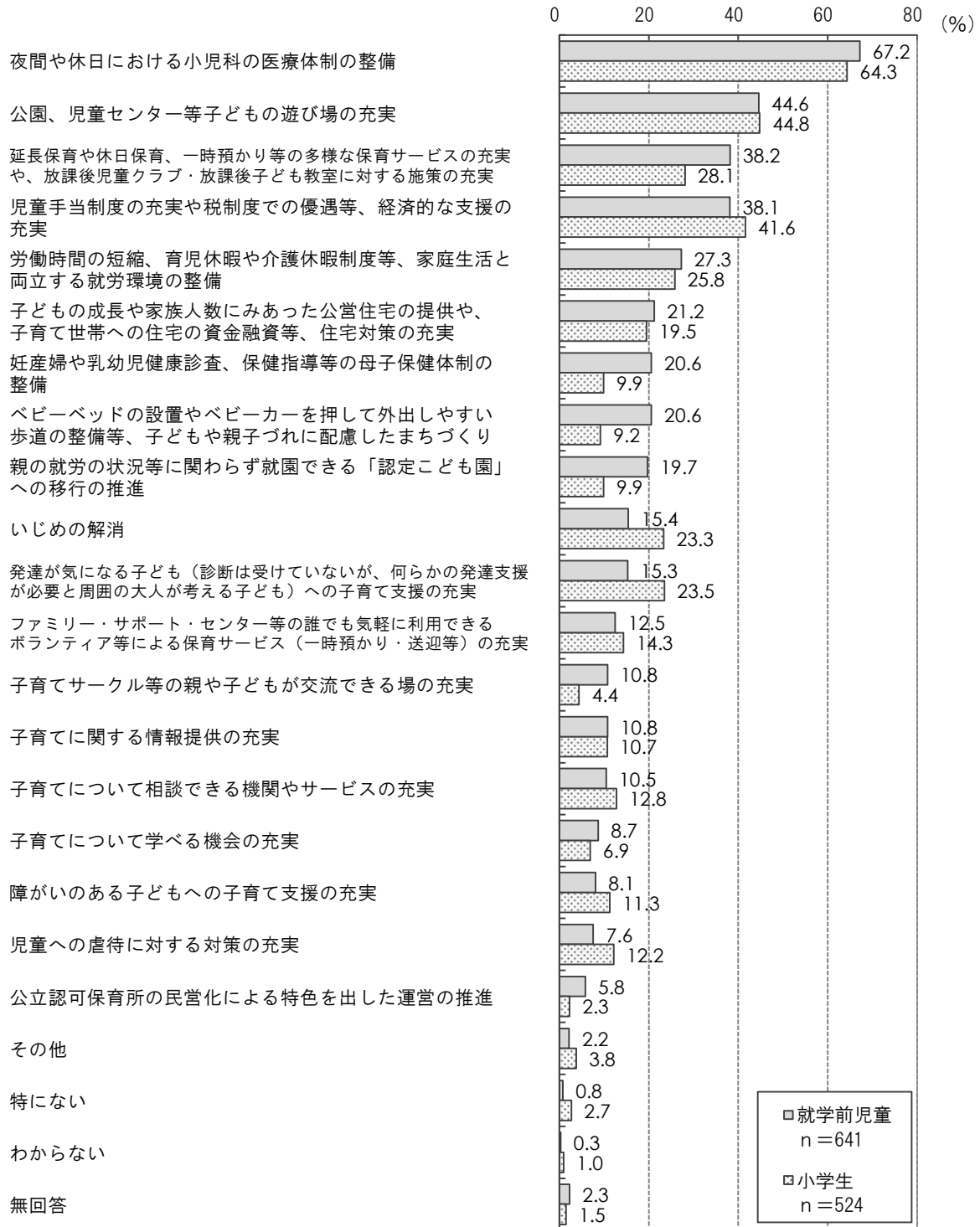
＜希望より早く職場復帰した理由＞



希望の時期より早く職場復帰した理由については、母親において「経済的な理由で早く復帰する必要があったため」「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」がともに 34.8%と最も多く、次いで「希望する保育所や認定こども園に入るため」が 27.3%などとなっています。父親においては、回答者数が少ないため、参考掲載とする。

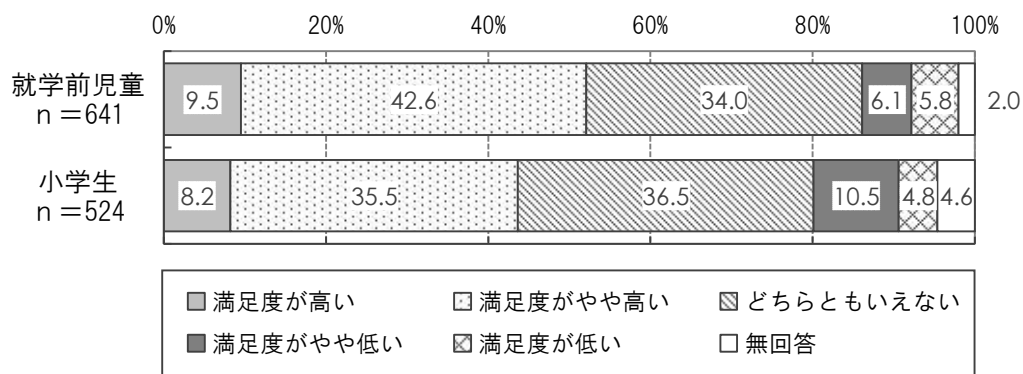
■子育てに関する一般的な事項について

子育て環境をさらによくしていくために重要な施策（複数回答可）



子育て環境をさらによくしていくために重要な施策については、就学前児童において「夜間や休日における小児科の医療体制の整備」が67.2%と最も多く、次いで「公園、児童センター等子どもの遊び場の充実」が44.6%、「延長保育や休日保育、一時預かり等の多様な保育サービスの充実や、放課後児童クラブ・放課後子ども教室に対する施策の充実」が38.2%などとなっています。小学生においては「夜間や休日における小児科の医療体制の整備」が64.3%と最も多く、次いで「公園、児童センター等子どもの遊び場の充実」が44.8%、「児童手当制度の充実や税制度での優遇等、経済的な支援の充実」が41.6%などとなっています。

韮崎市における子育ての環境や支援の満足度（単数回答）



韮崎市における子育ての環境や支援の満足度については、就学前児童において「満足度が高い」9.5%と「満足度がやや高い」42.6%を合計した『満足度が高い』は52.1%となっています。小学生においては「満足度が高い」8.2%と「満足度がやや高い」35.5%を合計した『満足度が高い』は43.7%となっています。

第4節 子どもの生活アンケートからみる現状

(1) 調査の概要

1. 調査の目的

子どもの貧困の実態を把握するため、平成29年7月に「韮崎市こどもの生活アンケート」（以下、「アンケート」という。）を実施しました。アンケートは「保護者用」と「子ども用」とし、小学1年生、小学5年生、中学2年生の保護者686人（回収率88.9%）、小学5年生、中学2年生の子ども488人（回収率89.1%）から回答を得ました。

	保護者アンケート				子どもアンケート		
	小1	小5	中2	合計	小5	中2	合計
配付数（人）	224	266	282	772	266	282	548
回収数（人）	200	233	253	686	235	253	488

2. 調査の設計

- ・ 調査地域 韮崎市全域
- ・ 調査対象 ① 保護者：市内に在住の小学1・5年生・中学2年生の子どものいる家庭
② 児童・生徒：市内小学5年生及び中学2年生
- ・ 標本数 ① 保護者：772人
② 児童・生徒：小学生266人、中学生282人
- ・ 調査方法 小中学校を通じて配布・回収
- ・ 調査期間 平成29年7月10日～7月19日

3. 注意事項

- ・ 回答率（%）は、その質問の回答者数を基数として算出し、小数点以下第2位を四捨五入しています。したがって、比率の数値の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・ 回答の比率は、その設問の回答者数を基数として算出しています。したがって、複数回答可の設問は全ての比率を合計すると100.0%を超える場合があります。

(2) 調査の結果

保護者の調査票において「世帯の所得（可処分所得）」及び「家族の人数」の質問項目を設け、相対的貧困率^{※1}を算出したところ、本市の子どもの相対的貧困率は、9.7%となり、約10人に1人の子どもが相対的貧困の状態となりました。

集計においては、全国と比較するため国民生活基礎調査の貧困線^{※2}を使用し、回収された686世帯（保護者回答）のうち、等価可処分所得について回答のあった465世帯について、国民生活基礎調査の貧困線（122万円）を境界とし、「貧困線を上回る世帯」と「貧困線に満たない世帯」として区分しました。

【子どもの相対的貧困率の算出】

保護者アンケート回収世帯数	①	686 世帯
等価可処分所得 ^{※3} の算出ができない数	②	221 世帯
等価可処分所得算出可能数	③ (①-②)	465 世帯
対象となる子ども全体に占める 平成28年度国民生活基礎調査貧困線	④	122 万円
等価可処分所得算出世帯における子ども全体数	⑤	1088 人
貧困線に満たない世帯の子どもの数	⑥	105 人
子どもの相対的貧困率	⑥/⑤	9.7 %

※1 相対的貧困率：等価可処分所得の貧困線に満たない世帯員の割合

※2 貧 困 線：等価可処分所得の中央値の半分の額

全国と比較するため国民生活基礎調査の貧困線（平成28年国調査）を使用

※3 等価可処分所得：世帯の可処分所得（年収から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯員数の平方根で割って調整した1人当たりの所得

母親の就労状況

【母親の雇用形態、母親の平日以外の勤務日時間帯/貧困線に満たない世帯】

母親の雇用形態	雇用形態	割合 (%)
	正社員・正規職員	16.7
	嘱託・契約社員・派遣社員	8.3
	パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員	62.5
	自営業（専従者含む）	12.5
	無職	0.0
	その他	0.0
	無回答	0.0
合計	100.0	

母親の平日以外の勤務日・時間帯	勤務曜日・時間帯	割合 (%)
	ない	29.2
	早朝勤務（5時～8時）	12.5
	夕方の勤務（18時～20時）	20.8
	夜勤（20時～22時）	20.8
	深夜勤務（22時～5時）	16.7
	土曜出勤	62.5
	日曜・祝日出勤	50.0
無回答	0.0	

資料：韮崎市子どもの生活アンケート（平成29年）/保護者用

貧困線に満たない世帯の母親の雇用形態については、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が62.5%と最も多くなっています。貧困線に満たない世帯の母親の平日以外の勤務日・時間帯については、「土曜出勤」が62.5%、「日曜・祝日出勤」が50.0%となっています。

困ったときの相談相手の有無・相談先

【困ったときの相談相手の有無】

単位：％

	全 体	貧困線に 満たない世帯
いる	81.0	62.5
いない	4.2	16.7
どちらとも言えない	11.2	12.5
無回答	3.6	8.3

資料：韮崎市子どもの生活アンケート（平成 29 年）/保護者用

【子育てに困ったり悩んだりした時の相談相手先（複数回答）】

単位：％

相談相手先	全 体	貧困線に 満たない世帯
家族	86.9	70.8
幼稚園や保育所等の先生、学校の先生	42.0	33.3
市役所、役場、福祉事務所、児童相談所	9.1	16.7
インターネットのサイト	8.4	12.5

資料：韮崎市子どもの生活アンケート（平成 29 年）/保護者用

子育てに困ったときの相談相手の有無について、全体と貧困線に満たない世帯で比較したところ、「いない」と回答した割合は、全体の 4.2%に対し、貧困線に満たない世帯は 16.7%と多くなっています。

子育てに困ったり悩んだりした時の相談相手先について、全体と貧困線に満たない世帯で比較したところ、全体に対し、貧困線に満たない世帯は「家族」、「幼稚園や保育所等の先生、学校の先生」が少なく、「市役所、役場、福祉事務所、児童相談所」、「インターネットのサイト」が多くなっています。

子どもの学歴

【子どもの教育段階/貧困線に満たない世帯】

単位：％

	高校までの教育	短大・専門学校までの教育	大学までの教育
受けさせたい	75.0	37.5	41.7
経済的には可能だが、必要だとは思わない	0.0	0.0	0.0
経済的に受けさせることはむずかしい	0.0	41.7	45.8
無回答	25.0	20.8	12.5

資料：葦崎市子どもの生活アンケート（平成29年）/保護者用

【子どもの進学希望】

単位：％

	中学校	高校	短大・専門学校	大学又はそれ以上	わからない	無回答
小・中学生	0.20	18.90	21.10	42.00	16.40	1.40

資料：葦崎市子どもの生活アンケート（平成29年）/子ども用

保護者に尋ねた子どもの学歴については、貧困線に満たない世帯において、「短大・専門学校までの教育」と「大学までの教育」は、『経済的に受けさせることはむずかしい』の割合が4割を超えています。

子どもの進学希望については、「短大・専門学校」と「大学又はそれ以上」の合計は63.1％となっています。

過去1年間の公共料金等の滞納の経験

【過去1年間の公共料金等の滞納の経験の有無】

単位：％

	全体	貧困線に満たない世帯
電気料金	2.1	12.5
ガス料金	2.3	20.8
水道料金	3.4	25.0
電話料金	3.0	16.7
家賃	1.9	20.8
住宅ローン	5.5	12.5
その他債務	5.5	20.8

資料：葦崎市子どもの生活アンケート（平成29年）/保護者用

過去1年間の公共料金等の滞納の経験について、全体と貧困線に満たない世帯で比較したところ、いずれの項目においても貧困線に満たない世帯は全体よりも多くなっています。

体験の有無

【体験の有無/貧困線に満たない世帯】

単位：％

	ある	ない			無回答
		(経済的理由)	(時間の制約)	(その他の理由)	
遊園地やテーマパークへ行く	29.2	37.4	4.2	29.2	0.0
海水浴・ハイキング・山登りへ行く	37.5	25.0	8.3	29.2	0.0
キャンプやバーベキューに行く	16.7	25.0	16.7	41.6	0.0
博物館・科学館・美術館等へ行く	33.3	20.8	8.3	37.5	0.0
スポーツ観戦や劇場へ行く	29.2	20.8	8.3	41.7	0.0

資料：葦崎市子どもの生活アンケート（平成 29 年）/保護者用

貧困線に満たない世帯の体験の有無については、いずれの項目においても『経済的理由』から「ない」と回答した割合が 2 割を超えています。

経済的な理由で「子どもにしていない・与えていないこと」

【家庭で子どもにしていること・与えていること/貧困線に満たない世帯】

単位：％

	している 与えている	していない (経済的理由)	していない (その他理由)	無回答
1年に1回くらい家族旅行に行く	33.3	62.5	4.2	0.0
習い事に通わす	37.5	41.7	16.7	4.1
毎月のこづかいをわたす	20.8	41.7	37.5	0.0
学習塾に通わす	29.2	37.5	29.2	4.1
年齢にあった本をあげる	25.0	33.3	37.5	4.2
スポーツ用品やおもちゃをあげる	70.8	25.0	4.2	0.0
毎年、新しい服や靴を買う	75.0	20.8	4.2	0.0
クリスマスプレゼントやお年玉をあげる	79.2	8.3	12.5	0.0
お誕生日のお祝いをする	95.8	4.2	0.0	0.0
自宅で勉強する場所を与える	87.5	4.2	8.3	0.0
学校行事に親が参加する	87.5	0.0	12.5	0.0

資料：葦崎市子どもの生活アンケート（平成 29 年）/保護者用

家庭で子どもにしていること・与えていることについては、貧困線に満たない世帯において、「1年に1回くらい家族旅行に行く」、「習い事に通わす」、「毎月のこづかいをわたす」は、「経済的な理由でしていない」が 4 割を超えて多くなっています。

保護者の支援ニーズ

【保護者の支援ニーズ（複数回答）/貧困線に満たない世帯】

単位：％

学習支援	66.7
自然体験活動支援	50.0
居場所づくり	45.8
子ども食堂	37.5
文化・スポーツ支援	37.5
食糧支援	33.3

資料：韮崎市子どもの生活アンケート（平成29年）/保護者用

保護者の支援ニーズについては、貧困線に満たない世帯において、「学習支援」、「自然体験活動支援」、「居場所づくり」などが特に多くなっており、学習面や子どもの経験に役立つ支援に対するニーズがあることがうかがえます。

使ってみたい居場所

【使ってみたい場所/子ども】

単位：％

	使って みたい	興味 がある	使いた くない	使う必 要が ない	無回 答
平日の放課後に、親が帰ってくるまでいることができる場所	24.2	24.2	10.2	38.5	2.9
休日にいることができる場所	29.3	27.3	10.8	29.7	2.9
家の人がいないとき、夕飯をみんなでたべることができる場所	22.3	22.7	13.6	38.5	2.9
ボランティアの人が勉強を無料で教えてくれる場所	27.0	28.3	16.2	25.4	3.1
落ち着いて学習ができる自習室	40.2	26.4	9.8	20.9	2.7
勉強、進学、家族のことなど、なんでも相談できる場所	24.6	29.7	12.1	30.5	3.1

資料：韮崎市子どもの生活アンケート（平成29年）/子ども用

子どもが使ってみたい居場所については、『落ち着いて学習ができる自習室』、『休日にいることができる場所』、『ボランティアの人が勉強を無料で教えてくれる場所』、『勉強・進学・家族のことなど、なんでも相談できる場所』などが、「使ってみたい」と「興味がある」の合計が5割を超えて多くなっています。子ども自身においても「居場所」と「学習支援」のニーズがあることがうかがえます。

食事（朝食・夕食）を一緒に食べる人

【朝食・夕食を一緒に食べる人（複数回答）/子ども】

単位：％

	朝食	夕食
家族（親）	59.8	79.7
家族（兄弟姉妹）	23.4	11.1
その他の家族（祖父母）	0.8	4.5
家族以外の人	0.0	0.2
一人で食べる	12.3	2.7
ごはんは食べない	1.8	0.0
無回答	1.9	1.8

資料：韮崎市子どもの生活アンケート（平成29年）/子ども用

子どもが平日に朝食、夕食を一緒に食べる人については、朝食を「一人で食べる」割合は12.3%となっています。

必要な支援の情報の入手方法

【現状の公的支援の入手方法と今後の希望（複数回答）/貧困線に満たない世帯】

単位：％

	現状	今後の希望
県・市町村等のホームページ	16.7	16.7
県・市町村等の広報誌	29.2	25.0
学校からのお便り	70.8	62.5
学校からのメール	4.2	37.5
家族や友達からの情報	33.3	12.5
SNS（LINE、Twitterなど）	4.2	25.0

資料：韮崎市子どもの生活アンケート（平成29年）/保護者用

現状の公的支援の入手方法については、貧困線に満たない世帯において、「学校からのお便り」が70.8%と最も多く、次いで「家族や友だちからの情報」が33.3%、「県・市町村等の広報誌」が29.2%などとなっています。

今後希望する公的支援の入手方法については、「学校からのお便り」が62.5%と最も多く、次いで「学校からのメール」が37.5%、「県・市町村等の広報誌」「SNS（LINE、Twitter等）」が25.0%などとなっています。現状と比較して、電子媒体で配信されるものの割合が多くなっていることが特徴となっています。

必要な支援を受けるために保護者が重要と思うこと

【支援を受けるために保護者が必要と思うこと（複数回答）/貧困線に満たない世帯】

単位：％

申請手続きをわかりやすくまとめた情報の発信	75.0
メールマガジンで定期的に福祉制度や支援策等の情報の発信	50.0
相談内容に応じた相談窓口の情報（場所・連絡先）の発信	41.7
申請手続きを簡素化する	37.5
法律や医療など専門的な支援のための情報の発信	37.5
休日や夜間でも対応する相談窓口の開設又は増設	29.2
子育て世帯への訪問事業を充実させる	16.7
相談窓口等の数を多くする	8.3
その他	20.8
無回答	0.0

資料：韮崎市子どもの生活アンケート（平成29年）/保護者用

支援を受けるために保護者が重要と思うことについては、「申請手続きをわかりやすくまとめた情報の発信」が75.0%と最も多く、次いで「メールマガジンで定期的に福祉制度や支援策等の情報の発信」が50.0%、「相談内容に応じた相談窓口の情報（場所・連絡先）の発信」が41.7%などとなっています。必要としている情報を発信することが重要と考えていることがうかがえます。

第5節 子ども・子育てに関する課題

本市の人口や子育て支援サービスの現状、子ども・子育てニーズ調査結果等から考えられる主な課題として、以下の内容が挙げられます。

1. 少子高齢化の進行

本市では、人口の減少が続いているだけでなく、総人口に占める年少人口割合が減少し老年人口割合が増加し続けていることから、少子高齢化が進行しているといえます。また、出生率や合計特殊出生率も改善がみられず、将来の労働力人口の減少や地域社会の活力低下などの深刻な影響が懸念されます。以上のことから、誰でも安心して子どもを産み育てることのできるまちづくりを推進することが求められています。

2. 地域による子育て世帯への支援の充実

祖父母等の親族や友人・知人は、日頃から子どもをみたり、子育ての相談相手になったりすることで子育て世帯の大きな支えになります。しかし、核家族化や孤立化の進行もあり、いざという時の相談先がない人、地域での子育てに不安を抱いている人もいることがうかがえます。そうした人の不安を解消するため、相談体制や情報発信体制の整備等を通して、今まで以上に地域で子育て世帯を支援する体制を構築することが求められます。

3. 父親と母親がともに仕事と子育てを両立できる環境整備

育児休業を取得するのは主に母親という現状であり、父親が育児休業を取得していない理由の多くは多忙や経済的な理由となっています。また、育児休業を取りにくいと感じる人も少なくなく、父親の育児休業の取得率は向上していないのが現状です。さらに、普段利用している教育・保育事業を病気やケガ等で利用できなかった場合の多くにおいて、母親が仕事を休んだり退職したりすることで対処している現状もあります。以上のことから、父親と母親がともに子育てに参画できるようにワーク・ライフ・バランスについて啓発を推進し、仕事と子育てが両立できる環境づくりを促進していくことが必要です。

4. 全ての子どもが心身ともに健やかに成長できる環境の整備

子育て世帯が置かれている状況は大きく変化しており、ひとり親家庭や、養育能力に不安を抱える家庭等の問題が顕在化しています。また、貧困や虐待など社会的支援の必要性がある子どもの増加、抱えている問題の多様化もみられます。生まれ育った環境に影響されることなく、本市に住む全ての子どもが心身ともに健やかに成長できる良質な生育環境を整備することが重要です。

第3章 計画の基本理念及び基本目標

第1節 基本理念

子育て支援施策の推進においては、「子どもの最善の利益」を実現する社会を目指すという考えのもとで、家庭・学校・地域・職場等の社会のあらゆる主体がそれぞれの役割を果たし、社会全体で子育てを支える環境を構築することが重要となります。また、その取り組みを展開するうえで、「子どもにとっての幸せ」という視点を持つことが不可欠となります。

子どもは次世代を担うかけがえのない存在であるとともに、将来の地域を支え、新たな活力を生み出していくいわば「地域の宝」でもあります。行政は、質と量の両面から子育て施策を充実させることを通して未来の社会を担う子どもを安心して産み育てることのできる環境を整備し、子どもが健やかに育つことのできる社会の実現を図る必要があります。

本市では、第1期計画において、「目指そう 子育てサポーターのまち・韮崎」を基本理念に掲げ、子育て支援施策の推進を図ってきました。しかし、ライフスタイルや価値観等の多様化、少子高齢化や核家族化等に伴う周困とのつながりの希薄化、厳しい社会経済情勢等により、子どもやその保護者を取り巻く環境には未だ多くの問題が残されています。こうした状況を踏まえ、これまで展開してきた取り組みを推進し、次なるステップに進むことが求められることから、第2期計画では市全体の子育て支援をさらに発展させることを目指して以下の基本理念を掲げます。

基本理念

広げよう 子育てサポートの輪 にならさき

第2節 基本目標

基本理念の実現に向けて子育て支援施策を推進していくため、第1期計画における考え方を継承し、以下の3つの基本目標を掲げます。

1. 子どもがのびのびと成長できる安全で安心な環境を整えます

近年、児童虐待やいじめ、子どもが被害者となる事件や事故等が増加しています。

また、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）をはじめとするさまざまなメディアが普及し、子どもがインターネットを介したトラブルに巻き込まれたり、有害環境等に接したりする機会も多くなっています。

全ての子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、家庭や地域、教育・保育施設など、市全体で子どもを見守る体制を構築し、子どもにとって安全かつ安心な環境を整備します。

2. 子育てへの不安を軽減し、親が安心して子育てできる体制を整えます

女性の社会進出や価値観等の変化により、子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しています。また、ひとり親家庭や支援を必要とする家庭、子どもの成長や発達に不安がみられる子育て世帯も顕在化してきており、子育て世帯の抱える悩みは多様化している中で、かつ複雑化の一途を辿っています。

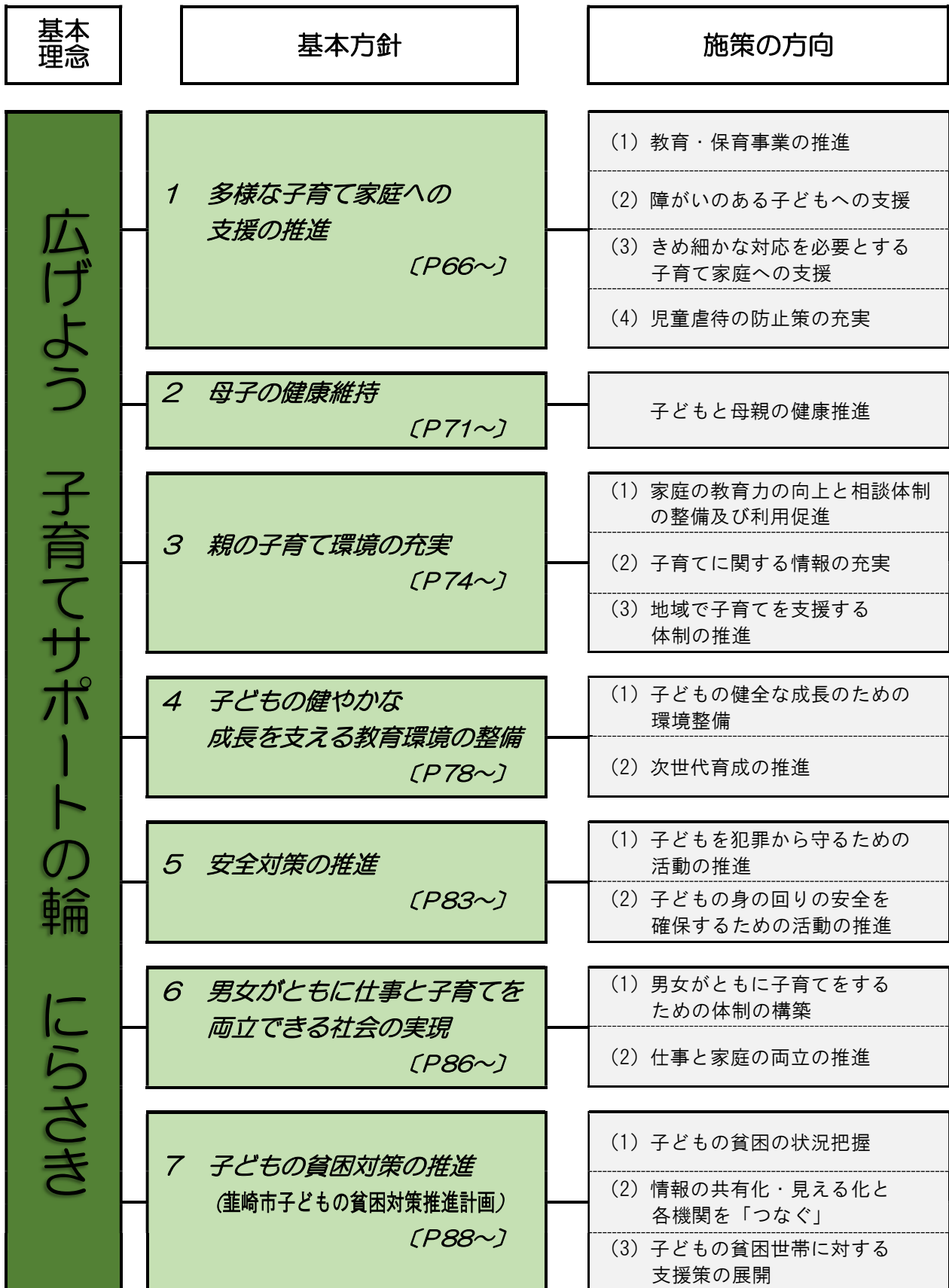
こうした家庭の子育てへの不安や負担を軽減できるよう、相談支援体制の整備や充実を図るとともに、きめ細かな子育て支援サービスを展開することで、親が安心して子どもを産み育てることのできる体制を整備します。

3. 質の高い教育・保育を提供できるまちづくりを推進します

現在の子ども・子育て支援制度では、幼児期における質の高い教育・保育の提供を全ての子どもに対して保障することを目指しています。産まれ育った環境に影響されることなく、全ての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けることができる体制を推進していく必要があります。

子育ての基本は家庭にあることを前提としたうえで、子育て世帯の多様化するニーズを的確に把握し、教育・保育事業及び地域の子育て支援の質・量の充実を図ります。

第3節 計画の体系



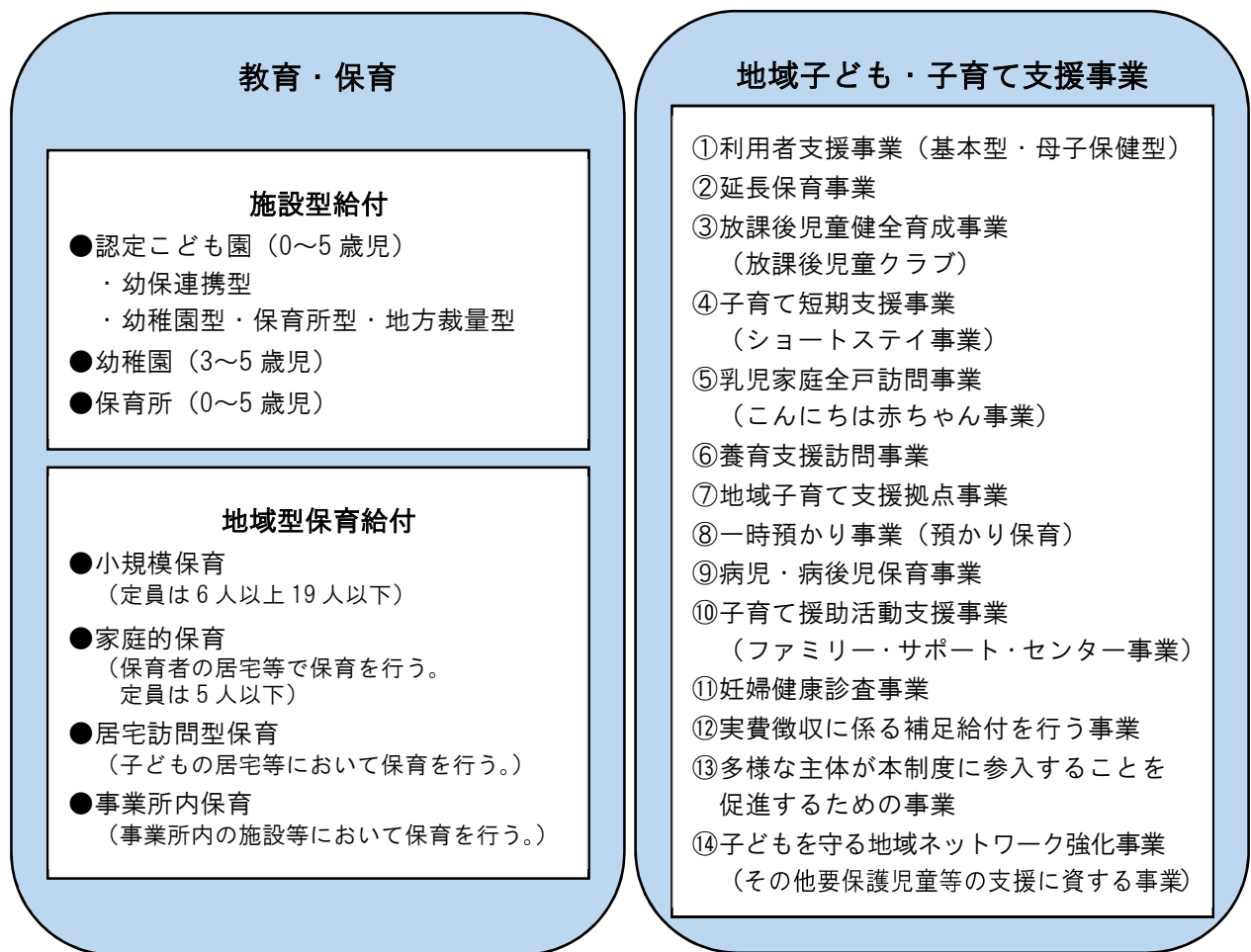
第4章 子ども・子育て支援事業計画

第1節 前提となる事項

(1) 子ども・子育て支援事業計画に係る事業の体系

子ども・子育て支援事業計画における事業は、大きく「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分けられます。本章では、これらの事業量の見込みと、それに対応する確保の方策について定めます。

■子ども・子育て支援事業計画に係る事業の全体像



また、子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、子どもの年齢や保育の必要性の状況を考慮した上で次の3区分にそれぞれ認定し、教育・保育を提供する仕組みとなっています。

認定区分	対象者	提供される施設
1号	保育の必要性がない満3歳以上の児童	幼稚園・認定こども園
2号	保育の必要性がある満3歳以上の児童	保育所・認定こども園
3号	保育の必要性がある0～2歳児の児童	保育所・認定こども園・地域型保育事業

(2) 教育・保育の提供区域の設定

本計画は、ニーズ調査結果や第1期計画期間の利用実績等をもとに、令和2年度から令和6年度までの5年間における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」（どのくらいニーズがあるか）を設定し、市の現状や将来的な事業提供の見込み等を踏まえた上で、具体的な教育・保育の提供方針としての「確保の内容」（いつ、どのくらい供給するか）を定めるものです。

国の基本方針では、上記の「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各自治体において「教育・保育の提供区域（以下、「提供区域」とする。）」を定めることとなっています。また、提供区域の設定においては、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能かつ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けられることができるよう、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件、教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況等の様々な条件を総合的に勘案して設定することとされています。

本市では、児童人口の将来推計や市の教育・保育の現状分析、ニーズ調査から算出されたニーズ量、前期計画期間の利用実績、区域設定の諸条件等を総合的に勘案した結果、利用者のサービス利用の際の選択肢の拡大、また、他市町村との連携を含めた広域的対応も考慮して、本市全域を1つの提供区域として設定します。

なお、このように提供区域を定めながらも、ニーズや利用状況の変化等を勘案しながらそれぞれの地域の特性や課題に応じた適切な対応に努めます。

本市の教育・保育提供区域 本市の地域子ども・子育て支援事業提供区域
韮崎市全域

(3) 本市の児童人口の推計

計画期間の児童人口については、過去5年間の住民基本台帳人口を用いて、国の『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』で示された内容に従って推計を行いました。

本市の0～5歳の人口については、今後も減少することが見込まれており、計画の最終年度である令和6年度には974人となり、約13%減少する見込みです。6～11歳の人口についても、0～5歳と同様に減少することが見込まれており、令和6年度には1,154人となり、約19%減少する見込みです。

■本市の児童人口の推計

(単位：人)

年 年齢	実績値	推計値				
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	163	169	164	159	154	149
1歳	184	167	173	168	162	157
2歳	195	186	169	175	170	164
3歳	197	191	182	166	172	167
4歳	198	196	190	181	165	171
5歳	182	199	197	191	182	166
0～5歳 合計	1,119	1,108	1,075	1,040	1,005	974
6歳	209	181	198	196	190	181
7歳	233	208	180	197	195	189
8歳	226	233	208	180	197	195
9歳	227	228	235	210	182	199
10歳	262	225	227	233	209	181
11歳	262	262	225	227	233	209
6～11歳 合計	1,419	1,337	1,273	1,243	1,206	1,154

※人口推計については、過去5年間の住民基本台帳人口（各年4月1日現在）を基に、コーホート変化率法を用いて行いました。

第2節 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

(1) 教育事業（1号認定・2号認定（教育））

【事業の対象】

保育の必要性がない満3歳以上の児童、保育の必要性がある満3歳以上の児童のうち幼児教育の利用希望が強いと認められる児童

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人）

全市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	158	153	144	139	135
1号認定	103	100	94	91	89
2号認定 （教育ニーズ）	55	53	50	48	46
②確保の内容 特定教育・保育施設	400	400	400	400	400
②-①	242	247	256	261	265

【提供体制・量の確保方策の考え方】

私立幼稚園2園、認定こども園1園で受け入れを実施します。現在、量の見込みのピークである令和2年度の必要利用定員総数158人に対し、提供体制は十分に確保されています。

(2) 保育事業（2号認定（保育））

【事業の対象】

保育の必要性がある満3歳以上の児童

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人）

全市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み （必要利用定員総数）	324	314	297	287	278
②確保の内容 特定教育・保育施設	416	416	416	416	416
②-①	92	102	119	129	138

【提供体制・量の確保方策の考え方】

市立保育所3園、私立保育所1園、認定こども園1園で受け入れを実施します。現在、量の見込みのピークである令和2年度の必要利用定員総数324人に対し、提供体制は十分に確保されています。

(3) 保育事業（3号認定）

【事業の対象】

保育の必要性がある3号認定の0～2歳児の児童

【量の見込み及び確保の内容】

■0歳児

（単位：人）

全市		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み （必要利用定員総数）		24	23	23	22	21
②確保の内容	特定教育・保育施設	44	44	44	44	44
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
②－①		20	21	21	22	23

■1・2歳児

（単位：人）

全市		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み （必要利用定員総数）		197	192	192	185	179
②確保の内容	特定教育・保育施設	210	210	210	210	210
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
②－①		13	18	18	25	31

【提供体制・量の確保方策の考え方】

市立保育所3園、私立保育所1園、認定こども園1園で受け入れを行います。現在、量の見込みのピークである令和2年度の必要利用定員総数に対し、0歳児、1・2歳児ともにそれぞれの提供体制は十分に確保されています。特定地域型保育事業及び認可外保育施設については、既存の保育所及び認定こども園にてニーズへの対応が可能であるため、0としています。今後ニーズの高まりがみられた場合には、各保育施設・事業の連携を図り、適切な提供体制の確保に努めます。

■参考：計画期間中の保育利用率

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
48.7%	50.2%	50.6%	52.3%	54.0%

※保育利用率…3歳未満の子どもの人口に占める、利用定員の割合

第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

(1) 利用者支援事業（基本型・母子保健型）

【事業の内容】

子育て世帯の困りごとやニーズにあった支援ができるよう、利用者からの相談に応じて利用者支援専門員や保健師が必要な情報の提供やアドバイス、関係機関との連絡調整や情報集約を行う事業です。

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：箇所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保の内容	2	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制・量の確保方策の考え方】

現在、市内2箇所（子育て支援センター・保健福祉センター）にて事業を実施しています。それぞれの子育て世帯が個々の状況にあった地域の施設や事業を円滑に利用できるよう、今後も現在の体制を維持して支援を行います。

(2) 延長保育事業

【事業の内容】

保育事業を利用している保護者が、就労時間の延長などにより保育標準時間（11時間）・保育短時間（8時間）を超える保育を必要とする場合に、保育所・認定こども園等の開所時間を超えて乳幼児の保育を行う事業です。

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	120	117	113	109	106
②確保の内容	120	120	120	120	120
②-①	0	3	7	11	14
実施箇所数	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所

【提供体制・量の確保方策の考え方】

保育所及び認定こども園で延長保育を実施します。現在、量の見込み（保育標準時間利用者の延長保育へのニーズ）のピークである令和2年度の必要利用人数120人に対し、提供体制は確保されています。引き続き、利用者のニーズに応えながら提供体制の確保に努めます。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業の内容】

保護者が共働きである世帯や、昼間留守が多い世帯の小学生児童を対象に、児童センターや学校の余裕教室、専用の施設等で、放課後や学校休業中に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の心身の健全な育成を図る事業です。

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人）

全市	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	531	522	520	517	507
1年生	115	126	125	121	115
2年生	133	115	126	125	121
3年生	113	113	98	107	107
4年生	74	86	86	75	82
5年生	60	50	59	58	51
6年生	36	32	26	31	31
②確保の内容	531	522	520	517	507
②-①	0	0	0	0	0
実施箇所数	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所	7箇所

【提供体制・量の確保方策の考え方】

放課後児童健全育成事業は、市内の4施設7クラブで実施しています。現在、量の見込みのピークである令和2年度の必要利用人数531人に対し、提供体制は確保されています。今後ニーズの高まりがみられた場合には、教育委員会と連携し、小学校の余裕教室や特別教室、図書館等の施設を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に実施場所として利活用するなど、一時的な利用を促進することで適切な提供体制の確保に努めます。

また、きめ細かな支援を必要とする子どもや虐待への対応等、配慮を要する児童についても、可能な限り受け入れに努めていきます。

■放課後子ども教室推進事業

【事業の内容】

地域住民の協力を得て、子どもたちの放課後における安全で健やかな活動拠点づくりを行うことにより、地域との交流及び児童の心身の健全な育成を図る事業です。

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	49	43	43	41	41
1年生	10	9	10	9	9
2年生	5	10	9	10	9
3年生	8	5	9	8	9
4年生	9	6	4	7	6
5年生	7	7	5	3	6
6年生	10	6	6	4	2
②確保の内容	49	43	43	41	41
②-①	0	0	0	0	0
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

【提供体制・量の確保方策の考え方】

本市では、韮崎市立穂坂小学校放課後子ども教室推進事業として、1施設1箇所で放課後子ども教室を実施しています。現在、量の見込みのピークである令和2年度の必要利用人数49人に対し、提供体制は確保されています。

また、国では、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な提供体制の整備を進めることとしています。本市においても、十分な提供体制の確保に努めるとともに、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の連携により、両事業の子どもとの交流につながる共通のプログラム等を検討します。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【事業の内容】

就学前児童を対象に実施します。児童を養育している保護者が、病気その他の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合及び経済的な理由により一時的に母子等を保護することが必要となった場合に、7日以内を原則とし、実施施設において当該児童等に一時的に必要な養育、または保護を行う事業です。

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：日／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	20	20	20	20	20
②－①	20	20	20	20	20
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

【提供体制・量の確保方策の考え方】

今回実施したニーズ調査においては、ショートステイ事業へのニーズは見られませんでした。しかし、家庭事情の多様化に加え、利用実績もあることからニーズが見込まれるため、継続して実施します。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業の内容】

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を対象に保健師・助産師等が訪問し、健康状態や生活の様子を把握するとともに、子育て支援に関する相談・助言・情報提供等を行う事業です。

【量の見込み及び確保の内容】

（単位：人／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	169	164	159	154	149
②確保の内容	169	164	159	154	149
②－①	0	0	0	0	0
実施体制	保健師7名	保健師7名	保健師7名	保健師7名	保健師7名
担当課	健康づくり課	健康づくり課	健康づくり課	健康づくり課	健康づくり課

【提供体制・量の確保方策の考え方】

乳児家庭全戸訪問事業については、確保の内容にある数値に限らず、対象となる乳児のいる全ての家庭に実施します。また、母親支援・乳児ケアとして、健康科学大学産前産後ケアセンターママの里との連携を推進します。

(6) 養育支援訪問事業

【事業の内容】

養育支援が特に必要とされる家庭を対象に保健師等が訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援や相談支援を行う事業です。

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	51	49	48	46	45
②確保の内容	51	49	48	46	45
②-①	0	0	0	0	0
実施体制	保健師7名	保健師7名	保健師7名	保健師7名	保健師7名
担当課	健康づくり課	健康づくり課	健康づくり課	健康づくり課	健康づくり課

【提供体制・量の確保方策の考え方】

養育支援訪問事業については、確保の内容にある数値に限らず、必要となる全ての家庭に実施します。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【事業の内容】

保護者同士が相互に交流を行う場所を提供し、子育てに関する相談、情報提供、助言その他の援助を行い、子育てを支援する事業です。

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人／月)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,135	2,069	2,053	1,987	1,922
②確保の内容	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300
②-①	2,165	2,231	2,247	2,313	2,378
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

【提供体制・量の確保方策の考え方】

子育て支援センター「にらちび」にて実施しています。現在、量の見込みに対し、提供体制は適正に確保されています。また、市ホームページ等で事業の周知を図り、利用の促進を行います。

(8) 一時預かり事業（預かり保育）

【事業の内容】

保護者が仕事、病気、用事等の理由により、家庭において保育を行うことが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において幼稚園・認定こども園・保育所・子育て支援センターで一時的な預かりを行う事業です。

【量の見込み及び確保の内容】

■ 幼稚園・認定こども園型

（単位：人／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5,826	5,540	5,266	5,062	4,942
1号認定の利用	159	154	146	141	137
2号認定の利用	5,667	5,386	5,120	4,921	4,805
②確保の内容	8,420	8,420	8,420	8,420	8,420
②-①	2,594	2,880	3,154	3,358	3,478
実施箇所数	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所

■ その他（保育所・子育て支援センター）

（単位：人／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,144	2,079	2,014	1,945	1,884
②確保の内容	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550
②-①	406	471	536	605	666
実施箇所数	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所

【提供体制・量の確保方策の考え方】

一時預かり事業は、市内6箇所にて実施しています。今後の量の見込みに対し、提供体制は十分に確保されています。今後ニーズの高まりがみられた場合には、ファミリー・サポート・センターでの受け入れ枠の拡大を図るなどの方策を通して適切な提供体制の確保を図ります。

(9) 病児・病後児保育事業

【事業の内容】

病気（病児）や病気回復期（病後児）などの集団保育が困難な児童が、保護者による保育を受けられない場合に、病院や保育所に付設された専用スペース等において保育士・看護師等が一時的な保育や体調不良となった在園児への緊急的な対応を行う事業です。

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	240	233	226	218	211
②確保の内容	520	520	520	520	520
②-①	280	287	294	302	309
実施箇所数 (病児・病後児型)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
実施箇所数 (体調不良児型)	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

【提供体制・量の確保方策の考え方】

病児・病後児保育事業は、市内3箇所に実施しています。現在、量の見込みのピークである令和2年度の必要利用人数240人に対し、提供体制は適正に確保されています。引き続き、利用者のニーズに応えながら適切な提供体制の確保に努めます。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業の内容】

預かり等の援助を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人との、相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。利用するには会員登録が必要で、利用料金がかかります。

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：人／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	245	258	270	267	239
②確保の内容	400	400	400	400	400
②-①	155	142	130	133	161

【提供体制・量の確保方策の考え方】

今後の量の見込みのピークである令和4年度の必要利用人数270人に対し、提供体制は十分に確保されています。引き続き、利用者のニーズに応えながら適切な提供体制の確保に努めます。

(11) 妊婦健康診査事業

【事業の内容】

妊婦の健康保持及び増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、必要に応じて公費負担による医学的検査を行う事業です。

【量の見込み及び確保の内容】

(単位：延べ回数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,952	1,892	1,833	1,773	1,702
②確保の内容	1,952	1,892	1,833	1,773	1,702
②-①	0	0	0	0	0
実施場所	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関
検査項目	基本的な妊婦健康診査、血液検査、超音波検査、B群溶血性連鎖球菌(GBS)、ヒト白血病ウイルス-1型(HTLV-1抗体検査)、クラミジア抗原検査				

【提供体制・量の確保方策の考え方】

国が示す妊婦健康診査の実施基準に基づき、最大14回の公費助成を実施し、妊婦の健康管理の向上に努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の内容】

保護者の世帯所得の状況や多子世帯を勘案して、幼稚園・保育所等に対して保護者が支払うべき副食費(上限4,500円/月)に要する費用の実費負担に対し、公費による助成を行う事業です。

【提供体制】

本市では、国の地域子ども・子育て支援事業の補足給付事業において、1号認定の子ども副食費(市で制度拡充部分あり)に対し、公費による助成を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業の内容】

幼稚園・保育所・認定こども園等（以下「幼稚園等」という。）への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園等の設置や運営を促進するための事業です。

【提供体制】

韮崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育の運営に関する基準を定める条例などの、民間事業者の参入を前提とした制度に基づいて、保育所の再編整備計画と整合を取りながら、検討を進めます。

(14) 子どもを守る地域ネットワーク強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

【事業の内容】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性及び連携の強化を図る事業です。

【提供体制】

子どもを虐待等から守るため、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の各主体の専門性及び連携の強化に努めるとともに、児童虐待防止に関する支援情報を周知していきます。

第4節 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保

(1) 認定こども園の普及に関する基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況に関わらず、柔軟に子どもを受け入れ、教育と保育を一体的に提供できる施設です。

本市には、幼保連携型認定こども園が1箇所あります。この施設では、保育の必要性の有無にかかわらず、同じ施設で利用することができます。ニーズ調査結果での母親の就労希望を見ても、今後もニーズが高まることが予測されることから、適切なニーズの把握と普及に努めます。

(2) 教育・保育及び地域子育て支援事業の役割と推進施策

幼稚園、認定こども園、保育所において、全ての子どもが健やかに成長するように支援するため、より質の高い教育・保育が提供できるよう、その専門性を高めるための研修の実施等により、人材の育成に努めます。

(3) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

地域型保育事業は、教育・保育施設の補完的な位置づけとなります。

今後も、地域型保育事業の推進を図り、開設された場合には、相互の情報共有と連携に努めます。

(4) 教育・保育施設と小学校等との連携

教育・保育施設での生活が小学校入学以降の学ぶ力の土台づくりにつながることに配慮した教育・保育に努めます。

また、行事を通じた児童の交流や体験学習等の連携を通じて小学校への円滑な接続を図るとともに、市内の関係機関での情報提供・交換を行います。

第5節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月より実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに子育てのための施設等利用給付が創設され、教育・保育の給付対象外である幼稚園、認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等が給付の対象となりました。

この制度につきましては、保護者の利便性などを考慮し、施設においてのとりまとめ等を推進し、更なる保護者負担の軽減と制度の周知に努めます。

第5章 子育て施策の展開

基本方針1 多様な子育て家庭への支援の推進

【現状と課題】

核家族化の進行や就労形態の多様化、就労意向の増大、女性の社会進出、共働き家庭の増加等に伴い、保育サービスに対するニーズはますます高まっています。全ての家庭と子どもが希望する保育サービスが利用できるよう、市内の体制を整備していくことが求められています。

また、ひとり親家庭や貧困、虐待等の理由により社会的擁護を必要とする子どもなど、支援を必要とする子どもがいる家庭の問題も近年顕在化しています。全ての子どもが、生まれ育った環境に関係なく心身ともに健やかに成長できる環境の整備を図ることが必要です。同様に、子どもの基本的人権が脅かされる事態の未然防止と早期把握に努め、自ら救済や保護、回復を求めることのできる体制を構築することが重要です。

今後、さらなる多様化が見込まれるニーズを的確に把握し、利用者の視点に立ったサービスを提供していくことが重要であるとともに、支援等を必要とする人が適切に利用できるよう、周知や啓発を行うことが必要です。

施策の方向

- (1) 教育・保育事業の推進
- (2) 障がいのある子どもへの支援
- (3) きめ細かな対応を必要とする子育て家庭への支援
- (4) 児童虐待の防止策の充実

(1) 教育・保育事業の推進

子育て家庭の多様化する教育・保育ニーズに対応するため、利用者の視点に立ったサービスの提供に努めます。

【主な事業・担当課】

主な事業		
1	保育園再編整備	福祉課
	蕪崎市立保育園再編整備計画（蕪崎市立保育園民営化計画）に基づき、すずらん保育園に続いて、平成 30 年度にたんぼぼ保育園を開園・蕪崎西保育園を民営化しました。今後についても、引き続き計画を進めます。併せて、休日保育や延長保育、乳児保育等多様な保育ニーズに応えられるよう、充実した保育サービスの提供を図ります。	
2	蕪崎市多子世帯応援事業	福祉課
	国の制度で対象とならない多子世帯の子どもの利用者負担（利用料・副食費）を市独自で免除して、保護者負担の軽減を図ります。	
3	事業者等への支援	福祉課
	現行の子ども・子育て制度に沿って事業者が円滑に事業を提供できるよう、関係構築や体制整備を図るとともに、各施設・事業の類型に従った給付による財政支援を行います。	

(2) 障がいのある子どもへの支援

障がいのある子どもや発達が気になる子どもを支援するため、早期発見・早期療育につながる専門的な相談体制を整備するとともに、一人ひとりの障がい特性やニーズ等に応じたサービスの提供に努めます。

【主な事業・担当課】

主な事業		
1	発達ที่気になる子どもに対する療育の充実	健康づくり課 教育課 福祉課
	乳幼児の発達相談や幼児期における心身障がいの早期発見及び障がい児の就学前の教育を目的として、保護者等に対して助言・指導を行う相談体制の充実を図ります（療育相談、言語相談、心理相談）。また幼稚園、保育所、小学校、中学校、関係機関（あけぼの医療福祉センター、保健所等）との情報共有の場として担当者会議を設置し、連携強化を図ります（個別支援会議）。	
2	地域療育システム構築	健康づくり課 教育課 福祉課
	健康づくり課、教育課、福祉課の各担当で、幼稚園・保育所・認定こども園を訪問し、就学に関する情報を集め、相談体制を整えます（巡回相談）。また発達障がい等のある子どもに対し、乳幼児期から学齢期まで一貫した支援ができるよう、保健・医療・教育・福祉の関係者による会議を実施し、適切な支援を行うための体制強化を図ります（発達障がい児支援連携会議）。	
3	障がい児通園	福祉課
	乳幼児、学齢期の豊かな心身の発達を支援するため、発達障がい児等の受け入れを可能な限り行い、必要に応じて認定心理士を派遣し、体制の充実を図ります（市立保育所、子育て支援センター、児童センター）。	
4	障がい児施策	福祉課
	療育指導が必要な子どもに対し、専門的な個別支援を受けるため、障がい児通所支援サービスの利用の提供を行います（児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス）。	

(3) きめ細かな対応を必要とする子育て家庭への支援

全ての子育て家庭が安心して子育てができるよう、ひとり親家庭や貧困問題を抱える家庭、外国につながる児童のいる家庭等の、社会的支援を必要とする子育て家庭へのきめ細かな対応に努めます。

【主な事業・担当課】

主な事業		
1	ひとり親家庭等の自立支援の推進	福祉課
	母子・寡婦に加え父子家庭が安心して自立した生活を送れるよう、ひとり親家庭の実態を把握するとともに、相談体制の充実と経済的支援等を総合的に行います。また、母子自立支援員による、ひとり親家庭を対象とした総合的な相談事業を実施します。	
2	ひとり親家庭等の就労支援の推進	福祉課
	ハローワークと連携し、ひとり親家庭の就労について、情報を共有しながら希望する仕事に就けるよう支援していきます。	
3	おめでとう赤ちゃん出生祝金	福祉課
	赤ちゃんの誕生を祝うとともに、健やかな成長を願って出生祝金を支給します。	
4	外国につながる児童の教育・保育事業の利用への支援	福祉課
	外国籍の児童や帰国子女の児童等が円滑に教育・保育事業を利用できるよう、体制の整備を図ります。	

(4) 児童虐待の防止策の充実

児童虐待の早期発見や未然防止に向けて、相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携強化を推進します。また、被害を受けた子どもに対しては迅速な保護と適切な救済を行い、心身のケアに努めます。

【主な事業・担当課】

主な事業		
1	乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問、虐待予防等のフォロー訪問	健康づくり課
	全出生児・産婦への家庭訪問、継続支援者へのフォロー訪問の実施により、育児不安を軽減し、児童虐待の予防を図ります。	
2	児童虐待防止ネットワーク及び相談体制の強化・充実	福祉課
	韮崎市要保護児童対策地域協議会の開催や関係機関の実務者会議を行うなど、密な情報交換をしながら虐待防止や早期発見・対応につなげます。また、ネットワーク構成員の専門性の強化や関係機関の連携強化を図り、相談体制の整備を進めます。	
3	児童虐待対応マニュアルの周知・活用	福祉課
	韮崎市要保護児童対策地域協議会監修のもと作成した子どもへの虐待対応マニュアルを、幼稚園・保育所・認定こども園・小中学校等の関係機関へ配付し、活用を呼びかけます。	
4	虐待被害児ケア体制の強化及び一時保護施設の確保	福祉課
	犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもに対するカウンセリングや保護者に対する助言等、学校や児童相談所、医療機関等の関係機関と連携したきめ細かな支援を強化します。また、DV等による被害者の一時保護先として、女性相談所等と連携を図り、施設の確保に努めます。	

基本方針 2 母子の健康維持

【現状と課題】

妊娠・出産期には、心身の急激な変化により身体的負担のみならず精神的負担や不安も生じやすくなります。このような負担や不安は胎児への影響も大きいため、母体の健康管理や安定した精神状態の確保が重要となります。また、乳幼児期は子どもの心身の発達の基礎が形成される重要な時期です。母親からの相談等への対応や、各種健康診査や予防接種、健康教室等を通して、母子の心身の健康の維持に努めるとともに、母親の育児不安の解消を図ることが求められています。

本市では、母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査時、各種教室等において相談の機会を設け、子どもの成長・発達段階で保護者が抱える不安に対するの助言や情報提供を実施しています。これらは、子どもの疾病等の早期発見につながるとともに、母子の健康管理の機会としての役割も担っています。

また、計画策定にあたって実施したニーズ調査では、小児医療体制の整備に対するニーズが多くみられたことから、子どもが安心して医療を受けられる体制の整備を図るとともに、急病時における対応方法等を周知していくことも必要となっています。

施策の方向

子どもと母親の健康推進

子どもと母親の健康推進

各種健康診査や教室を通して子どもの健康状態を把握するとともに、母親への相談対応を行うことで、子どもの疾病の早期発見と母親の育児不安の解消を図り、子どもと母親の心身の健康の維持及び増進を図ります。

【主な事業・担当課】

主な事業		
1	新生児訪問	健康づくり課
	保健師・助産師による全出生児と産婦への家庭訪問を実施し、子育てに関する情報の提供や、養育環境の把握を行います。また、母親支援・乳児ケアとして必要な人が利用できるよう健康科学大学産前産後ケアセンターママの里との連携を推進します。	
2	健康診査受診率向上に向けた取り組み	健康づくり課
	個別通知、市広報、健康カレンダー、ホームページ、メールマガジン、アプリ等を通じて周知していきます。健康診査未受診者へは個別連絡や家庭訪問等により、受診勧奨を行います。また、医療機関における乳児一般健康診査、妊産婦健康診査、HTLV-1抗体検査、クラミジア抗原検査については公費負担をしているため、母子健康手帳交付時やパパママ学級、出生児家庭訪問により健康診査の重要性について指導し、受診勧奨していきます。	
3	妊娠・出産・子育ての不安解消対策の推進	健康づくり課
	子どもと両親を取り巻く各種機関が連携を図り、きめ細やかな母子支援に努めます。保健師・助産師・管理栄養士による妊娠中の悩みや育児に関する相談、専門スタッフによる言語・心理・療育・歯科の相談を行い、それぞれの子どもにあった子育ての方法について両親とともに考えていきます。 子育て支援センターや関係機関等と連携し、子育てについての知識の提供や相談、親同士の交流を図っていきます。	
4	産後ケアの充実	健康づくり課
	出産後、子育てに不安を感じる母親の負担を軽減するため、育児サポートを通して母親の育児能力の向上や心身の回復等を図ります。また、家庭児童相談員、子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、健康科学大学産前産後ケアセンターママの里等との連携体制を強化します。	

主な事業		
乳幼児健康診査及び健康相談		
5	個々の心身の状況にあった支援を実施するため、乳幼児健康診査（4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児）や健康教室、毎月実施している子育て相談等において保健師等による個別保健指導・相談を行い、母子の健康維持に努めます。	健康づくり課
パパママ学級、乳幼児健康教室の開催		
6	両親が新生児の特徴やこれからの子育てについて学習できるよう、パパママ学級を開催します。また、7 か月児を対象としたすくすく教室においては離乳食の与え方、作り方、試食について栄養士によりアドバイスを行っていきます。	健康づくり課
予防接種		
7	出生児には予防接種手帳を交付し、小児感染症の蔓延防止のための予防接種勧奨を行います。	健康づくり課
小児救急医療体制及び急病時の対応の啓発等		
8	新生児訪問や乳幼児健康診査・各種教室等での情報提供や子育て支援ガイドブックの配布を通して、急病時等の対応や「小児救急電話相談 #8000」等の小児救急医療体制についての啓発を行っていきます。	健康づくり課
母子栄養相談・食育指導		
9	「韮崎市健康増進計画・食育推進計画」に基づき、パパママ学級やすくすく教室、よちよち教室、1 歳 6 か月児健康診査及び月 1 回の栄養相談、また、地域の公民館等において、食育講習や試食等、具体的な方法で食育指導ができるよう実施していきます。	健康づくり課

基本方針3 親の子育て環境の充実

【現状と課題】

近年、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化などにより、子育てに関する情報や知識が子を持つ親たちへと伝わりにくくなっており、育児に対する不安を抱えながら孤立している子育て家庭が増えています。こうした現状の中で、子育て家庭が安心して子育てを行うことにおいて、地域の協力が大きな役割を果たします。

ニーズ調査において、9割近くの保護者が日頃もしくは緊急時に親族に子どもをみてもらえると回答する一方、友人・知人に子どもをみてもらえる保護者は1割程度にとどまったことから、たとえ友人であっても他人を頼りにくく感じている人が多いことがうかがえます。子育て家庭が必要としている支援を的確に把握し、親同士が各種教室や講座等を通してつながりを持ち、不安や悩みを共有し合うなど、地域全体で子育て環境の整備とサービス提供体制を整備することが必要となります。

本市では、パパママ学級や子育て講座の開催等による親同士の交流機会の提供や、各関係機関における相談体制の整備によって、子育てに関する正しい知識の普及と悩みの解消に努めています。また、市広報やホームページ、子育てガイドブック等による情報提供を通して、市の子育て支援サービスや子育てに関する情報・イベント等の周知に取り組んでいます。

引き続き、必要な人に必要な情報が届くよう、多様かつ効果的な情報発信を行う一方、利用者の選択肢の幅を広げ、それぞれの事業を利用しやすい環境づくりを推進することが求められています。

施策の方向

- (1) 家庭の教育力の向上と相談体制の整備及び利用促進
- (2) 子育てに関する情報の充実
- (3) 地域で子育てを支援する体制の推進

(1) 家庭の教育力の向上と相談体制の整備及び利用促進

家庭における教育力の向上に向けた子育てに関する知識の提供や親同士の交流などを行うため、学習会や各種相談事業を実施します。また、育児に対する不安の解消を図るため、市内の相談体制の整備及び利用促進を図ります。

【主な事業・担当課】

主な事業		
1	各種子育て施設での相談	
	子育て世代包括支援センター「葦崎すくすく子育て相談センター」(子育て支援センター「にらちび子育て相談室」・保健福祉センター「健康づくり課」)等の施設に窓口を設置し、子育てに関する情報提供や相談対応を行います。	福祉課 健康づくり課
2	子育て講座の開催	
	子育て講座などを開催し、子育てについての正しい知識の修得、子育て家庭の教育力の向上を図ります。子育て支援センターのイベントとして、言語聴覚士、助産師等を講師とした学習会や、パパの会・ママの会において、子育ての悩みや体験談などを話し合い、不安の解消につながるよう支援します。	福祉課
3	相談体制の周知と充実	
	子育てに関する各種相談窓口や支援内容について、市広報やホームページ等で周知し、それぞれの相談者が必要な支援を受けられるよう福祉課や健康づくり課、教育課等の連携を図ります。	福祉課
4	ブックスタート事業	
	11か月児のよちよち教室及び3歳児健康診査において、図書館司書による読み聞かせや絵本の配布を実施し、絵本の大切さを伝えます。	健康づくり課
5	絵本読み聞かせ教室	
	子育て支援センターにおいて、図書館司書による絵本などの読み聞かせを定期的に行い、親子のコミュニケーションの場を提供します。	福祉課

(2) 子育てに関する情報の充実

子育て家庭が必要な情報を手に入れることができるよう、さまざまな媒体を活用して、効果的に子育てに関する情報を発信します。また、最新の情報の提供に努めます。

【主な事業・担当課】

主な事業		
1	子育てハンドブックの作成	福祉課
	韮崎市内の子育て支援サービスや、子育てに関する情報・イベントについての情報を掲載した「子育てハンドブック」を子育て支援センターと連携して作成・配布します。また、最新の情報を随時更新・集約・発信していきます。	
2	ホームページ等による情報提供	福祉課
	市及び子育て支援センターのホームページや市職員のフェイスブック担当者を通じて、常に最新の情報を提供します。	
3	子育て支援ネットワークづくり	福祉課
	子育てサークルの育成や支援に加え、ホームページやフェイスブックからの情報発信、保育所・子育て支援センター等からのメールマガジンによる情報配信など、スマートフォンやタブレット等を情報共有のツールとして有効に活用した子育て支援のネットワークづくりを推進します。また、NPO法人等の情報サイトとの連携等についても検討します。	

(3) 地域で子育てを支援する体制の推進

核家族化や子育て家庭の孤立化の影響を受けることなく安心して子育てができるよう、地域全体で子どもを育む環境づくりを推進します。

【主な事業・担当課】

主な事業		
1	地域組織育成（愛育会）	健康づくり課
	愛育班活動を通じて、子どもたちが健やかに生まれ育ち、病気や障がいがあっても一生を通して住み慣れた地域で安心して暮らしていくことを見守る活動を推進します。住民の組織活動の一つとして、親子ふれあい教室やプレゼント訪問等の愛育活動への支援を行います。	
2	親と子・3世代のふれあい教室	健康づくり課
	乳幼児や児童及びその保護者、地域の高齢者を対象に、健康体操やおやつづくり、食育講習といった健康教室を実施し、世代間の交流を促進します。愛育会や地域の関係機関と協働し、各地区で親と子・3世代のふれあい教室を開催します。	
3	子育てイベントの実施	福祉課
	子育て支援にかかわる機関や団体などと協力して行う「にらちびフェスティバル」など、子育て世代を対象とした各種イベントを開催して、子育てに関する様々な情報提供・交換や仲間づくりを支援します。	
4	食事づくり体験促進	健康づくり課
	地域の公民館等において愛育会が開催する親と子・3世代のふれあい教室において、手作りおやつや郷土料理を作ることを通して、食育を推進します。また、食生活改善推進員が開催する親子の料理教室により、共食の大切さを広めます。	
5	安心して外出できる環境の整備	建設課 総務課
	妊婦や子ども連れの家族が安心して外出できるよう、市内公共施設等に、ベビーカーや車椅子が通れるスロープ、手すり、多目的トイレ等の設置を行います。また、本市の公園についても、「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」に配慮します。	
6	安全な道路交通環境整備	建設課
	ベビーカーや車椅子が安全に通れるよう、市道の歩道部分の拡充整備や、段差の解消等の実施を検討します。	
7	県営穂坂団地の特定公共賃貸住宅の利用促進	建設課
	特定公共賃貸住宅は、収入が一定の範囲内にあつて、優良な住宅を必要としている中堅所得者のために山梨県が供給している住宅です。子育て世代への提供が可能かつ住環境も子育てに適しているため、利用の促進に向け周知を図ります。	

基本方針4 子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備

【現状と課題】

近年、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。そうした中で、子どもたちはさまざまな支援やサービスによって社会的に守られる立場である一方で、主体性やコミュニケーション力の低下、自己肯定感の希薄化などの問題が指摘される状況も見受けられます。こうした状況の中で、子どもの豊かな心身の育成と、次代の親として生きる力を育むための取り組みを推進することが求められています。

本市では、子どもの豊かな情操教育のためのイベントや各種教室を開催している他、学校外の体験活動やイベント、スポーツ活動の実施にも力を入れることで、子どもの心身の健やかな成長を目指した教育環境づくりを推進しています。また、自分たちが次代の親となるという認識につなげるため、中学生や高校生が、子どもを産み育てることの意義や大切さについて理解できるよう、乳幼児とふれ合う機会や、命や健康の大切さを伝える教育等を実施しています。加えて、心に問題を抱える子どもたちを支援するための居場所づくりや活動の場の提供を通して、子どもの社会的自立を図っています。

今後も、一層のサービスの充実と周知、子どもたちが自分らしくいきいきと過ごすことのできる環境の整備が必要となります。

施策の方向

- (1) 子どもの健全な成長のための環境整備
- (2) 次世代育成の推進

(1) 子どもの健全な成長のための環境整備

学校外で行う体験型のカリキュラムや講師を招いての指導など、子どもがさまざまな経験を通して健やかに成長していくための教育を推進します。また、各種スポーツ大会の開催や児童の居場所づくり等を通して、子どもがのびのびと成長できる環境を整備します。

【主な事業・担当課】

主な事業		
1	心の教育推進事業	教育課
	昔話や伝記等の物語を通し、児童の心の安定、豊かさを目指して、乳児から小学校低学年の児童を対象に、絵本の読み聞かせをはじめとした「おはなし会」等を開催します。	
2	武田の里サマースクール事業	教育課
	青少年の「生きる力」を育成し、決まりや規律を守ること、協力することの大切さが身につくよう、自然とのふれあいや世代間の交流、自然の中での共同生活等の体験教室を実施します。	
3	児童の居場所づくり事業	教育課 福祉課
	学校等と連携して、児童センターや余裕教室等を活用した、児童の居場所の確保について方策を検討します。	
4	有害図書等追放・撲滅運動（立ち入り調査の実施）	教育課
	有害図書等の販売に子どもが容易にふれることがないように、商業施設等に協力を依頼するとともに、「全国青少年健全育成強調月間」に合わせてパトロール、立ち入り調査等を実施します。また、駅前でのチラシの配布等を通して、啓発を行います。	
5	青少年育成推進員	教育課
	青少年の健全育成と非行防止を目的に、地域への青少年育成運動の普及や、望ましい環境づくりに取り組む青少年育成推進員の活動を支援します。また、定期的に育成会の会議を開催し、講師を招いての研修を実施します。	
6	教育担当者会議	教育課 健康づくり課 福祉課
	幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、教育委員会、保健福祉担当者等によって構成されるケース会議を開催し、関係機関との幼児教育・保育、学校教育に関する情報提供・交換を行い、児童・生徒が安心して過ごせる環境づくりに努めます。	
7	子ども体力元気アップ事業	教育課
	子どもの運動不足解消を目的とした各種スポーツ大会等を開催し、スポーツをすることの楽しさ、重要性を啓発します。また、市内のスポーツ少年団の活動を支援するとともに、団体への参加を促進します。	

主な事業		
8	「韮崎スポーツクラブ」運営	教育課
	子どもから高齢者まで幅広い年齢層がスポーツに参加でき、地域住民の健康・体力づくりの向上に役立つだけでなく、地域住民との交流を深める場としての活用も可能な総合型地域スポーツクラブの利用を促進します。	
9	公園整備事業	建設課
	「身近な場所で安心して遊べる公園・遊具がない」という意見が多く、今後も高いニーズがあることが想定されます。当面は既設の公園のバリアフリー化や遊具の安全性の確保を図りながら、安心して遊べる公園の設置について配慮していきます。	
10	地域人材活用の推進	教育課
	地域で幅広い経験や知識を有する人材を講師として招き、農業や音楽（合唱・琴等）、踊り等の指導を受けることで、児童・生徒がいきいきと学ぶ機会をつくれます。	
11	放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携	教育課 福祉課
	放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を強化し、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験活動ができる居場所づくりを推進します。また、事業の一体的な提供体制についても検討を継続します。	

(2) 次世代育成の推進

次世代を担う児童・生徒が社会性や道徳心を養うことができるよう、家庭を持つことや子どもを産み育てることの意義について啓発します。また、心に悩みや問題を抱える子どもに寄り添い、悩みを解決することで、社会的自立を図ります。

【主な事業・担当課】

主な事業		
1	思春期保健対策事業	健康づくり課 教育課
	「命の授業」や総合学習、特別活動等を通して、命や健康を大切に する意識や性に関する正しい知識の普及と、喫煙・飲酒・薬物等に 関する健全な意識の醸成を図ります。	
2	青少年育成カウンセラー、スクールカウンセラー	教育課
	心に問題を抱える児童・生徒、不登校の生徒等の居場所をつくり、 安心して学校生活を送ることができるよう、青少年育成カウンセラー やスクールカウンセラーを活用して、心に問題を抱える子ども及びそ の家族に対する相談事業を実施します。	
3	家庭児童相談員設置事業	福祉課
	子どもや子どもを取り巻く環境における幅広い問題に対応するた め、家庭児童相談員を配置して、子ども及びその家族に対する相談事 業を推進します。また、支援が必要とみられる子どもに関しては関係 機関へとつなぐなど、適切な対応に努めます。	
4	乳幼児ふれあい体験・職場体験の推進	福祉課 教育課
	中高生等の多感な思春期に、子どもとのふれあいを通じて子どもと 接することの喜びを感じられるよう、子どもや家庭の大切さについて 意識啓発を行います。市の保健師が各学校に行き、乳幼児についての 講習会を行います。また、保育所や子育て支援センター等を職場体験 の場として提供し、幼児の世話等を通して子育ての重要性を学ぶ機会 を設けます。	
5	地域の高齢者が参画した世代間交流促進事業	教育課 長寿介護課
	昔の遊びを教えてもらいながら一緒に遊ぶ等して、交流を図ること で高齢者から学ぶ場として活用します。 小学校等への祖父母の招待や地域まるごと介護予防推進事業での 高齢者とのふれあいを通し、子どもに思いやりやいたわりの心を育み ます。	
6	親子ふれあい事業	教育課
	「武田の里親子ふれあい事業」による自然や文化に触れる体験教室 を開催し、大人と子どものふれあいの場を提供します。	

主な事業		
7	公民館学級講座事業	
	地域の親子を対象に、地域の人とのふれあいの場を設け子どもたちの社会参加と人間形成を支援するため、地区公民館の解放を促進します。	教育課
8	中高生のボランティア活動とキャリア教育支援	
	子育て支援センターと韮崎市社会福祉協議会により、中高生にボランティア活動の場や職場体験のキャリア教育の場を、夏休み期間を中心に提供していきます。	福祉課 (再掲)
9	多様な体験活動の促進（環境美化運動、ごみ収集作業、ごみ空き缶拾い）	
	毎年、「全国青少年健全育成強調月間」に合わせ、市内の各地区住民と育成会を中心に、ごみ、空き缶拾いを実施します。環境美化運動等の体験活動を通して、公共心を育て、地域や環境への関心を高めます。	教育課

基本方針5 安全対策の推進

【現状と課題】

近年、子どもが事件や事故に巻き込まれることが増加していることから、子どもが安全かつ安心して地域で育つことができるよう、関係団体等との連携及び協力体制を強化することを通して、子どもの安全対策に向けた取り組みをより一層推進していくことが求められています。そのためには、警察やPTAだけでなく、地域住民との連携が不可欠であり、社会全体で子どもを見守っていく体制を構築することが必要となります。

本市においては、子どもの安全確保のため、防犯情報ネットワークやスクールガードの方々等の地域住民の協力を得た日々の防犯活動や交通安全意識の向上に向けた啓発活動に取り組んでいます。また、通学路や学区内の危険箇所の把握や防犯ベルの配付等、子ども自身の安全に対する意識の向上も図っています。

今後も警察、PTA、ボランティア、スクールガード等、地域全体で取り組む防犯活動や、不審者等の情報の共有を継続して実施することで、子ども及び子育て家庭が安全・安心して暮らせるまちづくりを推進していくことが求められます。

施策の方向

- (1) 子どもを犯罪から守るための活動の推進
- (2) 子どもの身の回りの安全を確保するための活動の推進

(1) 子どもを犯罪から守るための活動の推進

子どもを犯罪から守るため、地域と連携し、多くの人の目による見守り体制の構築を図ります。また、学校においても、防犯マニュアルの作成や防犯ベルの配付など、万が一の事態に備えた対策に取り組みます。

【主な事業・担当課】

主な事業		
1	防犯ベル配付	教育課
	児童の登下校の安全確保のため、小学校入学時に防犯ベルの配付を行います。	
2	防犯灯設置事業と防犯設備の整備	教育課 総務課 福祉課
	児童・生徒の安全を考慮した防犯灯の新規設置や緊急メールシステム等の整備を継続します。既存の防犯灯においては、LED化を促進します。また、幼稚園・保育所・認定こども園においては監視用モニターを設置し、警備を行います。	
3	子育て施設における安全確保の強化	教育課 福祉課
	安全・安心な保育施設・学校施設を維持するため、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校、放課後児童クラブ、放課後子ども教室等において、緊急時を想定した危機管理マニュアルに基づいた職員・学校警備員の迅速な対応と子どもたちへの指導を徹底します。併せて、スクールガードリーダー、スクールガードボランティアへの定期的な研修指導を実施します。	
4	防犯情報ネットワーク推進事業	教育課 総務課
	警察及びタクシー協会、学校警備員、スクールガードリーダー等と連携し、不審者情報の提供・共有及び児童・生徒の保護を推進します。不審者出没箇所については、重点的な見守りを実施します。	
5	緊急避難場所整備事業（子ども110番の家）	教育課
	「子ども110番の家」の緊急避難場所について、地域の実情に合わせて、日中確実に在宅者のいる個人宅や商店へ協力を求め、避難場所の充実を図ります。	
6	教師やPTAによる街頭指導の実施	教育課
	児童・生徒が犯罪に巻き込まれることを未然に防止するために、放課後や休日等に学校・PTA・地域で連携して街頭指導を繁華街等で実施します。	
7	学区内危険箇所の確認	教育課
	児童・生徒が普段から利用する通学路や学区内にある危険箇所を把握し、日頃の安全に対する意識を高めていきます。また、学校からの、学区内危険箇所の改善要望を聞き、関係団体等と連携した対応を検討していきます。	

主な事業		
8	防火・防犯パトロール活動	
	青色パトロールカーによる市内の巡回をスクールガードリーダーとともに実施し、犯罪の発生防止に努めます。また、消防団による戸締りや車両の施錠確認等、診断カードを用いて防犯チェックを行います。	総務課 教育課
9	不審者情報の提供・共有	
	不審者など、緊急性の高い事案が発生した際には、蕪崎市内に設置した防災行政無線により、情報提供を行い、注意喚起と呼びかけを行います。また、防災防犯メールマガジンや防災アプリを活用して周知を図ります。	総務課

(2) 子どもの身の回りの安全を確保するための活動の推進

交通事故や幼児期の家庭内における事故などの防止に向けた取り組みを推進し、子どもの身の回りの安全の確保に向けた意識啓発に努めます。

【主な事業・担当課】

主な事業		
1	子どもの事故予防啓発パンフレット配布	
	新生児訪問、7か月児のすくすく教室や11か月児のよちよち教室等において、事故予防の重要性と予防方法、緊急時の対応についての教育や実習、啓発を行います。また、各健康診査や教室においても随時指導を実施します。	健康づくり課
2	交通事故防止対策	
	子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校、関係団体、民間団体等との連携・協力体制の強化を図ることで、総合的な交通事故防止対策を推進します。チャイルドシート・シートベルトの正しい使用・着用徹底に向けた啓発を図ります。また、街頭指導による啓発等を通して、ドライバーや歩行者の交通安全意識の向上を促進します。	総務課
3	チャイルドシート貸し出し	
	臨時的にチャイルドシートが必要となった人に、短期的な貸し出しを行います。また、貸し出し方法の周知や制度の普及を図ります。	総務課

基本方針6 男女がともに仕事と子育てを両立できる社会の実現

【現状と課題】

近年、女性の社会進出や就業形態の多様化などにより、夫婦共働きが一般化しています。一方で、依然として子育てや家事は女性の仕事として捉えられている傾向があります。子育てはその苦労や喜びを夫婦でともに分かち合いながら協力して行うものであるため、このような子育てを推進するための家庭・社会環境を整備していくことが重要となっています。

ニーズ調査結果においても、父母ともに子育てに関わっている家庭が過半数を占めていますが、未だ約3割の家庭が主に母親が子育てをしているという現状があります。また、子どもが病気やケガ等の際には、母親が仕事を休んで対応しているケースが多くなっています。

育児休業の取得についても、仕事の多忙や経済的な事情、取得しにくい雰囲気等の理由により、父親の取得率は一向に向上していません。今後は、父親も子育てに関わりを持ち夫婦で子どもを育てるという選択をしやすく、家庭内の役割分担の固定化の解消や男女共同参画意識の醸成、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る必要があります。

こうした状況を踏まえて、男女共同参画に関する啓発や雇用環境改善の促進に向けた企業への働きかけ、国や県からの情報の発信などを通して、「子育ては父親と母親が協力してするもの」という意識を高め、そうした子育てが可能な環境づくりを図ることが求められています。

施策の方向

- (1) 男女がともに子育てをするための体制の構築
- (2) 仕事と家庭の両立の推進

(1) 男女がともに子育てをするための体制の構築

育児に関する学習機会の提供や男女共同参画に関する意識啓発を推進し、父親と母親が協力し、子育ての喜びと責任をともに分かち合える社会づくりを目指します。

【主な事業・担当課】

主な事業		
1	父親の子育て意識の醸成	健康づくり課
	母子健康手帳交付時に合わせ、父親に対し積極的な育児参加を促すため父子健康手帳を交付します。また、パパママ学級を通して、子育てに関する知識や情報の提供を行い、父親と母親が協力して育児や家事を行うための意識醸成に努めます。	
2	男女共同参画社会づくり事業	総合政策課
	「韮崎市男女共同参画推進計画」に基づき、地区での推進活動や男女共同参画フォーラムの開催、モデル家庭の認定等を行い、啓発及び推進活動を行っていきます。また、様々な分野での男女共同参画社会の実現に向けた推進施策についても検討します。	

(2) 仕事と家庭の両立の推進

子育て家庭のワーク・ライフ・バランスの向上に向け、職場の環境整備を促進します。また、国や県からの情報の提供による啓発運動を推進します。

【主な事業・担当課】

主な事業		
1	働き方の見直し啓発事業	産業観光課
	「働き方改革」等に伴う働き方の見直しをはじめ、雇用環境の改善に向けた情報を市ホームページ・広報等で周知します。	
2	育児休業制度普及相談事業	産業観光課
	育児休業制度や社会保険料（健康保険・厚生年金）免除等の雇用環境の整備に関して、国や県からの情報を提供し、改善に向けた取り組みや内容を市ホームページ・広報等で周知します。 また、父親の育児休業取得促進のため、商工会の研修等において、パンフレットの配布等を行い、普及・啓発に努めます。	

基本方針 7 子どもの貧困対策の推進（韮崎市子どもの貧困対策推進計画）

【現状と課題】

平成 29 年の調査によると、本市の子どもの相対的貧困率は 9.7%となり、10 人に 1 人の子どもが相対的貧困の状態であることが把握されました。子どもが貧困であることは、子どもが所属する世帯が貧困であると考えられ、貧困のために十分に教育を受ける機会等に恵まれないことや、栄養や住環境の不十分さなど、多様な原因が絡み合い成長後も再び貧困層となってしまう、いわゆる「貧困の連鎖」に巻き込まれやすい状況にあります。そのため、現在から将来にわたって全ての子どもたちが、その生まれ育った環境によって左右されることなく、前向きな気持ちで夢や希望を持つことができるようにする施策が求められています。

本市では子どもの貧困の状況やそれに対応する事業について、既に様々な組織や事業、サービスが展開されておりますが、アンケートによると一部の保護者からは書類の煩雑さや内容にわかりにくさを感じていること、子育ての費用が軽減される支援や「居場所」や「学習支援」につながるニーズが高いことがわかりました。

そのため、市の事業を整理し、ニーズにあった情報を発信するとともに、行政の制度や事業では届かない地域の民間団体が行う子どもの貧困への取り組みを把握し支援につなげていくことや、市が保有する様々な情報を活用し、関係機関と連携して必要な支援策を展開していくことが課題と言えます。

施策の方向

- (1) 子どもの貧困の状況把握
- (2) 情報の共有化・見える化と各機関を「つなぐ」
- (3) 子どもの貧困世帯に対する支援策の展開

(1) 子どもの貧困の状況把握

子どもの貧困への対応をするために、子どもや子育て世帯が貧困にある状況を把握します。

主な取り組み	
1	親の妊娠・出産期からの保健師による子ども世帯の把握
	親の妊娠・出産期においては、母子保健サービスにより保健師による子ども世帯の把握を行うと同時に、養育環境や経済的状況等を把握することに努めます。また、その段階において相談窓口や貧困対策の情報を保護者に提供します。
2	相談時における状況把握
	市で行っている各種の相談事業を活用し、世帯の状況を把握することに努めます。また、各課において貧困を背景とした相談を受けた場合は、福祉課に情報提供を行うよう要請し、必要な支援につなげます。
3	学齢期における状況の把握
	全ての子どもが通う学校において、家庭状況をはじめとした、さまざまな情報把握を行い、必要な支援につなげます。
4	地域での相談
	地域の目は、子どもや子育てを支援する際に重要な見守りの役割を果たします。しかし、一方で、貧困が関わる場合は、対象者が地域との関わりについて壁を感じる可能性があり、十分に注意を払って対応に当たる必要があります。地域において活動する団体や組織に対しては、子どもの貧困対策の取り組みについて十分な説明を行い、気になる状況を把握した場合には、必ず情報の一元化の元となる福祉課への連絡を行うよう要請し、情報が不用意に周囲に漏れない体制づくりを行います。

(2) 情報の共有化・見える化と各機関を「つなぐ」

「支援が必要な子どもの情報」を必要とする支援につなぎ、かつ、貧困について安心して相談できる体制づくりに努めます。

主な取り組み	
1	情報の一元化と相談体制の確立 相談等で集められた情報は、「韮崎市個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱うとともに、情報を一元的に管理し、相談内容の蓄積を行い、相談者に応じた適切な支援につなげます。また、相談を受ける担当者については、子どもの貧困に対する理解のための研修を計画し、適切な対応と質の向上に努めます。
	情報の共有と各機関へのつなぎ 学校を軸として、子どもや子育て世帯の状況の把握に努め、様々な資源を活用できるよう「学校プラットフォーム化」に向けて、韮崎市の子どもにおける学校の位置付けについて検討します。 地域で活動する団体やサービスに関する情報を把握し、子どもの貧困対策に有効となる情報の共有化を図ります。また、山梨県が実施する地域コーディネーターの養成研修を活用し、地域ネットワークの構築に努めます。
3	情報の見える化 市内にある様々な公共施設、地域で活動する各団体や各団体で実施するサービス内容の情報については把握に努め団体との連携を図ります。また、貧困対策にかかわる新しい事業の立ち上げや規模拡大の動向に注視し、子どもの貧困対策として有益な活動に対して支援を検討する等地域資源との結びつきを図ります。
	情報の発信 公的支援や地域資源の情報について、既存の媒体の活用はもとより、保護者からのニーズが高かった電子媒体やSNSの活用を検討します。

(3) 子どもの貧困世帯に対する支援策の展開

国の『子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月）』において、子どもの貧困対策に対する重点施策として①「教育の支援」、②「生活の安定に資するための支援」、③「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、④「経済的支援」が示されたことを踏まえ、4つの視点から子どもの貧困世帯に対する支援策を推進します。

①教育の支援

家庭の状況にかかわらず、全ての子どもが、能力・可能性を最大限に伸ばしていけるようにするため、学校の授業以外での学習機会の場を設け、経済的な事情等から塾へ通えない子どもに対する学習支援を推進します。また、多様な体験活動の機会提供に取り組みます。

主な事業		
1	子ども・子育て支援事業	福祉課
	子ども・子育て支援法に基づき、子育て施設に対する支援の仕組みを共有化し、利用料や副食費について保護者の負担軽減を図り、施設への財政支援を行います。	
2	学校プラットフォーム化	教育課
	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、いじめや不登校等の未然防止、早期対応への相談支援体制の充実を図ります。	
3	就学援助事業	教育課
	経済的に余裕のない世帯の就学に要する費用負担の軽減を図るため、当該経費の全部または一部を支給します。	
4	特別支援教育振興事業	教育課
	特別支援学級に在籍する世帯の就学に要する費用負担の軽減を図るため、当該経費の必要額を支給します。	
5	小学校バス通学補助事業、中学校遠距離通学費補助事業	教育課
	通学に係る経済的負担を軽減するため、通学費の一部を助成します。	
6	学習支援事業の推進	福祉課
	既存の「学習支援事業」について、利用者の意見や課題把握に努め、利用しやすい環境を整備します。また、学習支援事業の意向がある団体等を把握し、子どもの学習支援の継続に努めます。	
7	武田の里サマースクール	教育課
	学校の授業以外での学習機会の場を設け、多様な体験活動の機会を提供します。	

②生活の安定に資するための支援

親の妊娠・出産期から家庭の状況を総合的に把握し、学校給食や子ども食堂等による食事の提供支援や子どもの居場所づくり等に取り組み、生活に困難を抱える世帯に対する生活支援の充実を進めます。

主な事業		
1	妊婦出産包括支援事業	
	妊娠期から子育て期における育児不安等を解消するため、継続して包括的な支援を実施します。	健康づくり課
2	利用者支援事業	
	韭崎すくすく子育て相談センター（「子育て支援センター」・「保健福祉センター」）にて、利用者支援専門員による子育てに関する相談を実施します。	福祉課
3	家庭児童相談員設置事業（再掲）	
	子どもや子どもを取り巻く環境における幅広い問題に対応するため、家庭児童相談員を配置して、子ども及びその家族に対する相談事業を推進します。また、支援が必要とみられる子どもに関しては関係機関へとつなぐなど、適切な対応に努めます。	福祉課
4	生活困窮者自立相談支援事業	
	生活困窮世帯に対し、相談兼就労支援員を配置し、相談及び必要なサービスの提供を実施します。また、支援が必要な子どもや世帯の情報を一元管理し、必要な公的機関や地域資源へのつなぎを行います。	福祉課
5	母子健康教育事業	
	育児不安の解消、虐待等の予防や子育て支援の充実を図るため、母親等に対して各種の教育事業を実施します。	健康づくり課
6	母子健康診査事業	
	妊婦・乳幼児の疾病予防、心身の発達の遅れや虐待等の早期発見につながる健康診査事業を実施します。	健康づくり課
7	母子相談・訪問事業	
	妊娠・出産・育児における不安の解消と虐待等の防止及び子育て支援のため、個別相談や訪問による指導を実施します。	健康づくり課
8	地域子育て支援センター管理運営事業	
	子育て支援の拠点及び憩いの場を提供します。	福祉課
9	食糧支援事業	
	子どものいる経済的支援が必要な世帯で、食糧が必要とされる世帯に対して、既存の「食糧支援事業」に加えて、学校が長期休暇となる期間に合わせて無償で食糧を提供し、世帯把握や相談につなげます。	福祉課

主な事業		
食育の推進		
10	乳幼児期、学童期、思春期等の各ライフステージにあわせて、バランスの取れた食事や共食の推進に取り組みます。	健康づくり課
学校給食による食育の推進		
11	子どもの望ましい食習慣の定着に向け、学校給食を通じて「食」の重要性を知らせるとともに、教科と連携した食育を継続的に進めることで、栄養・食生活に関する意識や食行動の改善に取り組みます。	教育課
子ども食堂の支援		
12	子どもの居場所づくりを目的として子ども食堂を開設・運営する団体の取り組みを把握し、子ども食堂の維持・推進に必要な支援を検討します。	福祉課
児童センターの運営		
13	児童の健全な育成が図れるよう、葦崎、北東、北西、甘利の各児童センターにおいて、学校の放課後等の適切な遊びと生活の場を提供します。	福祉課
放課後子ども総合プラン推進事業		
14	穂坂小学校児童の放課後等における安全及び居場所の確保を図るため、「放課後子ども教室」を開設します。	教育課
ファミリー・サポート支援事業		
15	保護者の個々のニーズに対応できる育児支援サービスを提供するため、「ファミリー・サポート・センター」を開設し、利用促進のため利用料を助成します。	福祉課
子育て短期支援事業		
16	一時的に家庭において、養育困難となった子どもの生活を確保するため、児童福祉施設を利用する際の費用負担を助成します。	福祉課
父親子育て応援事業		
17	積極的な育児への動機づけを図るため、父子健康手帳と育児グッズを提供します。	健康づくり課
生活困窮者住居確保給付事業		
18	生活困窮世帯に対し、安定した住居（賃貸住宅）の確保を図るため、給付金を支給します。	福祉課

③保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

生活に困難を抱える保護者は、正規雇用の割合が少なく、安定的な就労に結びつきにくい状況等がみられるため、ハローワーク等と連携し、生活に困難を抱える保護者への就労相談や支援を行います。

主な事業		
1	ひとり親世帯向け就労支援	福祉課
	母子家庭等の母または父に対し、資格の取得を容易にし、就業を支援することで生活の安定を図ります。	
2	生活困窮者向け就労支援	福祉課
	最低限の生活を維持することが困難な方の相談に応じ、ハローワーク等と連携し就労に関する支援を行います。	
3	長期的な取り組みが必要な方への支援	福祉課
	引きこもりや精神疾患等により、社会との接点が少ない時期を長く過ごした方が就労への意欲がある場合に、社会復帰と就労につながるよう、障害福祉サービスの活用等も検討しながら、それぞれのケースに見合った支援を計画的に行います。	

④経済的支援

家庭の生活状況に応じた保護者に対する各種手当や子ども医療費助成、貸付制度などの経済的な支援により、生活に困難を抱える子育て家庭などの生活基盤を支えます。

山梨県等が窓口となっている事業についても、県が作成したリーフレット「やまなし子どもサポート情報」の活用をはじめ情報把握に努め、市に窓口がないという理由で受給に結びつかないということが起きないように必要な支援を行います。

主な事業		
1	児童手当	
	子育てにかかる費用の一部を軽減させるため、中学校終了前までの間、当該手当を支給します。	福祉課
2	児童扶養手当施行事業	
	ひとり親家庭の生活を支援するため、子どもが18歳到達後の最初の3月31日を迎えるまでの間（障がい有する場合は20歳未満）、当該手当を支給します。	福祉課
3	ひとり親家庭医療費助成事業	
	ひとり親家庭の医療にかかる経済的負担を軽減するため、満18歳未満の子どもの入院・外来に要した医療費を助成します。	福祉課
4	ひとり親家庭支援事業	
	祖父母が児童を養育している家庭の経済的な負担を軽減するため助成金を支給します。	福祉課
5	養育医療費助成事業	
	入院養育が必要とされる未熟児に対する医療費の軽減を図るため当該経費を助成します。	健康づくり課
6	子ども医療費助成事業	
	医療費に係る経済的負担を軽減するため、満18歳に達した最初の3月31日までの子どもの入院・外来に要した医療費を助成します。	福祉課
7	生活保護	
	病気や事故、失業などで収入が減り生活が困っている人が、健康で文化的な最低限度の生活を保障するための給付を受けられます。	福祉課

第6章 計画の推進体制

第1節 推進体制

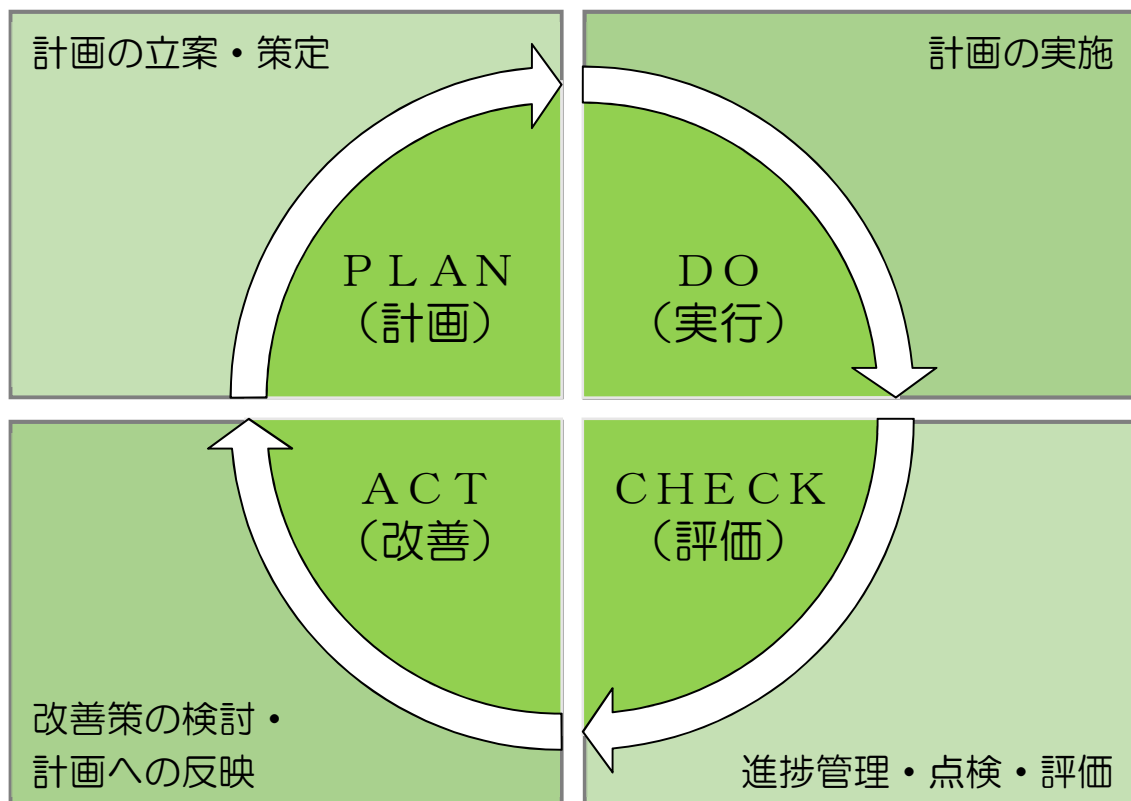
本計画は、全ての子どもと子育て家庭を対象に、子育て支援施策を推進するための計画です。本計画の推進において、全庁的な連携を高めるとともに、韮崎市全体で子どもへの支援及び子育て家庭への支援に取り組むことが必要不可欠となります。そのために、家庭をはじめ、幼稚園、保育所、認定こども園、学校、その他の子育て支援施設、地域、関係機関等、市内の子育て支援に関わる全ての主体との連携を図り、それぞれの意見を踏まえながら、子育て支援施策の充実に努めていきます。

また、市広報やホームページ、役所や子育て支援センター等の窓口等で、本計画について広く周知・情報提供を行い、子育てに参画する各主体に対し、地域全体で子育てを支援する意識の醸成を図ります。

第2節 評価・検証

各種子育て支援施策の実効性を高めるため、「韮崎市子ども・子育て会議」を本計画の進捗状況について継続的に検証する場と定め、PDCAサイクルに基づく点検・評価・分析・改善に努めます。

【PDCAサイクルの図】



① 蕪崎市子ども・子育て会議条例

平成25年6月25日条例第33号

蕪崎市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、蕪崎市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について市長の諮問に応じ調査審議する。

- 2 子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ市長に建議することができる。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 法第6条第2項に規定する保護者
- (5) その他市長が適当と認める者

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が会議を招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 子育て会議は、必要があると認めるときは、子育て会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(事務)

第7条 子育て会議の事務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、子育て会議が市長の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(韮崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 韮崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

② 子ども・子育て会議委員名簿

No	氏名	所属（団体名）：役職等	備考
1	石山 ゐづ美	常葉大学保育学部教授	1号委員
2	中山 友江	山梨学院短期大学特任講師	〃
3	松本 恵子	社会福祉法人こどものあした福祉会理事	〃
4	渡邊 素士	韮崎市地区長連合副会長	2号委員
5	一木 芳恵	民生委員・児童委員協議会会長	〃
6	内藤 香織	NPO 法人子育て支援センターちびっこはうす理事長	3号委員
7	大村 純一	韮崎愛生幼稚園園長	〃
8	今福 千恵子	韮崎カトリック白百合幼稚園園長	〃
9	大木 正人	山梨英和ダグラスこども園園長	〃
10	深澤 由紀子	すみれ韮崎保育園園長	〃
11	大輪 奈津美	市立保育所保護者連合会会長（韮崎東保育園）	4号委員
12	浅川 景子	〃 副会長（たんぼぼ保育園）	〃
13	横内 郷志	韮崎愛生幼稚園保護者代表	〃
14	樽林 学	韮崎カトリック白百合幼稚園保護者代表	〃
15	矢崎 綾子	山梨英和ダグラスこども園保護者代表	〃
	土橋 春子	市立韮崎東保育園長（事務局扱い）	
	横森 順子	市立たんぼぼ保育園長（事務局扱い）	
	清水 智恵子	市立すずらん保育園長（事務局扱い）	
	望月 佐知恵	学校教育担当（放課後子ども教室等：事務局扱い）	
	内藤 静香	保健指導担当（全戸訪問・妊婦健診等：事務局扱い）	
	横森 弘樹	福祉課長	事務局
	小澤 京子	子育て支援担当リーダー	事務局
	秋山 陽一郎	子育て支援担当（保育園施設担当）	事務局
	塚原 彌文	子育て支援担当（幼稚園担当）	事務局
	駒井 美穂	子育て支援担当（保育園運営担当）	事務局
	小中澤 淳	社会福祉担当リーダー	事務局
	越石 宏幸	社会福祉担当（子どもの貧困対策担当）	事務局

③ 計画策定までの経過

年 月 日	項 目 名	内 容 等
令和元年 5 月 27 日	第 1 回 子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援事業計画の策定 について ・計画策定に係るニーズ調査について 等
令和元年 6 月 21 日～ 7 月 8 日	ニーズ調査の実施	
令和元年 10 月 28 日	第 2 回 子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援事業計画策定、 子どもの貧困対策推進計画（骨子） について 等
令和元年 12 月 2 日	第 3 回 子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援事業計画の内容 について 等
令和 2 年 1 月 16 日～ 令和 2 年 2 月 14 日	パブリックコメントの実施	
令和 2 年 2 月 26 日	第 4 回 子ども・子育て会議	・パブリックコメントの結果について ・子ども・子育て支援事業計画の承認 等

④ 用語集

あ 行

愛育会

地域の人たちの健康を見守る自主組織です。

育児休業制度

「育児・介護休業法」で規定されている、労働者が育児のために退職することなく、一定期間休業することのできる制度です。満1歳（両親ともに育児休業を取得した場合は1歳2か月。保育所に預けられないなどの事情がある場合は1歳半）に満たない子どもを養育する保護者が、事業主に申請することによって、育児休業を取得することができます。

NPO

Non-Profit Organizationの略であり、「民間非営利団体」と略される、営利を目的とせず自主的・継続的に社会貢献活動を行う団体のことです。

か 行

核家族化

「核家族」とは、『夫婦のみ』『夫婦とその未婚の子ども』『父親または母親とその子ども（父子世帯及び母子世帯）』のいずれかの形態である家族のことであり、我が国における都市化や高度経済成長に伴って、3世代以上が同居している「大家族」世帯等が減少し、この「核家族」世帯が増加した現象のことをいいます。

学校プラットフォーム

「子どもの貧困対策に関する大綱」（2014年8月29日閣議決定）において、「教育の支援では、『学校』を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る」ものとして使用された言葉です。

家庭児童相談員

児童やその家庭に生じた問題、虐待、配偶者暴力などに関する相談・カウンセリングを行う専門職です。

子育て支援センター

乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行い、地域全体で子育て支援を行う施設です。

子育て世代包括支援センター

母子保健法に基づき市町村が設置している、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じた支援や保健・医療・福祉などの関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を一体的に提供する施設です。

子ども食堂

子どもやその保護者及び地域の人々に対し、無料または安価で栄養のある食事や団らんの機会を提供することを目的に行われている社会活動です。

子ども 110 番の家

危険を感じた子どもが助けを求めてきた時に、子どもを保護する役割を担っている家や施設です。

さ 行

次世代育成支援対策推進法

少子化対策の一環として、子育て家庭への社会的支援を進めるために、子育て環境の整備や仕事と子育ての両立のための取り組み等について目標が設定された法律です。この法律において、各自治体に行動計画を策定することが規定されています。

施設型給付

子ども・子育て関連3法に基づく制度の一つである、幼稚園・保育所・認定こども園に対する共通の給付のことです。

児童センター

児童館の一つで、地域の子どもの心身の健全な育成を目的に、主に運動などの遊びを通じた子どもの運動能力や体力の向上が図られる事業や設備が整備されている施設です。

児童相談所

児童の福祉に関する様々な問題について、家庭等からの相談に応じ、ニーズに応じた支援を行うことで子どもの福祉と権利擁護を行うことを目的とする児童福祉行政機関のことです。

社会福祉協議会

地域福祉の推進を図るために、全ての市区町村に設置されている民間の福祉団体です。また、地域住民ボランティアや保健・福祉等の関係者、行政機関等の参加・協力を得ながら活動しています。

スクールカウンセラー

学校において、子どもの生活上での悩みや問題等についての相談対応や助言を行う、臨床心理の専門職です。

スクールガード

子どもを事件等から守るため、下校時を中心に付き添い等の見守り活動を行い、犯罪の未然防止を図っている地域のボランティアの方々のことです。

スクールソーシャルワーカー

学校において、子どもが抱える悩みや問題を取り巻く環境要因の調整や直接的な介入等を通して、保護者や教員と連携・協力しながら支援を行う社会福祉の専門職です。

た 行

待機児童

「保育所への入所申込を提出しており、入所要件を満たしているにもかかわらず、保育所に入所できない状態にある児童」のことです。

地域型保育給付

施設（原則 20 人以上）よりも少人数の単位で、0～2 歳の子どもを預かる事業のことです。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育のことを指します。

特別支援学級

平成 19 年より始まった従来の盲・聾・養護学校などの障がいの種類を超えた学校制度です。障がいの程度が比較的重い視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱の子どもを対象としています。

は 行

バリアフリー

社会生活を送る上で妨げとなる障壁（＝バリア）となるものを除去（フリー）するという意味で、建物や道路の段差解消など、生活環境上の物理的障壁を除去する考え方のことです。より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられます。

PDCAサイクル

点検・評価を一連のシステムとして進める手法で、計画をたて（Plan）、実行し（Do）、実行した結果を評価し（Check）、計画のさらなる見直し（Action）を行うことをいいます。

母子自立支援員

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づいて各自治体の福祉事務所に配属されている、ひとり親となったことで生じた様々な悩みに対する相談対応や、経済的支援に関する指導等を行う専門職です。

や 行

要保護児童対策地域協議会

全ての子どもが心身ともに健やかに安心して育つことができるよう、児童福祉、教育、警察などの関係機関が連携し、児童虐待等を早期発見・対応できるよう活動している協議会です。

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、施設や遊具、仕組みなどがすべての人にとって、利用・享受できる仕様・デザインに工夫する考え方のことです。

ら 行

療育

障がいのある子どもが社会的に自立することを目的として、早期に行われる適切な医療と保育のことです。

わ 行

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳されます。「豊かで充実した人生を送るために、仕事上の責任を果たすとともに、家庭においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じた多様な生き方を選択・実現できる」ことを定義したものです。

韮崎市 第2期子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：韮崎市

〒407-8501 山梨県韮崎市水神1丁目3番1号

TEL：0551-22-1111/FAX：0551-23-0249
